```
      ※※※※※※※※※※※※※※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      >

      ※
      >

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

    <t
```

第 面 市

## 令和7年第4回箕面市議会定例会議案

報告第30号	専決処分の報告の件(事故に係る損害賠償請求に関する和解)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第92号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立止々呂美ふるさと自然館)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第93号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立駐車場)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第94号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立図書館)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第95号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立総合運動場)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第96号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立生涯学習センター)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第97号議案	箕面市事務分掌条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第98号議案	箕面市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例 に関する条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第99号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件	27
第100号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	50
第101号議案	箕面市印鑑登録及び証明に関する条例改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第102号議案	箕面市建築基準法施行条例改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66

第103号議案	箕面市火災予防条例改正の件	67
第104号議案	令和7年度箕面市一般会計補正予算(第4号)	69
第105号議案	令和7年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)	101
第106号議案	令和7年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)	110
第107号議案	令和7年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)	117
第108号議案	令和7年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	126
第109号議案	令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算(第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135

#### 報告第30号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により次の1件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解(令和7年11月7日専決)
  - (1) 事故発生日時 令和7年4月29日 午前6時50分頃
  - (2) 事故発生場所 箕面市箕面国有林内長谷橋付近 市道箕面五月山線路上
  - (3) 相 手 方 高槻市在住の個人
  - (4) 事 故 の 状 況 上記日時・場所において、相手方の自動車が市道箕面五月山線を走行していたところ、路面に落ちていた石に接触し、同車両の左前輪のタイヤを破損したものである。
  - (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、48,752円とし、市は、相手方に2 4,376円を支払う。
  - (6) 和解年月日 令和7年11月7日

#### 第92号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 公の施設の名称 箕面市立止々呂美ふるさと自然館
- 2 指定管理者 新潟県三条市中野原456番地

株式会社スノーピーク

代表取締役社長 水 口 貴 文

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (提案理由)

箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

#### 第93号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立駐車場の指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 公の施設の名称 箕面市立箕面駅前第一駐車場、箕面市立箕面駅前第二駐車場及び箕面市立箕面駐輪場
- 2 指定管理者及びその構成団体

指定管理者		指定管理者の構成団体						
タイムズ・日装 共同事業体	代表団体	東京都品川区西五反田二丁目20番4号 タイムズ24株式会社 代表取締役 西 川 光 一						
	以外の構	東京都品川区西五反田二丁目 2 0 番 4 号 タイムズサービス株式会社 代表取締役 川 上 紀 文						
	成団体	東京都渋谷区道玄坂一丁目9番2号 日装株式会社 代表取締役 市 沢 政 隆						

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (提案理由)

箕面市立箕面駅前第一駐車場、箕面市立箕面駅前第二駐車場及び箕面市立箕面駐輪場の指定管理者 を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案す るものである。

#### 第94号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立図書館の指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 公の施設の名称 箕面市立船場図書館
- 2 指定管理者 吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学

総長 熊ノ郷 淳

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (提案理由)

箕面市立船場図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24 4条の2第6項の規定により提案するものである。

#### 第95号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立総合運動場の指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 公の施設の名称 箕面市立第二総合運動場 市民温水プール
- 2 指定管理者 大阪市北区末広町3番3号

株式会社関西テレビライフ

代表取締役社長 古 市 忠 嗣

3 指定の期間 令和8年6月1日から令和23年3月31日まで

#### (提案理由)

箕面市立第二総合運動場 市民温水プールの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

#### 第96号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立生涯学習センターの指定管理者を指定する。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 公の施設の名称 箕面市立船場生涯学習センター
- 2 指定管理者 吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学

総長 熊ノ郷 淳

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (提案理由)

箕面市立船場生涯学習センターの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第九十七号議案

箕面市事務分掌条例制定の件

箕面市事務分掌条例を次のように定める。

令和七年十二月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市事務分掌条例

箕面市事務分掌条例 (平成二十 一年箕面市条例第三号) の全部を改正す

る。

(部の設置)

第 一条 地方自治法 昭昭 和 二十二年法律第六十七号) 第百五 + 八条第 \_ 項

<

 $\bigcirc$ 

規定に

ょ

り、

市長

 $\mathcal{O}$ 

権

限

に属する事

務を分掌させるため、

次の

部を置

一企画部

二 総務部

三 人権文化部

四 市民部

五 福祉部

六 健康医療部

七 都市計画部

八 都市整備部

(分掌事務)

第二条 企 画 部  $\mathcal{O}$ 分掌する事務は 次  $\mathcal{O}$ とおりとす

一 秘書に関する事項

一 儀式に関する事項

三 広報に関する事項

四 市政の総合企画及び調整に関する事項

五 商工及び労働に関する事項

六 地 域経 済  $\mathcal{O}$ 活 性化 及 U 地 域  $\mathcal{O}$ 総合的 な 振 興 関す 項

七 観光に関する事項

八 情報政策に関する事項

九 財政に関する事項

十 行政改革及び行政評価に関する事項

総務部の分掌する事務は、次のとおりとす

る。

2

一 行政組織に関する事項

一 文書に関する事項

三 情報公開に関する事項

四 統計に関する事項

五 人事、給与、研修及び福利に関する事

項

六 安全政策及び防災に関する事項

七 政策法務及び法規に関する事項

八 議会に関する事項

九 税に関する事項

十 契約及び検査に関する事項

十一 債権に関する事項

十二 他の部の主管に属しない事項

3 人 権 文化 部  $\mathcal{O}$ 分掌す る 事務 は 次  $\mathcal{O}$ とお りとする。

一 文化に関する事項

二 市民活動の促進に関する事項

三 人権に関する事項

四 国際施策に関する事項

五 男女協働参画に関する事項

六 芸術に関する事項

七 生涯学習に関する事項

八 文化財 他  $\bigcirc$ 部  $\mathcal{O}$ 主管に 属 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 に 関 す る 事項

九 スポーツに関する事項

市民部の分掌する事務は、次のとおりとする

4

一 市民サービスの向上に関する事項

市 民自 治 自 治会活 動 及 U コ 3 ユ = テ 1 セ ン タ に 関 す る事 項

三 消費生活に関する事項

四 広聴及び市民相談に関する事項

五 戸 籍、 住 民 基 本台 帳、 印 鑑 登 録 及 び 外 玉 人  $\mathcal{O}$ 在 . 留 12 関 す る事 項

六 住居表示に関する事項

七 葬儀、墓地及び埋葬に関する事項

八 健康保 険 他  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 主管 に 属する t  $\mathcal{O}$ を除 に 関 す る事 項

九 国民年金に関する事項

+ 介 護保 険  $\mathcal{O}$ 賦 課、 徴 収 及 び 保 険 給 付 に 関 す る事

十一 福祉医療に関する事項

十二 後期高齢者医療制度に関する事項

十三 廃棄物及び資源化に関する事項

5 福 祉 部  $\mathcal{O}$ 分 掌 す る 事 務 は 次  $\mathcal{O}$ と お ŋ とす る。

一 福祉に関する事項

介 護保 険 他  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 主管 に 属 す る  $\mathcal{O}$ を 除 に 関 す 事 項

健 康 医 療 部  $\mathcal{O}$ 分 掌 す る 事 務 は 次  $\mathcal{O}$ とお りとする。

6

一 市立病院事業に関する事項

- 二 保健及び衛生に関する事項
- 三 地域医療に関する事項

四 健康に関する事項

7 都 市 計 画 部  $\mathcal{O}$ 分掌する 事務 は 次  $\mathcal{O}$ لح お りとする。

一 都市計画に関する事項

二 市街地整備に関する事項

三 景観に関する事項

四 動物に関する事項

五 農林水産及び地産地消に関する事項

六 住宅政策及び市営住宅に関する事項

七 開発指導及び建築指導に関す

る

事

項

八 環境の保全に関する事項

九 公有財 産 他  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 主管に 属する ŧ  $\mathcal{O}$ を除 に 関 する事項

十 公共用地の取得及び活性化に関する事項

十一 市有建築物の営繕に関する事項

十二 庁舎管理及び運営に関する事項

8 都 市 整備 部  $\mathcal{O}$ 分 掌 す る 事務は 次  $\mathcal{O}$ と お り

一 公園及び緑化に関する事項

二 河川及びため池に関する事項

三 道路及び橋りょうに関する事項

四 公共交通に関する事項

五 特 定地 域  $\mathcal{O}$ 総 合的 な振 興 他  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 主管 属 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を除く。 に

関する事項

附則

(施行期日)

1  $\mathcal{O}$ 条 例 は、 令 和 八 年 兀 月 日 カン ら施 行 す る。

箕面 市 情 報シ ス テ A  $\mathcal{O}$ 管 理運 営 に 関 す る条 例  $\mathcal{O}$ 部 改正)

2 箕 面 市 情 報 シ ス テ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 管理運営に 関す る条例 平 成十六年箕面市 条例

第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中 「平成十六年箕面市条例第四十 号」 を 令 和 七 年箕面 市

例第 号」 に、 「会計室」 を 「会計 課 に 改める。

(箕面 市 消 防長及 び 消防署長  $\mathcal{O}$ 資格を定め る条例  $\mathcal{O}$ 部改 正

3 箕 面 市 消 防長及 び 消 防署長  $\mathcal{O}$ 資格を定める条例 平 成二十六年箕面市

条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号 中 平 成二 +年箕面 市 条 例 第三号」 を 和 七 年 箕面

市条例第号」に改める。

# 提案理由)

る す 市 少 子 民 る 高 組  $\equiv$ 織 齢 化、 を ズ 再 :編す 情 対 応 報 るた することを目 化  $\mathcal{O}$ め、 進 展 本条例 に ょ 的 る社会経 を制 と L 定す て、 済 る 市 情 ŧ 長 勢  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 急速 で 権 あ 限 る。 な変 に 属 す 化 る事務を分 Þ 多 様 化 す

九 + 八 号 議 案

箕面 市 地 方 教 育 行 政  $\mathcal{O}$ 組 織 及 び 運 営 関 す る 法 律 に 基 づ

務 権 限  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 条 例 制 定  $\mathcal{O}$ 件

箕面 市 地方 教育行 政  $\mathcal{O}$ 組 織 及 び 運 営 12 関 す る 法 律 に 基 づ 職 務権 限  $\mathcal{O}$ 特

例 に す る条 例 を次  $\mathcal{O}$ ょ に 定 8 る。

う

令 和 七 年 十二月 日 提 出

箕面 市 長 原 田 亮

箕面 市 条 第 뭉

箕面 市 地方 教 育 行 政  $\mathcal{O}$ 組 織 及  $\mathcal{U}$ 運営 12 関 す る 法 律 に 基 づ

務権 限  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 条 例

る 教育 号。 泉亭、 置、 を含 及 面市 方 教育 箕面 び 以 じょ。)。 <u>\\</u> 関 第十二号 管 下 市 す 理 生 箕 行 及び 涯学 面 る事 法 77 政 义 市  $\mathcal{O}$ に 廃 習 <u>\\</u> 書館 務 لح 組 総合 掲 止 セ 12 11 織 に げ う。 ン 0 及 関 運 箕 11 る タ び 事務 す 面 ては、 動 運 第二十三条第一 市立 場、 ること 営に関す  $\mathcal{O}$ 以下 うち、 市長が 箕面 郷 土資 (法第二十 市立箕面 特定社会教育機関」 る法 料 管理し、 特定社会教育 館、 律 項 (昭  $\mathcal{O}$ 文化 箕 一条第七 規定 和 及び 面 三 市 機 交流 執 に + <u>\\ \</u> 行する 基 関 号 萱野三平記 づ 年 セ  $\mathcal{O}$ か き、 ン 法 4 5 *\* \ 第九号 ŧ 律 に 、 う。 ) 係 次 第百  $\mathcal{O}$ る とす 及 念 に ま 六 び 掲 館  $\mathcal{O}$ で 設 箕 涓 げ +

スポ ツ 関 す ること ( 学 校 に お け る 体 育 . 関す ることを除

 $\equiv$ 化 に す る (次号に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除

兀 文 化 財  $\mathcal{O}$ 保 護 関 すること。

附 則

施 行 期 日

 $\mathcal{O}$ 条 例 は 令 和 年 兀 月 日 カン 5 施行 す

1

(箕面市立図書館条例の一部改正)

2 箕 面 市 <u>\f\</u> 义 書 館 条 例 昭 和 兀 + 年 -箕面市 条 例 第十 五号)  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を次

のように改正する。

第 兀 条 中 「 箕 面· 市 教 育 委員会規 則 以 下 「委員会規 則 لح 11 を

「規則」に改める。

兀 条  $\mathcal{O}$ 中 「 箕 面 市 教育委員 会 以 下 委 (員会」 と VI う を 市

長」 に 改  $\Diamond$ 同 条第四 号 中 「委員会」 を 市長」 に改  $\otimes$ る

第六条中「委員会」を「市長」に改める。

七 条 中 委員会」 を 市長」 に 改  $\Diamond$ 同 条 第三号 中 第 九 条 第 六

号」を「第十一条第五号」に改める。

第 八 条た だ L 書、 第 九 条、 第十 条第二項 及 び 第三項 ただ L 書、 第 +

条並  $\mathcal{U}$ に 第 十二条中  $\neg$ 委員会」 を  $\neg$ 市 長 に 改 8 る。

第十 兀 条 第 \_ 項 中 「委員会」 を 市 長 12 改 8 同 条第二 項 中 委員

会規則」を「規則」に改める。

第十 五条第六号、 第十六条及  $\mathcal{U}$ 第十 八 条 中 委員 会 を 市 長 に 改

める。

第十九 条 第 項 中 委員会」 を 市 長 に 改  $\otimes$ 同 条第二項第二号中

委員会規 則 を 規 則 に 改  $\Diamond$ 同 項 第四 号 中 委員会」 を 市

に 改 同 条第三 項 中 「委員会」 を 市 長」 に 改  $\otimes$ る。

第二十 カ ら第二十二条ま で  $\mathcal{O}$ 規定 中 「委員 会 を 市 長 に 改 8 る。

第二十三条第 項 中 「委員会規 則 を 規 則 12 改  $\Diamond$ 同 条 第二 項 中

委員会」 を 市 長」 に 改  $\Diamond$ 同 条 第 兀 項 及 び 第 五 項 た だ L 書 中 委員

会規則」を「規則」に改める。

第二十 兀 条 第 項 中 「箕面市 教育委 員 会 以 下 委 員会」 11

と あ 及 75 同 条第四 号 中 委員会」 を 市 長」 に改  $\Diamond$ 同 条第二項の

表 中 委員 会 規 則 を 規 則 に 委員会」 を 市 長」 に 改  $\Diamond$ 

第二十六 条第 項、 第二十七 条ただ し書及 び第二十八 条中 委員会」

を「市長」に改める。

第二十九 条 中 「委員会規則」 を 規 則 に 改  $\Diamond$ 

(箕面市立図書館協議会設置条例の一部改正

3 箕 面 市 <u>\frac{1}{2}</u> 义 書 館 協 議 会 設置 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 六 十二年箕面 市 条 例 第 兀 号)  $\mathcal{O}$ 

一部を次のように改正する。

第二条及 び 第六 条 中 「箕面市 教 育 委員 会 を 市 長 \_ に 改 8

箕 面 市 <u>\f\</u> 义 書館 協 議 会設置 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

4 箕面 第 箕 規 議 に  $\mathcal{O}$ 面 定 会 お 委 \_\_ 市 項 員 設 市 に  $\mathcal{O}$ VI <u>\f</u> て、 <u>\f</u> ょ 置 条  $\mathcal{O}$ は 义 規 図 る 条 例 書館 定に そ 改 書 例  $\mathcal{O}$ 第二条 正 館  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 協 協 後 カゝ 任 条 行 議 カュ 命 議  $\mathcal{O}$ 例  $\mathcal{O}$ 会設 わ さ 会 箕 際  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 面 5 n 規 現  $\mathcal{O}$ 施 ず、 置条 たも 委員 定 市 に 行 <u>\f\</u> に 前  $\mathcal{O}$ کے 例 施 义 ょ  $\mathcal{O}$ 項  $\exists$ 第二 書館協 行 とみなさ L り  $\mathcal{O}$ 以 日 7 任 規 条 に 任 命 定 下  $\mathcal{O}$ お 命 さ に 議会設置 規 け れ さ れ ょ 施 定に る前 る者 る れ て 行 た 改 1 日 条例 ょ 項 £ る 正  $\mathcal{O}$ 箕面 前  $\mathcal{O}$ 任  $\mathcal{O}$ り と 第二条 任 期 規 لح  $\mathcal{O}$ 11 箕面 定に 4 市立 命 は う。 なす。 さ ょ  $\mathcal{O}$ れ 同 义 市 規定 に 書 た る 条 立 箕面 改 館 例 义 正 第  $\mathcal{O}$ 12 前 協 書 市 前 几 ょ 項 議 館 ₩. 条 会 V)  $\mathcal{O}$ 

(箕面市立郷土資料館条例の一部改正)

义

書

館

協

議

会

 $\mathcal{O}$ 

委員

と

し

7

 $\mathcal{O}$ 

任

期

 $\mathcal{O}$ 

残

任

期

間

لح

同

<del>---</del>

 $\mathcal{O}$ 

期

間

とす

る

5  $\mathcal{O}$ ょ 箕 面 に 市 改 立. 正 す 土 資 料 館 条 例 平 成 元年箕 面 市 条 例 第 十三号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 次

う。<u>)</u>」 第三条第五 を 前 各 号 号 中 に 掲  $\neg$ そ げ  $\mathcal{O}$ る 他 箕  $\mathcal{O}$ 面  $\mathcal{O}$ ほ 市 カュ 教 育 市 委 長」 員 会 12 改 以  $\Diamond$ 下 委 員 会 لح 11

第 兀 条 及 てバ 第六 条 中  $\neg$ 委員 会 を  $\neg$ 市 長 に 改  $\otimes$ 

箕面市立萱野三平記念館条例の一部改正

箕 面 市 立 萱 野 三平記 念 館 条 例 平 成 五. 年箕 面 市 条 例 第三十二号)  $\mathcal{O}$ 

6

部を次のように改正する。

第二 条 中 箕 面 市 教育委員会 以 下 委員会」 لح 1 う。 ) を 市 長

に改める。

第三条、 第三 条  $\mathcal{O}$ 二及 び 第五 条 カン 5 第七 条ま で  $\mathcal{O}$ 規 定中 委員 会 を

「市長」に改める。

(箕面市文化財保護条例の一部改正)

7 箕面 市 文 化 財 保 護条 例 平 成九年箕面 市 条例 第十 · 号 )  $\mathcal{O}$ 部を 次  $\mathcal{O}$ ょ

うに改正する。

第 五 条 中 箕 面 市 教 育 委員 숲 以 下  $\neg$ 委員会」 لح V う。 <u>)</u>」 を 市 長

に改める。

第六 条及 び 第 七 条中 「委員会」 を 市 長 に 改  $\Diamond$ 

第八 条中 箕面 市教育委員会規則 (以 下 委員会規 則 لح 11 を

「規則」に、「委員会」を「市長」に改める。

第 九条第二項、 第十条及  $\mathcal{U}$ 第十 条中 「委員 会 を 市 長」 12 改  $\otimes$ る。

第十二条中 「委員会に」 を 「市長に」 に 改め 同 条ただ L 書 中

会規則」を「規則」に改める。

第十四 条 及 び 第十 五 条第二項 中 「委員 会 を 市 長 に 改  $\Diamond$ 

第十六 条 第 号 中 委員会規 則 を 規 則 に 改  $\Diamond$ 

十七 条 第 項及 び第二項 並 び に 第 + 八 条第二項 中 「委員会」 を 市

長」に改める。

第十 九 条 第 項 中 委員 会  $\mathcal{O}$ を  $\neg$ 市 長  $\mathcal{O}$ \_ に 改  $\emptyset$ 同 項 た だ L 書中

委員会規 則 を 規 則 に 改  $\emptyset$ 同 条 (第二項 及 び 第三 項 中 委員 会

を「市長」に改める。

第二十 条  $\mathcal{O}$ 見 出 並 び 12 同 条第 項、 第三項及 び 第四 項、 第二十二

二十七 条第 条 並 項 及 び び 第二項、 12 第二十八 第二十 条 中 兀 委員会」 条、 第二十 を 五条 市 長」 第二十六 に 改  $\Diamond$ る。 条 第 \_\_ 項 第

改  $\Diamond$ 第 <u>-</u> 十 九 条 中 「委員会規 則 を 規則」 に、 「委員会」 を 市 長」 に

る。 項 第三十条第 並 び に 第三十 項 几 及 条第 び 第三項、 項 及 び第七 第三十 項 中 条、  $\neg$ 委員会」 第三十二条、 を 市 第三十三条 長」 に 改 第 8

長 中 第三十 委員 に 改 会規 五  $\Diamond$ 条第 則 項 を 中 「委員 規 則 会に」 に 改 め、 を 同 市 条第二 長に」 項 に 中 改  $\otimes$  $\neg$ 委 員会」 同 項た を だ 市 書

及 市 び 第三十七 長 第 兀 12 項 条第 改 第  $\otimes$ る。 兀 <del>---</del> 項、 + 条第 第三十 <del>---</del> 項 並 八 条、  $\mathcal{U}$ 第三十 に 第 兀 九 十二条第 条 第 <del>---</del> 項 項 中 第 兀 委員会」 + 条 第 を 項

長」 第 四十三 に 改  $\otimes$ 条第 項 中  $\neg$ 委員 会規 則 を  $\neg$ 規 則 に 委員 会 を 市

第四十五条中「委員会」を「市長」に改める。

長」 中  $\neg$ 委員 兀 十六 改  $\Diamond$ 会 る。 規 条第 則 項 中 を  $\neg$ 「委員 規 則 \_\_ 会 に  $\mathcal{O}$ 改  $\otimes$ を 市 同 条第三 長  $\bigcirc$ 項 に 中 改  $\otimes$  $\neg$ 委 員 同 会 項た を だ 市 書

員 会 第 兀 を + 八 市 条 長」  $\mathcal{O}$ 見 に 出 改 L  $\Diamond$ 中 る。 「委員会等」 を 市 長 等  $\sqsubseteq$ に 改  $\Diamond$ 同 条 中 委

第五 十条 第二項 中  $\neg$ 委員会」 を 市 長」 に 改  $\Diamond$ る

第五十一条を次のように改める。

(設置)

第五 +条 市 長 は 法 第 百 九 + 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定に 基 づ き、 審議会を置

2 す 要 事 審 項 議 に 会 は 0 VI 7 市 調 長 査  $\mathcal{O}$ 審 諮 議 間 に 応 並 じ び て 12 文 れ 化 財 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 保 存 項 に 及 関 U 活 用 7 市 に 長 関 12 す 建 る 重

第 五. 十二条第二 項 及 び 第 五. + 五 条 中 委員 会 を 市 長 12  $\Diamond$ 

第五十八条中「委員会」を「市長」に改める。

第

五

十六

条

中

委員

会

規

則

を

規

則

に

改

 $\Diamond$ 

箕 面 市 文 化 財 保 護 条 例  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部 改 正 に 伴 う 経 過

8

規 任 4 7 条 議 条 る 定 期 例 前 な 任 会 例 第  $\mathcal{O}$ 間 さ 命 第 項  $\mathcal{O}$ 五 委 五. 条 ょ れ さ と  $\mathcal{O}$ 同 規 +員 + 例 る れ り 者 定 た 任 は  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 命 条 条 施  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ t 第 第 期 ょ 施 さ 任  $\mathcal{O}$ 行 間 n る 期 と 行  $\mathcal{O}$ た 改 は 4 項 際 項 日 す 箕 正 な に 現  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す。 規 面 規 12 前 同 市 条 定 前 前 定  $\mathcal{O}$ 箕 第 12 文 項 に 項  $\equiv$ 化 面  $\mathcal{O}$ ょ ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 財 場 市 項 規 規 ŋ ŋ 定 保 箕 文 合 定 任  $\mathcal{O}$ 護 化 規 に 面 に に 命 審 定 財 お 市 ょ さ ょ 議 12 保 文 い る れ る 会 護 7 化 改 改 カン 7 カン 財 正 正  $\mathcal{O}$ 条 11 委員 例 わ そ 保 後 前 る 箕 護 第  $\mathcal{O}$ b  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 箕面 لح ず 任 審 箕面 五 面 議 + = 命 市 会 7 施 さ 市 市 文 条  $\mathcal{O}$ 行 n  $\mathcal{O}$ 文 化 文 第 委 任 た 化 財 化 日 員 期 12 t 財 保 財 項 お لح 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ け 護 ٢

面 Ш = ホ ン ザ ル 保 護 管理 委員 会 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正

9 号) 箕  $\mathcal{O}$ 面 Щ 部 =を ホ 次 ン ザ  $\mathcal{O}$ ょ ル う 保 に 護 改 管 正 理 す 委 員 る 会 条 例 平 成 + 兀 年 箕 面 市 条 例 第 兀

第二 第 七 条 中 及 CK 第三 箕 面 条第二 市 教 育 委員 項 中 会 規 箕面 則 市 を 教 育 委 規 則 員 会 に 改 を  $\emptyset$ 市 長」 12 改 8

箕 面 Щ = ホ ン ザ ル 保 護 管 理 委 員 会 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴 経 過 措 置

 $\mathcal{O}$ 管 理 委員  $\mathcal{O}$ 施 (会条例 行  $\mathcal{O}$ 際 第三条第二 現 前 項  $\mathcal{O}$ 項 規  $\mathcal{O}$ 定 規 12 定に ょ る ょ 改 正 任 前 命 さ  $\mathcal{O}$ 箕 れ 面 7 Щ 11 る =箕 ホ 面 ザ Ш

10

ル

任 後 り 改 例  $\mathcal{L}$ 面 = 期 任 正 第  $\mathcal{O}$ 山  $\mathcal{O}$ ホ 間 場 箕 命 兀 ン 前 لح さ 条 合 ホ 面 ザ  $\mathcal{O}$ 同 箕 第 12 れ Ш ル ン ザ 保 お =面 箕 護  $\mathcal{O}$ Щ 項 11 ル ホ 面 管 期 て 保  $\equiv$ ン  $\mathcal{O}$ 護 ザ 間 山 ホ 規 理委 とす 定 管 = ン そ ル 員 ホ ザ に  $\mathcal{O}$ 理 保 委員 護 会 任 ン ル カ ザ 保 命 管  $\mathcal{O}$ カ 理 護 わ さ 会 委 ル 委員会 員 保 管 5 れ  $\mathcal{O}$ 護管 ず、 たも 委員 理委員 は بح 理 施 条 施  $\mathcal{O}$ 一委員会 例 会 行 行 と 条 4 第三 7 日 日 例 に な 任 12 一条第二 第三条 され 命  $\mathcal{O}$ お 委員と ż け 前 れ る る 項 第二 前 者 た 項  $\mathcal{O}$ 項 t 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 任 規 定 7  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 と に 規 定 任 は 4 に ょ 期 定 な ょ る す。 同 改  $\mathcal{O}$ ょ り る 正

(箕面市立総合運動場条例の一部改正

11 箕 面 市立 総 合 運動 場 条 例 平 成 十七 年 箕面 市 条 例 第二十 七 号  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

に 改 第  $\otimes$ 中 箕 面 市 教 育委員 会 以 下 委員会」 لح VI う。 を 市 長

会 第三条 を 市 カュ 長 ら第 12 七 条ま 改  $\Diamond$ で、 第 八 条 第 項 及 てバ 第 + 兀 条 第 兀 号 口 中 委員

同 市 第十 教 第六項 育 委員 五 条 た 会規 第二 だ L 則 項 中 以 中  $\neg$ 下 委員会」  $\neg$ 委員会規 委員会規 を 則 則 市 を 長 規 に 11 う。 ) 」 則 改  $\otimes$ に を 改 同  $\emptyset$ 条 第 る 規 則 五. 項 中 に 改 箕面

改 8 第 七 条 第十 八 条ただ 書及 び 第十 九 条 中 委員 会 を 市 長」 に

第 二十 中 委員 会規則」 を 規 則 に 改  $\Diamond$ 

箕面 市 立箕面 文 化 交流 セ ン タ 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正

12 箕 面 市立 箕 面 文化 交流 セ ン 条 例 平 成 + 七 年 箕 面 市 条 例 第

十四号)の一部を次のように改正する。

兀 条 第 項 中 箕面 市 教 育委員会 以 下 委員会」 لح 11 を

第

項中 市 長」 「委員 12 会 委員 を 市 会 長」 を に 「市長」 改  $\otimes$ 12 改  $\Diamond$ 同 条第二 項 第 五. 号 及 び 第三

会 第 五 を 条 市 か 長」 ら第 に 八条ま 改め る。 で、 第 九 条第一 項 及 び 第 + 七 条 第 兀 号 口 中 委員

同 市 教育 条第六項 第十 委員 八条 第二項 た 会規 だ L 則 書中 中 以 下 委員会」 「委員会規則」 「委員会規則」 を 市 を 長 と に 規 11 う。 ) 」 則 改  $\Diamond$ 改 を 同 条  $\Diamond$ 第 規 則 五 項 中 に 改 箕面  $\otimes$ 

長 第 二十条、 改  $\Diamond$ る。 第二十 条ただ 書及  $\mathcal{U}$ 第二十二条 中  $\neg$ 委員 会 を 市

第二十四条中「委員会規則」を「規則」に

改

 $\otimes$ 

(箕面市サル餌やり禁止条例の一部改正)

箕 面 市 # ル 餌 B り 禁 止 条 例 平成二十 年 箕 面 市 条 例 第 五. +  $\mathcal{O}$ 

13

一部を次のように改正する。

第 兀 条 中 箕面 市 教育委員会 以 下 委員 会 لح V う。 ) を 市 長

に改める。

第 五 条及  $\mathcal{U}$ 第六条中 「委員 会 を 市 長」 に 改  $\Diamond$ る

第 七 条第 項 中 「委員会」 を 市 長」 12 改  $\Diamond$ 同 条 第 兀 項 中

条」を「前条」に改める。

第 八 条 中 「 箕 面 市教育委員会 規 則 を 規 則 に 改  $\Diamond$ る

(箕面市生涯学習審議会条例の一部改正)

14 箕 面 市生 涯学習審 議 会条例 平成二十 九 年箕 面 市 条 例 第 二十 七

の一部を次のように改正する。

第 中 箕 面 市教 育 委員会 以 下 委員 会 لح 11 う。 <u>)</u> を 市 長

に、「委員会」を「市長」に改める。

弗四条中「委員会」を「市長」に改める

第 + 中 箕 面 市 教育 委員会 規 則 を 規 則 に 改 8

箕面 市 生 涯学習審議会条 例  $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正 に 伴う経過 措 置

15 委員 審 任 命  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 例 期 議 さ 規 と 会条 定 4 は れ は 几  $\mathcal{O}$ す た に な 条 条例 箕 同 す 例 ょ 施  $\mathcal{O}$ 条 例 規定 第 行 面 る  $\mathcal{O}$ 改 兀 市 日 施 第  $\mathcal{O}$ に 条 生 正 に 行 場合 涯 前 五 ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 学 条 規定 前  $\mathcal{O}$ り 際 習 第 箕 箕 に 項 現 審 面 に お 面 \_  $\mathcal{O}$ 12 議 市 項 規定 ょ 市 11 前 会 生 て  $\mathcal{O}$ 生 り 項 規定 涯 任命さ 涯 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 学習審 委員 よる 学 そ 規 習 に  $\mathcal{O}$ 定に 改 と 審 任 れ カゝ 議 議 カュ 命 正 7 よる 会条 さ 後 11 わ 会 7 5 れ る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 改 ず 箕面 箕面 委員 任 例 た 正 第 ŧ 期 لح 前 市 兀 施 市  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 残 条 行 と 生涯  $\mathcal{O}$ 生涯学習審 箕 任 4 て  $\mathcal{O}$ 日 学習審 面 な 任 期 規 に され 市 定 間 お 命 生 け さ 涯 同 ょ る る れ 議 議 者 学 ŋ 前 た 任 習 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

(箕面 市 <u>\f</u> 生 一涯学習 セ 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正

16 箕面 市立生涯学習セン 改 タ 条 例 令 和 元年 箕 面 市 条 例 第 兀  $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

うに

正

す

る。

第三条第三号 中 箕面 市 教育委員会 以 下 委員 会 と 11 う。

を

市長 に 改  $\Diamond$ る。

兀 条 カュ 5 第 八 条まで、 第 九 条第 項 及 び 第 + 兀 条 第 兀 号 口 中 委員

会 を 市 長 に 改  $\otimes$ る

同 市 第十五 条 育 第六 委 員 項 条 た 会規 第二 だ L 項 則 書 中 以 中  $\neg$ 下 委員会」 委員会 委員 規 会 を 規 則 則 市 を 長」 لح 規 12 11 う。 則 改  $\otimes$ 改 を 同 条  $\emptyset$ 第 る 規 則 五 項 に 中 改 箕面 8

改  $\Diamond$ 七 条、 第 + 八 条 た だ L 書 及 び 第 + 九 条 中 委員 会 を 市 長 に

第二十 条中 委員 会 規 則 を 規 則 に 改  $\Diamond$ 

箕 面 市 立. 総合 運 動 場 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正

17 箕 面 市 立 総 合 運 動 場 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例 令 和 元 年 箕 面 市

例第三十号)の一部を次のように改正する。

附 則 第 項 中 箕面 市 教育委 員会規 則 を 規 則 に 改 8 る

箕 面 市 <u>\\</u> 义 書館 条例 等  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

18

第 う 。 ) 請 市 三 館 立. 申 正 る 正 に 七 附 又  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 条 は 前 7 長 規 項 規 义 請 改 前 ょ 項 則 施 定 例 書 施 第 定 そ 正 る  $\mathcal{O}$ が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 行  $\mathcal{O}$ に 行 前 改 規 六 に 規 項 館  $\mathcal{O}$ 他 日 規 た ょ 定 ょ 正 定 条 面 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 附 他 日 面  $\mathcal{O}$ 前 定 許 規 則 前 箕 市 前 行 る に る 例 に 市  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に に 定 第 立 為 可 改 ょ 改 行 に 面  $\mathcal{O}$ ょ 規 77 附 ょ に 箕 る 定 現 箕 正 る 正 七 附 為 市 生 則 り 改 4 指 後 改 後 項 則 は に サ 面 面 に ょ 第二 涯 教育 定 な 正 る 第 旧 正 ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 文 市 ル 学 条 す 等 箕 後 箕 改 規 六 そ 化 <u>\f</u> 前 る 餌 漝 項 委員 正 定 例 面 項 れ Þ 総  $\mathcal{O}$ 面  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 改 セ  $\mathcal{O}$ 後 ぞ 合 箕 正 市 箕 に  $\mathcal{O}$ Ŋ 交 処 市  $\mathcal{O}$ ン 規 会が 規 流 面 <u>\f\</u> 立 ょ 禁 運 前 分 面  $\mathcal{O}$ 規 れ タ 定 そ 定 箕 定 市 生 市 箕 る 附 止 動 T  $\mathcal{O}$ に 面 改 場 箕 涯 サ 面 に 則 に 条 ン 文  $\mathcal{O}$ 条 ょ た 学 第二 ょ 化 面 他 市 正 ょ 例 タ 条 文 ル 例 許 る 習 化 <u>\, \, \, \</u> 後 る り 例 財 市 餌 及  $\mathcal{O}$ 改 可、 教育 総 項 以 保 <u>\f\</u> 行 セ P  $\mathcal{O}$ 改 び 条 正 交流 合 箕 附 例 護 萱 為 正 ŋ  $\mathcal{O}$ 附 ン 下 前 指定 禁 運 面 規 委 則 条 野 又 タ 後 則 員会 第十二 三平  $\mathcal{O}$ 市 定 は セ 動 第 例 止  $\mathcal{O}$ 附 箕面 れ 等 に 則 市 条 条 ン 場 文 箕 + ょ ら 条 面 12 六 第 記 長 例 化  $\mathcal{O}$ 附 例 タ を 市 処 対 項 + 項 12 及 例 財 る 則 念 市  $\mathcal{O}$ 立 分 相 条 保 <u>\\</u> 改 第 夶 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 館 当 護 萱 7 そ 旧 規 + 図 例 正 規 項 条 附 附 規  $\mathcal{O}$ 条 定 定 7 則 則 条 野 後 さ  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 例 館 定 例 2 第 附 第 例 他 規 に 項 n に  $\mathcal{O}$ れ 12 +則 +平 箕 7 ょ 定 ょ 条  $\mathcal{O}$ 附  $\mathcal{O}$ た 六 第 記 面 行 لح る る 規 則 例 ょ 附 11 項 項 為 定 則 市 る 改 改 第 由 n

# (提案理由)

推進し、 ポ とにより、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、文化、ス ッ、 生涯学習の 図書館等の生涯学習に係る事務を市長が管理し、及び執行するこ まちづくり、 一層の振興を図るため、 健康増進、福祉等に係る施策との 本条例を制定するものである。 一体的な取組を

### 第 九 + 九 号議 案

箕面 市 \_ 般 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給与 に 関 す る条例 等 改 正  $\mathcal{O}$ 

箕 面 市 般 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 に 関 す る条 例 等  $\mathcal{O}$ 部を 改 正す る条 例 を 次  $\mathcal{O}$ 

ょ うに定め る。

令 和七 年十二月 \_\_ 日 提 出

箕 面 市 長 原 田 亮

箕面 市 条 例 第 뭉

箕面 市 般 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 に 関 す る条例 等  $\mathcal{O}$ 部 を改正 す

条例

箕 面 市 \_ 般 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 12 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正

第 一条 箕面 市 般 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与に 関 する 条例 昭昭 和三十五 年箕面 市条

例 第 号)  $\mathcal{O}$ 部 を次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

第五 条の 二第 項  $\mathcal{O}$ 表 を次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改め

六	五	四	111	1 1	_	号給
七六五、	六五五、	五七四、	五〇八、	四五五、	四〇五、	給料
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	月額

円 万六 円 号 第 千六 に を = + · 二 条 改 中  $\emptyset$ 百  $\neg$ 円 万三千五 第二項第二号 万 同 円」を 号チ に 改 中 百  $\otimes$ 円 \_ 「二万千六百円」 同  $\mathcal{O}$ 号 に 万  $\vdash$ 改 兀 ハ 中 百 中  $\otimes$ 円  $\neg$  $\neg$ 七 \_ 同 \_ 千百 万 号 に を 改 八  $\sim$ 円 千 中  $\Diamond$ 「二万二千 七 を 百 同 号ホ中 円 万 五 「七千三百 千 八 を 百 八  $\neg$ 円 円 百 円 万 円 万二千九百 に 九千七百 に 改 を 改 め、 め、

同

万六 五 同  $\Diamond$ 百 る 千二百 万二千三百 円 IJ 中 12 二万 改 円  $\emptyset$ 四千 円 を 同 二二万 に 兀 号 百 ワ 改 円 九千 中  $\otimes$ 「三万千 を 百 同 二万 号ヲ 円 六 に 中 五. 百 二二万 改 千九 円 め、 百 を 九 同 円 千 号 三万 八 ル 12 百 中 改 八千 円 二万  $\Diamond$ 七 を 同 百円」 「三万 八 뭉 千 ヌ 円 中 に 五. を 改

 $\otimes$ る。 第十 八 条 第 <del>\_\_\_</del> 項 ただ L 書中 二万二千 . 円 を 「二万三千 五. 百 円 に 改

<u>二</u> 十 五 月 は 同 分  $\mathcal{O}$ 百 条 に 百  $\mathcal{O}$ 第二十条 二十七 莊 に 支給 第三 百二十五 分 改  $\mathcal{O}$ 六 十二月に支給する場合 す 七  $\Diamond$ 項 + = -月 る場合 中 第二 五. に支 百百 十二月に支給する場合に 項 に、 給 五. に 分 中 は す  $\mathcal{O}$ 百百 「百分 百 12 る場合に 百二十五」 改め、 分 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ の百二十三・ 百二十五」 百二十五、 に は 同条第四 は 百 百 を 分 六 分  $\mathcal{O}$ 十二月 七十、 月に支 は 七五  $\mathcal{O}$ を 項 百 百二十七 中 六 分 を 百分 + = 給す  $\mathcal{O}$ 月に に 支給 百二十七 百百 支給す 月 る ・ 五 に、  $\mathcal{O}$ に支給 場合に 分の百二十六 する 百二十五」を 場 る 五. 場合に す は に る 百分 百 場 は 分 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 七

二月 項第 分 は 第二 百 支給 に 分 百 支給 号 + $\mathcal{O}$ す 中 百 \_ る 五、 する場合に 百百 条第二項第 場合 五. 十二月 分 を  $\mathcal{O}$ は 五 六 は + 百 に 号 中 支給 分 月 百 に支給 分 を  $\mathcal{O}$ 百六 す  $\mathcal{O}$ 六六 百百 ,る場合 五. + = 月に す 分 二五. る  $\mathcal{O}$ 場 支 • に 百 五. 給す 合 五. は \_ に 百 に 分 改 は に る を 場 合 改 8 百  $\mathcal{O}$ 六 百 る 分  $\Diamond$ に 七 月  $\mathcal{O}$ 百三 に は 同 支給 五 項 百 第三号 分 す 七 に  $\mathcal{O}$ 五. 改 五 る 中 場合 + $\Diamond$ + 百 同

附則別表を次のように改める。

附則別表 旧豊能町消防吏員給料表

付則別表 旧豊富	能町消防更貞	相科衣					1
職務の等級	1等級	2等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7等級
<b>号給</b>	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	520, 100	376, 200	348, 100	343, 500	323, 200	239, 900	207, 400
2		377, 700	349, 600	345, 000	324, 700	241, 200	209, 200
3		379, 200	351, 100	346, 500	326, 200	242, 600	211,000
4		380, 700	352, 600	347, 500	327, 700	244, 100	212, 800
5		382, 200	354, 100	349, 000	329, 200	245, 600	214, 800
6		383, 700	355, 600	350, 500	330, 700	247, 000	216, 500
7		385, 200	357, 100	352,000	332, 200	248, 500	218, 100
8		386, 700	358, 600	353, 500	333, 700	249, 900	219, 700
9		388, 200	360, 100	355, 000	335, 200	251, 400	221, 200
10		389, 700	361, 600	356, 500	336, 700	252, 800	222, 800
11		391, 200	363, 100	358, 000	338, 200	254, 300	224, 300
12		392, 700	364, 600	359, 500	339, 700	255, 800	225, 900
13		394, 200	366, 100	361,000	341, 200	257, 300	226, 900
14		395, 700	367, 600	362, 500	342, 200	258, 700	227, 900
15		397, 200	369, 100	364, 000	343, 200	260, 200	228, 900
16		398, 700	370, 600	365, 500	344, 700	261, 700	229, 900
17		400, 200	372, 100	367, 000	346, 200	263, 200	230, 900
18		401, 700	373, 600	368, 500	347, 700	264, 600	231, 900
19		403, 200	374, 600	370, 000	349, 200	266, 100	232, 900
20		404, 700	375, 600	371, 500	350, 700	267, 500	233, 900
21		406, 200	377, 100	373, 000	352, 200	269, 000	234, 900
22		407, 700	378, 600	374, 000	353, 700	270, 400	235, 900
23		409, 200	380, 100	375, 000	355, 200	271, 300	236, 900
24		410, 700	381, 600	376, 500	356, 700	272, 000	237, 900
25		412, 200	383, 100	378, 000	358, 200	272, 700	238, 900
26		413, 700	384, 600	379, 500	359, 700	273, 400	239, 900
27		415, 200	386, 100	381, 000	361, 200	274, 100	241, 200
28		416, 700	387, 600	382, 500	362, 700	274, 800	242, 600
29		418, 200	389, 100	384, 000	364, 200	275, 800	244, 100
30		419, 700	390, 600	385, 500	365, 700	276, 800	245, 600
31		421, 200	392, 100	387, 000	367, 200	277, 800	247, 000
32		422, 700	393, 600	388, 500	368, 700	278, 800	248, 500
33		424, 200	395, 100	390, 000	370, 200	279, 800	249, 900
34		425, 700	396, 600	391, 500	371, 700	280, 800	251, 400
35 36		427, 200 428, 700	398, 100 399, 600	393, 000 394, 500	372, 700 373, 700	281, 800 282, 800	252, 800 254, 300
37		430, 200	401, 100	394, 300	375, 200	283, 800	254, 300
38		431, 700	402, 600	397, 500	375, 700	284, 800	257, 300
39		433, 200	404, 100	399, 000	376, 200	285, 800	258, 700
40		434, 700	405, 600	400, 500	376, 700	286, 800	260, 200
41		436, 200	407, 100	402, 000	377, 200	287, 800	261, 700
42		437, 700	408, 600	403, 500	377, 700	288, 800	263, 200
43		439, 200	410, 100	405, 000	378, 200	289, 800	264, 600
44		440, 700	411,600	406, 500	378, 700	290, 800	266, 100
45		442, 200	413, 100	408, 000	379, 200	291, 800	267, 500
46	·	443, 700	414, 600	409, 500	379, 700	292, 800	269, 000
47		445, 200	416, 100	410, 500	380, 200	293, 800	270, 400
48		446, 700	417, 600		380, 700	294, 800	270, 700
49		448, 200	419, 100		381, 200	295, 800	271,000

F.0	440.700	400 000	001 500	202 202	051 000
50	449, 700	420, 600	381, 700	296, 800	271, 200
51	451, 200	422, 100	382, 200	297, 700	271, 500
52	452, 700	423, 600	382, 700	298, 700	271, 700
53	454, 200	425, 100	383, 200	299, 700	271, 900
54	455, 700	426, 600	383, 700	300, 700	272, 100
55 56	457, 200 458, 700	428, 100	384, 200	301, 500	272, 400
57	460, 200		384, 700 385, 200	302, 300 303, 100	272, 600 272, 900
58	461, 700		385, 700	303, 100	273, 100
59	463, 200		386, 200	303, 900	273, 100
60	463, 600		386, 700	305, 500	273, 400
61	400,000		387, 200	306, 200	273, 800
62			387, 700	307, 000	274, 000
63			388, 200	307, 800	274, 200
64			388, 700	308, 600	274, 400
65			389, 200	309, 400	274, 700
66			389, 700	310, 200	274, 900
67			390, 200	311, 000	275, 100
68			390, 700	311, 800	275, 400
69			391, 200	312, 600	275, 600
70			391, 700	313, 400	275, 900
71			392, 200	314, 500	276, 200
72			392, 700	315, 600	276, 400
73			393, 200	316, 700	276, 600
74			393, 700	317, 800	276, 800
75			394, 200	318, 900	277, 100
76			394, 700	320, 000	277, 300
77			395, 200	321, 100	277, 600
78			395, 700	322, 200	277, 900
79			396, 200	323, 300	278, 100
80			396, 700	324, 800	278, 400
81			397, 200	326, 300	278, 700
82			397, 700	327, 800	278, 900
83			398, 200	329, 300	279, 100
84			398, 700	330, 800	279, 400
85				332, 300	279, 600
86				333, 800	279,800
87				335, 300	280,000
88				336, 800	280, 200
89				338, 300	280, 400
90				339, 800	280, 600
91				341, 300	
92				341, 800	
93				342, 300	
94				342, 800	
95				343, 300	
96				343, 800	
97				344, 300	
98				344, 800	
99				345, 300	
100				345, 800	
101				346, 300	
102				346, 800	
	i			347, 300	

105	348, 300
106	348, 800
107	349, 300
108	349, 800
109	350, 300
110	350, 800
111	351, 300
112	351, 800
113	352, 300
114	352, 800
115	353, 300
116	353, 800
117	354, 300
118	354, 800
119	355, 300
120	355, 800
121	356, 300
122	356, 800
123	357, 300
124	357, 800
125	358, 300
126	358, 800
127	359, 300
128	359, 800
129	360, 300
130	360, 800
131	361, 300
132	361, 800
133	362, 300
134	362, 800
135	363, 300

別表第2 行政職給料表(第5条関係)

	職務の等級	1 等級	2等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7等級
職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	グルロ	円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	521, 100	455, 300	395, 700	355, 300	338, 200	245, 200	200, 300
務職員以外	2	Í	456, 800	397, 200	356,800	339, 700	246, 700	202,000
の職員	3		458, 300	398, 700	358, 300	341, 200	248, 100	203, 600
	4		459, 800	400, 200	359, 800	342, 700	249, 600	205, 200
	5		461, 300	401, 700	361, 300	344, 200	251, 000	206, 700
	6 7		462, 800 464, 300	403, 200 404, 700	362, 800 364, 300	345, 700 347, 200	252, 500 254, 000	208, 400 210, 000
	8		465, 800	404, 700	365, 800	348, 700	255, 500	210, 600
	9		467, 300	407, 700	367, 300	350, 200	256, 900	213, 100
	10		468, 800	409, 200	368, 800	351, 700	258, 400	214, 800
	11		470, 300	410, 700	369, 800	352, 700	259, 900	216, 500
	12		471, 800	412, 200	371, 300	353, 700	261, 400	218, 200
	13		473, 300	413, 700	372, 800	354, 700	262, 800	219, 400
	14 15		474, 800 476, 300	415, 200 416, 700	374, 300 375, 800	355, 700 356, 200	264, 300 265, 700	221, 000 222, 600
	16		477, 800	418, 200	377, 300	356, 700	267, 200	224, 100
	17		479, 300	419, 700	378, 800	357, 200	268, 600	225, 600
	18		480, 800	421, 200	380, 300	357, 700	270, 000	227, 200
	19		482, 300	422, 700	381,800	358, 200	271, 400	228, 800
	20		483, 800	424, 200	383, 300	358, 700	272, 300	230, 400
	21		485, 300	425, 700	384, 800	359, 200	273, 200	232, 000
	22 23		486, 800 488, 300	427, 200 428, 700	386, 300 387, 800	359, 700 360, 200	274, 000 274, 800	233, 700 235, 000
	24		489, 800	430, 200	389, 300	360, 700	275, 600	236, 300
	25		491, 300	431, 700	390, 800	361, 200	276, 400	237, 600
	26		492, 800	433, 200	392, 300	361, 700	277, 200	238, 700
	27		494, 300	434, 700	393, 800	362, 200	278, 000	239, 800
	28		495, 800	436, 200	395, 300	362, 700	278, 800	240, 900
	29		497, 300	437, 700		363, 200	279, 600	242, 000
	30 31		498, 800 500, 300	439, 200 440, 700		363, 700 364, 200	280, 400 281, 200	243, 500 244, 900
	32		501, 800	442, 200		364, 700	282, 000	246, 400
	33		503, 300	443, 700		365, 200	282, 800	247, 800
	34		504, 800	445, 200		365, 700	283, 600	249, 300
	35		506, 300	446, 700		366, 200	284, 400	250, 700
	36			448, 200		366, 700	285, 200	252, 200
	37			449, 700		367, 200	286, 000	253, 700
	38 39			451, 200 452, 700		367, 700 368, 200	286, 800 287, 600	255, 200 256, 600
	40			454, 200		368, 700	288, 400	258, 100
	41			454, 500		369, 200	289, 200	259, 600
	42					369, 700	290, 000	261, 100
	43					370, 200		262, 500
	44					370, 700	291, 600	264, 000
	45					371, 200	292, 400	265, 400
	46 47					371, 700 372, 200	293, 200 294, 000	266, 900 268, 300
	48					372, 200	294, 800	269, 700
	49					373, 200	295, 600	271, 100
	50					373, 700	296, 400	271, 400
	51					374, 200	297, 200	271, 700
	52					374, 700	298, 000	272, 000
	53 54					375, 200 375, 700	298, 800 299, 600	272, 200 272, 500
	55					376, 200	300, 500	272, 700
	56					510,200	301, 400	273, 000
	57						302, 300	273, 300
	58						303, 200	273, 500
	59						304, 100	273, 800
	60						305, 000	274, 000
	61 62						305, 900 306, 900	274, 300 274, 500
	62						306, 900	274, 500
	64						308, 900	275, 000
	65						309, 900	275, 200
	66						310, 900	,
	67						311, 900	
	68						312, 900	

	69						314,000	
	70						315, 500	
	71						317,000	
	72						318, 500	
	73						320,000	
	74						321, 500	
	75						323, 000	
	76						324, 500	
	77						326, 000	
	78						327, 500	
	79						329, 000	
	80						330, 500	
	81						332, 000	
定年前再任 用短時間勤		374, 800	331, 300	305, 400	290, 100	269, 500	256, 200	227, 800
務職員								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3	技能職給料表	(第5条関係)
77747710	12 10 100 101 11 12	

J <u>表第3 技</u> 能	電職給料表 (第	5条関係)			
	職務の等級	1 等級	2等級	3等級	4等級
職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤	1	338, 200	258, 700	225, 600	200, 300
務職員以外	2	339, 700	259, 900	227, 100	202, 200
の職員	3	341, 200	261, 100	228, 500	203, 500
	4	342, 700	262, 300	230, 000	204, 800
	5	344, 200	263, 500	231, 500	206, 100
	6 7	345, 700	264, 700	233, 000	207, 400 208, 700
	8	347, 200 348, 700	265, 900	234, 400 235, 900	210, 000
	9	348, 700 350, 200	267, 100 268, 300	237, 400	210,000
	10	350, 200	269, 500	238, 900	212, 600
	11	352, 700	270, 700	240, 400	213, 900
	12	353, 700	271, 900	241, 800	215, 200
	13	354, 700	273, 100	243, 300	216, 500
	14	355, 700	274, 300	244, 700	217, 800
	15	357, 200	275, 500	246, 200	219,000
	16	358, 700	276, 700	247, 600	220, 200
	17	360, 200	277, 900	249, 000	221, 100
	18	361, 700	279, 100	250, 400	222,600
	19	363, 200	280, 300	251,600	224,000
	20	364, 700	281, 500	252, 800	225, 500
	21	366, 200	282, 300	254, 000	226, 900
	22	367, 700	283, 100	255, 200	228, 400
	23	369, 200	283, 900	256, 400	229, 800
	24	370, 700	284, 700	257, 600	231, 300
	25	372, 200	285, 500	257, 900	232, 800
	26	373, 700	286, 300	258, 200	234, 300
	27	375, 200	287, 100	258, 400	235, 700
	28 29	376, 200	287, 900 288, 700	258, 700 259, 000	237, 200 238, 700
	30		289, 500	259, 000	240, 200
	31		290, 300	259, 500	241, 600
	32		291, 100	259, 700	243, 100
	33		292, 100	260, 000	244, 500
	34		293, 100	260, 200	246, 000
	35		294, 100	260, 500	247, 400
	36		294, 900	260, 800	248, 800
	37		295, 700	261,000	250, 200
	38		296, 500	261, 300	250, 500
	39		297, 300	261, 500	250, 800
	40		298, 100	261, 700	251, 100
	41		298, 900	262, 000	251, 300
	42		299, 900	262, 300	251, 600
	43		300, 900	262, 500	
	44		301, 900	262, 800	252, 100
	45		302, 900	263, 100	252, 400 252, 600
	46 47		303, 900 304, 900	263, 300 263, 500	252, 600
	48		305, 900	263, 800	252, 900
	49		306, 900	264, 100	253, 400
	50		307, 900	264, 300	253, 600
	51		308, 900	264, 600	253, 900
	52		309, 900	264, 800	254, 100
	53		310, 900	265, 100	254, 300
	54		311, 900	265, 400	254, 500
	55		312, 900	265, 600	254, 700
	56		314, 300	265, 900	
	57		315, 800	266, 200	
	58		317, 300	266, 400	
	59		318, 800	266, 700	
	60		320, 300	266, 900	
	61		321, 800	267, 200	
	62		323, 300	267, 400	
	63 64		324, 800 326, 300	267, 700	
	65			268, 000	
	66		327, 800 329, 300	268, 200 268, 500	
	67		330, 800	268, 800	
	68		332, 000	269, 000	
	69		002,000	269, 300	
1	00		,	200,000	ı

	70			269, 500	
	71			269, 800	
	72			270, 100	
	73			270, 300	
	74			270,600	
	75			270, 900	
	76			271, 100	
	77			271, 300	
	78			271, 600	
	79			271, 900	
	80			272, 200	
	81			272, 500	
	82			272, 700	
	83				
				273, 000	
	84			273, 300	
	85			273, 600	
	86			273, 900	
	87			274, 200	
	88			274, 500	
定年前再任		269, 500	256, 200	227, 800	200, 300
用短時間勤					
務職員					
/++-+x		. — [H Hd] — —			

備考 この表は、技能職員で規則で定める者に適用する。

別表第4 専門職給料表(第5条関係)

	職務の等級	1 等級	2等級	3等級	4等級	5 等級	6 等級	7等級
職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	3 414	円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	521, 100	455, 300	424, 500	375, 100		272, 700	200, 300
務職員以外	2		456, 800	426, 000	376, 600	348, 500	273, 700	202, 000
の職員	3		458, 300	427, 500	378, 100	350, 000	274, 600	203, 600
	4		459, 800	429, 000	379,600	351, 500	275, 500	205, 200
	5		461, 300	430, 500	381, 100	353, 000	276, 400	206, 700
	6		462, 800	432, 000	382, 600	354, 500	277, 300	208, 400
	7		464, 300	433, 500	384, 100	356, 000	278, 200	210,000
	8		465, 800	435, 000	385, 600	357, 500	279, 100	211, 600
	9		467, 300 468, 800	436, 500 438, 000	387, 100 388, 600	359, 000 360, 500	280, 000 280, 900	213, 100 214, 800
	11		470, 300	439, 500	389, 600	362, 000	281, 800	214, 800
	12		471, 800	441, 000	391, 100	363, 500	282, 700	218, 200
	13		473, 300	442, 500	392, 600	365, 000	283, 600	219, 400
	14		474, 800	444, 000	394, 100	366, 500	284, 500	221, 000
	15		476, 300	445, 500	395, 600	368, 000	285, 500	222, 600
	16		477, 800	447, 000	397, 100	369, 500	286, 500	224, 100
	17		479, 300	448, 500	398, 600	371,000	287, 500	225, 600
	18		480, 800	450, 000	400, 100	372,000	288, 500	227, 200
	19		482, 300	451, 500	401,600	373, 000	289, 500	228, 800
	20		483, 800	453, 000	403, 100	374,000	290, 500	230, 400
	21		485, 300	454, 500	404, 600	375, 000	291, 500	232, 000
	22		486, 800		406, 100	375, 500	292, 500	233, 700
	23		488, 300 489, 800		407, 600	376, 000	293, 500	235, 000 236, 300
	24 25		489, 800		409, 100 410, 600	376, 500 377, 000	294, 500 295, 500	236, 300
	26		491, 300		410, 600	377, 500	296, 500	238, 700
	27		494, 300		413, 600	378, 000	297, 500	239, 800
	28		495, 800		415, 100	378, 500	298, 500	240, 900
	29		497, 300		416, 600	379,000	299, 500	242, 000
	30		498, 800		418, 100	379, 500	300, 500	243, 500
	31		500, 300		419, 600	380,000	301, 300	244, 900
	32		501, 800		421, 100	380, 500	302, 100	246, 400
	33		503, 300		422, 600	381,000	302, 900	247, 800
	34		504, 800		423, 600	381, 500	303, 700	249, 300
	35		506, 300		424, 100	382,000	304, 500	250, 700
	36					382, 500	305, 300	252, 200
	37					383,000	306,000	253, 700
	38					383, 500	306, 800	255, 200
	39					384, 000	307, 600	256, 600
	40					384, 500	308, 400	258, 100
	41 42					385, 000	309, 200	259, 600
	43						310, 000 310, 800	261, 100 262, 500
	44						310,800	264, 000
	45						312, 400	265, 400
	46						313, 200	266, 900
	47						314,000	268, 300
	48						314, 800	269, 700
	49						315, 900	271, 100
	50						316, 900	271, 400
	51	-		-			317, 900	271, 700
	52						318, 900	271, 900
	53						319, 900	272, 200
	54						321,000	272, 500
	55 56						322, 500	272, 800
	<u>56</u>						324, 000	273, 000
	57 58						325, 500	273, 300
	58 59						327, 000 328, 500	273, 500 273, 800
	60						330,000	274, 000
	61						331, 500	274, 000
	62						333, 000	274, 500
	63						334, 500	274, 800
	64						336,000	275, 000
	65						337, 500	275, 200
	66						339,000	275, 400
	67						340, 500	275, 700
	68						340, 800	275, 900
	69							276, 200

	70							276, 50
	71 72							276, 70 277, 00
	73							277, 30
	74							277, 50
	75							277, 80
	76							278, 10
	77							278, 40
ŀ	78 79							278, 60 278, 90
ŀ	80							279, 20
ľ	81							279, 40
	82							279, 70
	83							280,00
	84							280, 20
	85							280, 50
	86							280, 80 281, 00
ŀ	87 88							281, 30
ŀ	89							281, 60
ŀ	90							281, 80
	91							282, 10
	92							282, 40
	93	1						282, 70
	94	1						282, 90
-	95	+						283, 20
}	96 97	+						283, 50 283, 70
ŀ	98							284, 00
	99							284, 30
	100							284, 60
	101							284, 80
	102							285, 00
	103							285, 30
	104 105							285, 60 285, 80
	106							286, 10
ŀ	107							286, 40
	108							286, 70
	109							287, 00
	110							287, 30
	111							287, 60
	112							287, 90
	113 114							288, 20 288, 50
ŀ	115							288, 80
	116							289, 00
İ	117							289, 30
	118							289, 60
	119							289, 80
	120							290, 10
	121							290, 40
-	122 123							290, 70 290, 90
ŀ	123	+						290, 90
ŀ	125	†						291, 50
ŀ	126							291, 80
ļ	127							292, 00
	128							292, 30
	129							292, 50
	130							292, 80
-	131 132							293, 10 293, 40
ŀ	133							293, 40
ŀ	134							293, 80
ļ	135							294, 10
	136							294, 40
[	137	ļ <u> —</u> Ţ						294, 70
	138							295, 00
た光子と	139	074 000	001 000	005 500	000 100	071 000	057 000	295, 30
年前再任 短時間勤 職員		374, 800	331, 900	305, 700	290, 100	271, 300	257, 300	227, 90

別表第5 医療職給料表 (第5条関係)

<u>表第5 医病</u>	寮職給料表(第	<u> 5 条関係)</u>				
	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4 等級	5 等級
職員の区分		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	号給	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	613, 700	566, 200	470, 300	415, 600	305,600
務職員以外	2	619, 500	572, 300	472, 300	418, 300	307, 900
の職員	3	624, 500	577, 400	474, 200	420, 900	310, 200
1772	4	628, 800	582, 100	476, 100	423, 300	312, 400
	5	632, 800	586, 400	477, 500	425, 600	314, 500
	6	636, 200	590, 700	479, 200	427, 800	318, 000
	7	639, 100	594, 100	481, 000	429, 800	321, 500
	8	641, 800	597, 000	482, 800	431, 900	324, 900
	9		599, 500	484, 600 486, 300	434, 000 435, 500	328, 300 331, 800
	11		601,800	488, 100	437, 000	335, 200
	12			489, 900	438, 500	338, 600
	13			491, 700	439, 900	342,000
	14			493, 400	441, 300	345, 500
	15			495, 200	442, 800	348, 900
	16			497, 000	444, 200	352, 300
	17			498, 800	445, 500	355, 700
	18			500, 700	447, 000	358, 800
	19			502, 600	448, 400	362,000
	20			504, 500	449, 800	365, 200
	21			506, 400	451, 100	368, 500
	22			508, 100	452, 600	371, 600
	23 24			509, 900	454, 000	374, 700 377, 700
	25			511, 700 513, 300	455, 400 456, 800	380, 800
	26			515, 100	458, 200	383, 100
	27			516, 900	459, 500	385, 400
	28			518, 400	460, 900	387, 600
	29			519, 800	462, 300	389, 500
	30			521, 500	463, 600	391, 200
	31			523, 300	465, 000	392, 900
	32			525, 000	466, 400	394, 700
	33			526, 500	467, 700	396, 400
	34			527, 800	469, 100	398, 200
	35			529, 100	470, 400	399, 800
	36 37			530, 400	471, 800	401, 100
	38			531, 400 532, 700	473, 200 474, 900	402, 500 403, 900
	39			534, 000	476, 500	405, 300
	40			535, 300	478, 000	406, 700
	41			536, 300	479, 600	408, 200
	42			537, 100	480, 800	408, 900
	43			537, 900	481, 900	409, 500
	44			538, 700	483, 000	410, 100
	45			539, 600	484, 000	410, 900
	46			540, 400	484, 900	411, 500
	47			541, 200	485, 800	412, 100
	48			541, 900	486, 600	412,600
	49 50			542, 700 543, 500	487, 300 488, 000	413, 100 413, 500
	51			544, 200	488, 700	414, 000
	52			545, 100	489, 300	414, 400
	53			546, 000	489, 900	414, 800
	54			546, 800	490, 600	415, 100
	55			547, 700	491, 200	415, 400
	56			548, 600	491, 800	415, 800
	57			549, 400	492, 100	416, 100
	58			550, 200	492, 700	416, 500
	59			551, 000	493, 300	416, 800
	60			551, 700 552, 500	494, 000 494, 400	417, 200 417, 600
	62			553, 400	494, 400	417, 600
	63			554, 300	495, 700	418, 200
	64			555, 200	496, 400	
	65			556, 000	496, 800	418, 800
	66			556, 900	497, 400	,
	67			557, 800	498, 000	
	68			558, 700		
	69			559, 500	499, 000	

	70			560, 400	499, 500	
	71			561, 300	500,000	
	72			562, 200	500, 500	
	73			563, 000	500, 900	
	74				501, 400	
	75				501,800	
	76				502, 200	
	77				502, 700	
	78				503, 300	
	79				503, 800	
	80				504, 200	
	81				504, 700	
	82				505, 300	
	83				505, 900	
	84				506, 400	
	85				506, 900	
定年前再任		590, 500	488, 500	412, 800	356, 500	312, 900
用短時間勤		ĺ	,	ĺ	,	<i>'</i>
務職員						
1)/JHV PC						

備考 この表は、医師に適用する。

別表第6 一般任期付職員行政職給料表 (第5条の3関係)

		員行政職給料表	(多
	務の 等級	1等級	
<b>子</b> 給		給料月額	
•			円
1		225, 60	
2 3		227, 20	
4		228, 80 230, 40	
5		232, 00	
6		233, 70	
7		235, 00	
8		236, 30	00
9		237, 60	
10		238, 70	
11		239, 80	
12 13		240, 90 242, 00	
13		243, 50	
15		244, 90	
16		246, 40	
17		247, 80	
18		249, 30	
19		250, 70	
20		252, 20	
21		253, 70	
22 23		255, 20 256, 60	
24		258, 10	00
25		259, 60	
26		261, 10	
27		262, 50	0
28		264, 00	
29		265, 40	
30		266, 90	
31 32		268, 30 269, 70	
33		271, 10	
34		272, 50	
35		273, 80	0
36		275, 00	00
37		276, 40	
38		277, 20	
39 40		278, 00 278, 80	
41		279, 60	
42		280, 40	
43		281, 20	
44		282, 00	
45		282, 80	
46		283, 60	
47 48		284, 40 285, 20	
49		285, 20 286, 00	
50		286, 80	
51		287, 60	
52		288, 40	
53		289, 20	
54		290, 00	
55 56		290, 80 291, 60	
57		291, 60	
58		293, 20	_
59		294, 00	
60		294, 80	0
61		295, 60	
62		296, 40	
63		297, 20	
64		298, 00	
	ı	298, 80	JU.
65 66			nΩ
66		299, 60	
			0

70	303, 200
71	304, 100
72	305, 000
73	305, 900
74	306, 900
75	307, 900
76	308, 900
77	309, 900
78	310, 900
79	311, 900
80	312, 900
81	314,000
82	315, 500
83	317,000
84	318, 500
85	320, 000
86	321, 500
87	323, 000
88	324, 500
89	326, 000
90	327, 500
91	329,000
92	330, 500
93	332,000
世本 この主は	加圧地は脱呂のるまれ

備考 この表は、一般任期付職員のうち他の給料表の適用を受けない者に適用する。

別表第7 一般任期付職員医療職給料表 (第5条の3関係)

	寸職員医療職給料表(第
職務の等級	1 等級
号給	給料月額
	円
1	249, 300
2	250, 700
3	252, 200
<u>4</u> 5	253, 700 255, 200
6	256, 600
7	258, 100
8	259, 600
9	261, 100
10	262, 500
11	264, 000
12	265, 400
13	266, 900
14 15	268, 300 269, 700
16	271, 100
17	271, 400
18	271, 700
19	271, 900
20	272, 200
21	272, 500
22	273, 800
23	275, 000 276, 200
24 25	276, 200 277, 500
26	278, 900
27	280, 200
28	281, 600
29	282, 900
30	284, 300
31	285, 600
32	287, 000
33	288, 500 289, 800
35	291, 200
36	292, 500
37	293, 800
38	295, 300
39	296, 500
40	297, 500
41 42	298, 500
43	299, 500 300, 500
44	301, 300
45	302, 100
46	302, 900
47	303, 700
48	304, 500
49	305, 300
50 51	306, 000 306, 800
52	306, 800
53	308, 400
54	309, 200
55	310,000
56	310, 800
57	311,600
58	312, 400
59 60	313, 200 314, 000
61	314, 000 314, 800
62	315, 900
63	316, 900
64	317, 900
65	318, 900
66	319, 900
67	321,000
68	322, 500
69	324, 000

70	325, 500
71	327,000
72	328, 500
73	330,000
74	331, 500
75	333,000
76	334, 500
77	336,000
78	337, 500
79	339,000
80	340, 500
81	340, 800

備考この表は、一般任期付職員のうち薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他規則で定める者に適用する。

第二条 箕 面 市 <del>\_\_</del> 般 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 12 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を次  $\mathcal{O}$ ょ 12 改 正

する。

に 改める。 第十 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 中 <u>-</u>+ 五 万二千 几 百 円 を 「二十五万三千 百 円

未 満 第十二条第二 を 加 え 項第二号 同 号に 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ う ワ に 中 加  $\neg$ え 以 る 上  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ 六 十 五 キ 口 メ ル

力 使 用 距 離 が 片道六 十五 + 口 メ ル 以 上七 + キ 口 メ  $\vdash$ ル 未 満

である職員 四万二千二百円

日 で あ 使 用 る 距 職 員 離 が 片道七 兀 万 五  $\overline{+}$ 千七 # 百 口 円 メ 1 ル 以 上 七 + 五. 丰 口 メ  $\vdash$ ル 未 潚

タ で あ 使 る 用 距 職 員 離 が 片道 兀 万 七 九 千二百 十五 キ 円 口 メ  $\vdash$ ル 以 上 八 + 丰 口 メ  $\mathcal{F}$ ル 未 満

レ で あ 使 用 る 距 職 員 離 が 片道 五. 万二 八 千 + 七 + 百 口 円 メ 1 ル 以 上 八 + 五. 丰 口 メ  $\vdash$ ル 未 潚

ソ で あ 使 用 る 距 職 員 離 が 片道 Ŧī. 万 六 八 八千二百 十 五 キ 円 口 メ  $\vdash$ ル 以 上 九 + 丰 口 メ ル 未 満

ツ で あ 使 用 る 職 距 員 離 が 片道 五 万 九 九 千六 + キ 百 口 円 メ  $\vdash$ ル 以 上 九 + 五. # 口 メ  $\vdash$ ル 未

ネ あ る 使 職 用 員 距 離 六 が 万三千 片 道 九 円 +五. キ 口 メ 1 ル 以 上 百 キ 口 メ  $\vdash$ ル 未 満 で

ナ 使 用 距 離 が 片 道 百 丰 口 メ 1 ル 以 上 で あ る 職 員 六 万六 千 几 百

円

支給す 改 第二十条  $\Diamond$ 同 る 場合に 第二 条第三項 項 は 中 中 百 六 分 六六  $\mathcal{O}$ 月 月 百二十七 に に 支 支給 給 す す る んる場合 五. 場  $\sqsubseteq$ 合 を に 12 は  $\neg$ は 百 百 百 分 分 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百二十  $\mathcal{O}$ 百二十六 百二十五、 五 五五 +二月 十 二

に

に

に 五. 月 分 月  $\mathcal{O}$ 12 百二十七  $\mathcal{O}$ に 六 支給する場合 支給 を 七 + = 百百 月に す る 分 支給 五. 五 場  $\mathcal{O}$ 合 百二十五 す を を に に る は百 百百 は 百百 場合 百 分 \_ 分 分 分 に  $\bigcirc$ に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は 百二十六・ 百二十 改 百二十五 七 百 + - $\Diamond$ 分  $\mathcal{O}$ · 三 五 七 七 Ļ <u>二</u> 五 五. 十二月 十二月に を に に、 百百 に 改 支給 め、 百百 分 支  $\mathcal{O}$ 給す す 同条 分 百二十 る  $\mathcal{O}$ 場 第 る 百二十六 場合 合 兀 項 に は 中 は 百 六六 五. <u>-</u>

二月 す 項 す  $\otimes$ 第三号 る 二十 場 に 同 支給 合 合 項 第 に 中 に 一号 す は は 条第二項第 六 る 百 百 中 場 月 分 分 合 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\neg$ 支給 に 百 五 六 六 + 月 は 号 す  $\stackrel{\cdot}{=}$ に 百 • 五五 支給 る 分 中 • 場合に 五  $\mathcal{O}$ 「六月に  $\sqsubseteq$ す 百 うる場合 を を 七 は 支給す 百 百 百 五.  $\sqsubseteq$ 分 に 分 分 は を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る場合 百三 百 五 百 五 百 + 分  $\mathcal{O}$ 分 <del>---</del> 七 五. に に  $\mathcal{O}$ • 三五 改 + 百 は 8 六 百 る。 +  $\sqsubseteq$ + 分 五五 二月 に  $\mathcal{O}$ 月 百 改  $\Diamond$ 五 支給 支 改 + 同

) 箕 面 市 会 計 年 度 任 用 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与及 C費用 弁 償 12 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改

第三条 正 箕 面 市 会計 年 度 任 用 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 及

元年

箕

面

市

条

例

第二十

六

号)

 $\mathcal{O}$ 

<del>---</del>

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

よう

に

改

正

する

てド

費用

弁

償

に

関

す

る

条

例

令

和

る。 分  $\mathcal{O}$ 十三条 百二十五 第二項 十 二 中 月 百百 に 支給 分  $\mathcal{O}$ す 百二十五」 る場 合 に は を 百 六六 分  $\mathcal{O}$ 月 百二十 に支 給す 七 る 場 合 五 に 12 改 は 百

分  $\mathcal{O}$ 第 十三条 百 五. の二第 十 月 に 支 項 給 中 す る 百 場 分 合  $\mathcal{O}$ 百 は 五 百 分 を  $\mathcal{O}$ 六 百 月 七 に 支給 五.  $\sqsubseteq$ に す 改 る 場合  $\Diamond$ は 百

8 百 る 分 第二十二条第三  $\mathcal{O}$ 百 三 十 五 + 項 中 月  $\neg$ 百 に 支給 分  $\mathcal{O}$ 百 す 二十五 る 場 合 に を は 百 六六 分  $\mathcal{O}$ 月 百二 に支 給 + 七 す る 場合 五 に に は 改

第二十二条 の二第三 項 中  $\neg$ 百 分  $\mathcal{O}$ 百 五 を 六 月 12 支給 す 合 は

百 分  $\mathcal{O}$ 百 五. + 月 に 支 給 す る 場合 に は 百 分  $\mathcal{O}$ 百 七 五 に 改 X

第 几 箕面 市会計 年 度任 用 職 員  $\mathcal{O}$ 給与 及 び 費用 弁 償 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ 部

を次

 $\mathcal{O}$ 

よう

改

正

す

に に 支給 改 第十三条第二項  $\otimes$ する場合に は 中 百 六 分 月  $\mathcal{O}$ 百二十七 に支給する 場合に 五 を は  $\neg$ 百 百 分 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百二十 百二十六 五. 五五 +二月

に に 月 支給す 改 に 第二十二条第三項 第十三条 支給  $\Diamond$ る す 場合に る の二第二 場合 に は 項 中 は 百 百 分 中 六 分  $\mathcal{O}$ 月 百 六  $\mathcal{O}$ 七 に 月 百二十七 支給する場合に に • 五. 支給す を • 五. る場合 百百 を 分 「百分  $\mathcal{O}$ は百 百六 は 分 百 · 三 五  $\mathcal{O}$ の百二十五、 分 百二十  $\mathcal{O}$ 百 五 六 改 十二月 二 五  $\otimes$ 十 二

る。 月 第二 12 支給す 十二条 る場合  $\mathcal{O}$ 二第三 に は 百 項 分 中  $\mathcal{O}$ 六六 百 月 七 に 支給 五. す を る 場 百 合に 分  $\mathcal{O}$ 百 は 六 百 分 五五  $\mathcal{O}$ 百 五 12 十二 改

箕 面 市 特 别 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 改 正

第五 例 第 条 + · 四 号) 箕面 市 特  $\mathcal{O}$ 別 <del>---</del> 部 職 を次  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ ょ  $\mathcal{O}$ うに 給 与 改正 に 関 す す る条 例 昭昭 和三十五年箕面 市

は 百 兀 分  $\mathcal{O}$ 条第二項 二百二十 中 七  $\neg$ · 五、 百 分  $\mathcal{O}$ 十二月に支給する場合 二百二十七 五. を 六 に は 月 百 に支給する 分の二百三十二・ 場合に

第 六 箕 面 市 特 別 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を次  $\mathcal{O}$ ょ 改 正

二月 第 に 兀 支給 条 第 す る場合に 項 中 六 は 月 百 に 分 支 給 の二百三十二 す る 場 合 に は

五.

を

百百

分

の二百三十」

百

分

 $\mathcal{O}$ 

百二

+

七

五.

に

改

す

五

に

改

 $\Diamond$ 

箕 面 市 報 酬 及 び 費用 弁 償 条 例  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 改 正

第七 条 箕 面 市 報 酬 及 び 費 用 弁 償 条 例 (昭 和二十 九 年 箕 面 市 条 例 第十 · 号 )

の一部を次のように改正する。

五 は 百 第 に 分 七 条第二 改  $\mathcal{O}$ 二百二十  $\Diamond$ 項 中 七 百百 · 五、 分 十二月 の二百二十七 に支給 する場合に 五 を 六 は 月 百分の に支給 二百三十二・ す 場

八 条 箕 面 市 報 膕 及 び 費 用 弁 償 条 例  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す

二月 第 12 七 支給 条第 す 二項 る場 中 合 六 は 月 に 百 支給す 分  $\mathcal{O}$ 二百三十二 る場合 に • は 五. 百 分 を の <u>-</u> 百二十 百 分  $\mathcal{O}$ 二百三十 五.

に改める。

附則

施行期日等)

1 条 及 び  $\mathcal{O}$ 第 条例 八 条 は  $\mathcal{O}$ 規 公 定 布 は  $\mathcal{O}$ 日 令 カコ 和 5 施 八 年 行 兀 す る。 月 日 た カュ だ 5 L 施 第二 行 す 条、 る。 第 兀 第六

2 正 条 る 以 後 改 以 改  $\mathcal{O}$ 第 正 規 下 下 \_  $\mathcal{O}$ 正  $\mathcal{O}$ 条 箕 後 定に 後 規定は 改 改 面  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 正 正 規定 市 特 ょ 箕 後 後 報 別 る 面市 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 職 に 酬 令 給与 及 正後 会計年度任 ょ 会計 和 般 る改 び 七 職 条 費  $\bigcirc$ 年度任 年 給与条 箕面 用 例 正 兀 後 弁 月 لح 用 償 市  $\mathcal{O}$ 用 V 職 例 箕面 条 特 職 日 う。 員 例 別 員 か 給与 کے 職 市 以 5  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 適用 給与及 う 。 ) 等条 規 般 下 職 定及 員 職 す 例 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{U}$ 規定、 正 び 給 職 費用 と 第 後 与 員 11 + に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 弁償 う。 <u>。</u> 第三 報 条 関 給与 酬  $\mathcal{O}$ す に 条 等 規 る に  $\mathcal{O}$ 関 条 定 条 規  $\mathcal{O}$ 関 す 規 例 12 例 す 定 る 定 ょ る 以 第 条 لح る に 条 改 下 Ŧ. 例 ょ 11

(給与等の内払)

3

第三 第 条 条  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 定に 規定 ょ に る改 ょ る 改 正 前 正 前  $\mathcal{O}$ 箕  $\mathcal{O}$ 面 箕面 市 会 市 計 年 般 度 職 任  $\mathcal{O}$ 用 職 職 員 員  $\mathcal{O}$ 給  $\mathcal{O}$ 給 与 与 に 及 関 U す 費 る 例 弁

給与 任 償 与 償  $\mathcal{O}$ 用 規 条 に に 定に 職 例 関 関 又 は す 員 す  $\mathcal{O}$ 、る条例、 給 ょ 報 規 る 与等条例 る給与 定 条 例 酬 12 は、 基 又 又は 第五 それ づ は 第七 V ぞ て 条 報 改 れ 正 条  $\mathcal{O}$ 酬 規定 後 改 正 令  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定 内 和  $\mathcal{O}$ 後 に 払とみなす。 特 七 年 ょ 別  $\mathcal{O}$ によ る改 職 兀 給 般 月 る 与条 改 正 職 <del>---</del> 給与 前 正 日 例 以 前  $\mathcal{O}$ 条例、 箕面 後 又  $\mathcal{O}$ は 箕面  $\mathcal{O}$ 改 市 分 正 改 正 と 市 特 後 L 報 别 後 7 酬 職  $\bigcirc$ 支 報  $\mathcal{O}$ 及  $\mathcal{O}$ 会計 払 酬 職 び 費 等 わ 員 年 用 れ  $\mathcal{O}$ た 弁

#### (提案理由)

本 び び 条 に に 例 期 市 般 を 議 末 職 改正 会 手  $\mathcal{O}$ 当  $\mathcal{O}$ 職 する 議 及 員 長、 び  $\mathcal{O}$ ŧ 給 勤 料  $\bigcirc$ 副 勉 議 月 で 手 あ 額、 長 当 る。 及  $\mathcal{O}$ び 支 初 任 議 給 員 率、 給 調  $\mathcal{O}$ 整 期 特 末手当 別 手 当、 職  $\mathcal{O}$ 通 の支給率を改定するた 職 勤 員 手当  $\mathcal{O}$ 期 及 末 手 び 当 宿  $\mathcal{O}$ 日 直 支 給 手 当並

第百号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕 面 市子ども 子育て支援条例  $\mathcal{O}$ 部 を改 正する条例を次  $\mathcal{O}$ ように 定め

る。

令和七年十二月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市 子ども ・子育て支援条例  $\mathcal{O}$ 部を改 正する 条例

箕面市子ども • 子育て支援条例 (平成二十六年箕面 市 条例 第 兀 十五号)

の一部を次のように改正する。

次中 「第 兀 章 放課後児童健全育成事業 0 設 備及 び 運営に 関する 基 進

第四章 乳児等通園支援事業の設備及

第一節 この章の趣旨等 (第百四条

第二節 乳児等通園支援事業

第一款 通則(第百二十三条)

第百

几

第百二十四

条)」

を

第二款 一般型乳児等通園支援事

第三款 余裕活用型乳児等通園支

第五章 放課後児童健全育成事業の設

び運営に関する基準

第百二十二条)

に、「第五章」

業 (第百二十四条—第百二十七条)

援事業 (第百二十八条・第百二十九条)

備 及び 運営に 関する基準 (第百三十条 -第百五十三条)

百五 + を 七 十六 第 六 条」 に 章 改 に  $\otimes$ に る 「第六章」 第 百 <u>-</u> 十 を 五  $\neg$ 条 第 七 第 章 百 <del>一</del> に、 七 条 第百二十八 を 第 条」 百 五 + を 兀 第 条 百 五. 第

る。 第 条 中 家庭的 保育 事 業等」  $\mathcal{O}$ 下 に 乳 児 等 通 遠 支援 事 業 を 加 え

第二 +条 中 第 百 九 条」 を 第 百 三十 五 条」 に 改  $\otimes$ る

第五 + 五. 条 及 び 第五 + 六 条 中 及 び 第四 章 を か 5 第 五 章 ま で」 に 改

8

る

第五 第 八 + +  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 八 条 条 第 第 + <del>---</del> 項 号 中 口  $\mathcal{O}$ ر کی 表 中  $\mathcal{O}$ 節 以  $\mathcal{O}$ 下 下 に  $\mathcal{O}$ 表 に 第 お 百 11 五 7 + 五. 進 条」 耐 火 を 構 加 造 え

第 百 <u>二</u> 十 八 条 を第 百 五 + 七 条とす

を

削

Ŋ

同

号

ホ

及

び

チ

中

11

う

 $\mathcal{O}$ 

下

に

以

下

同

を

加

え

い

第六 章 を第 七 章とす

第 五 章 中 第 百二十七 条を 第 百 五 +六 条 と す

れ 条 第百 5  $\mathcal{O}$ する。 二十六 職 員 条 に 中 改  $\Diamond$ 及  $\mathcal{U}$ 同 条 そ を  $\mathcal{O}$ 第 職 員」 百 五 +を 五 条 又 لح は 乳児 第百二 等通 袁 十五 支援 条 事 を第 業者 百 及 五 75 +そ

第 五 章 を第 六 章と す

几

لح

三十 を ま 百 加 ま で +第 え を 七 条 で 兀 二十六 を二十 条と 章 カュ 5 中 第 第 条 九 百 百 ず <u>-</u> 第 条 十 百 五 ず 0 条ま 繰 九 0 几 条を り 条 繰 下  $\mathcal{O}$ で り 二を を二十 げ 下 第 げ 百 第百三十六 五. 同 章 十三条 八 第 を第 条 百 ず +五 Ŧī. لح 0 章と 条 繰 条 لح  $\mathcal{O}$ り 二を第 L 下 第 げ 百 第三 第 百 六 第 百 章 兀 百 兀 条 +  $\mathcal{O}$ 条 九 カュ 次 条 兀 5 カュ 条 に 5  $\mathcal{O}$ 第 三 百二十 第 次 لح  $\mathcal{O}$ 百 を 第 九 章 条 第 百

第四 章 乳 児 等 通 遠 支援事 業  $\mathcal{O}$ 設 備 及 75 運 営 に 関 す る 基 潍

# 第一節 この章の趣旨等

(この章の趣旨)

第 百 備 及 兀 び 運営 法 第 三十 関す る 兀 基 条 準  $\mathcal{O}$ 十六 は 第  $\mathcal{O}$ \_\_ 章 項 に に 定 規 定  $\Diamond$ ると す る ころ 乳 児 等 に ょ 通 遠 支 援 事 業  $\mathcal{O}$ 設

(基本理念)

第 養が 百 事 t 乳 涌 助 び 诵 理 者 業 五.  $\mathcal{O}$ 幼 遠 を 及 袁 児 支 支 を び 所 あ 11 す 援事業を う。 生活 援 含 り 事 以 る む と 業  $\mathcal{O}$ 下 カュ  $\mathcal{O}$ い 以 う。 下 場 以 9 章 利 で L  $\mathcal{O}$ 下  $\mathcal{O}$ 用 提 7 定 節 適  $\mathcal{O}$ が 供 切 章 行  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ に 並 う な る 7 に 章 お 心 法 訓 基 VI お び に 11 身 準 る に 第 練 1 お 7 と を受け 乳児 そ 六 は 7 VI t  $\mathcal{O}$ 条 乳児 同 7 に 保護者 又 明 の三第二十三  $\overset{\text{\tiny "}}{\overset{\circ}{}}$ 同 健 は た る じ。 等 通 B 幼 職 < を カュ 児 員 7 袁 提 が に  $\mathcal{O}$ 支援 (乳 以 育成 供 衛 面 す 乳 下こ 項 児 談 生 事業 る 児 さ 等 及  $\mathcal{O}$ 的 こと 等 通 れ  $\mathcal{O}$ てバ 乳 な 所 るこ 章に 通 当 児 遠 環 に 亰 支援 該 境 又 لح 支援 لح ょ お 保 は に 1 事業を を り 護 11 幼 お う <u>。</u> 保 者 7 児 11 (乳 障 乳 7  $\sim$  $\sim$ 行 児 児 す 利  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 等 援 遊 う

基準の向上)

第 百 告 及 見 を 六 す  $\mathcal{O}$ び 章 第百 聴 る き、 こと で 定 五 市 が 長は  $\otimes$ そ +  $\mathcal{O}$ で る 五. き 基 条 準 督 児童 に を に お 超 属  $\mathcal{O}$ 11 え 福 す 7 る 祉 て 乳 12 乳 その 児 関 児 等 す 等 設備 る 通 通 遠 事 遠 支援事 項を 及 支 び 援 運営を向 調 事 業を 查審議 業者 行  $\sqsubseteq$ 上させ す う لح 者 る VI 審 う。 以 議会 る ょ 下 に 等 う 対  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 節 勧

2 乳 市 児 は 等 通 亰  $\mathcal{O}$ 章 支 援 で 定め 事 業 12 る 基 お 準 け を る 常 設 備 に 向 及 上 び させ 運 営 る  $\mathcal{O}$ ょ 向 上 う 等 に 努 8 る Ł  $\mathcal{O}$ لح す

第 百 そ  $\mathcal{O}$ 七 設 備 及 乳 児 75 運 等 営 通 を 袁 向 支 援 上さ 事 業者 せ な け は n ば な  $\mathcal{O}$ 章 5 な で 定 11 8 る 基準を超 え 7 常 に

2 営 等 を 通 低 遠  $\mathcal{O}$ 下 支 章 援 さ で 定 せ 事 業者 7 8 は る な に 基 5 お 準 な を 11 超 11 7 え は 7 当 該 設 基 備 準 を を 有 理 由 又 は 運 て 営 そ を L  $\mathcal{O}$ 設 7 備 しい る 又 は 乳 児

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

2 第 百 幼 と 児 乳 t 八 児 に  $\mathcal{O}$ 等 保 護 通 乳 \_ 者 袁 児 人 及 等 支 \_ 援 通 人 び 事 地  $\mathcal{O}$ 袁 業 域 支 人 援 社 者 格 事業 会 は を に 尊 者 対 地 重 域 L L は 社会と 7 そ 利  $\mathcal{O}$ そ 用 乳 行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 交流 う乳 運 幼 営 児 児 及 を  $\mathcal{O}$ 等 び 行 人 通 連 権 わ 遠 携 に な 支 を + け 援 义 れ 分 事 ば 配 n 業 な  $\mathcal{O}$ 利 す 5 運 な 乳 営 11

3 価 を 乳 行 児 等 VI 通 常 亰 に 支 援 そ  $\mathcal{O}$ 事 改善 業 者 を は 図 5 自 な 5 け そ n  $\mathcal{O}$ ば 提 な 供 5 す な る 乳 11 児 等 通 袁 支 援  $\mathcal{O}$ 質  $\mathcal{O}$ 評

 $\mathcal{O}$ 

内

容

を

適

切

に

説

明

す

る

ょ

う

努

 $\emptyset$ 

な

け

れ

ば

な

5

な

11

- 4  $\mathcal{O}$ 結 乳 果 児 を 等 公 通 表 袁 支援 常 事 に 業 者 そ は  $\mathcal{O}$ 改 善 定 を 期 义 的 る に ょ 外 部 う 努  $\mathcal{O}$  $\otimes$ 者 な に け ょ る れ 評 ば な 価 を 5 受 な け 11 7 そ
- 5 必 要 乳 な 児 設 等 備 通 を 遠 設 支 援 け な 事 業 け n 所 ば に な は 5 な 法 に 11 定  $\otimes$ る 事 業  $\mathcal{O}$ 目 的 を 達 成 す る た  $\otimes$
- 6 衛 け れ 生 乳 及 児 ば な 等 び 利 通 5 亰 な 用 支援 乳 11 幼 児 事 業 に 対 所 す  $\mathcal{O}$ る 構 危 造 設 害 防 備 は 止 に + 採 光、 分な 考慮 換 気 を 等 払 利 用 0 7 乳 設 幼 児 け 5  $\mathcal{O}$ 保 n な 健
- 7 員 لح 乳 密 児 接 等 な 通 関 遠 支 係 を 援 有 事 業者 7 は は な そ 6 な  $\mathcal{O}$ 社 V 会 的 責 任 4 暴 力 寸 又 は 力 寸

非常災害対策

百 計 す  $\mathcal{O}$ る 画 他 九 非 を <u>\f\</u> 常 う に 7 災 乳 努 児 害 等  $\emptyset$ に 通 な 必 n け 要 袁 に 支 な れ 対 援 ば 設 す 事業者 な 備 る 5 を 不 設 な 断 け は い  $\mathcal{O}$ る 注 軽 کے 意と と 便 £ 消 訓 に、 火 練 器 非 等 次 常  $\mathcal{O}$ 項 消 災  $\mathcal{O}$ 害 火 訓 用 練 具、 対 を除く。) す 非 る 具 常 П 的 7

2 乳 児 等 通 袁 支 援 事 業 者 は 少 な ŧ 毎 月 <del>\_\_</del> 口 避 難 及 び 消 火 に 関 す

る訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 う。 百 指 関 乳 点 乳 導 児 す 児 検 + 等 等 る を 職 通 通 職 策 員 袁 員 亰 乳 項 定 支 支 児  $\mathcal{O}$ に 援 援 等 研 利 9 事 用 事 通 修 11 当 園支援· 業 及 乳 業所ごとに、 該 7 所 び 幼 安  $\mathcal{O}$ 訓 で 児 全 計 事業者 練 等  $\mathcal{O}$ 計 画 そ 生 に 画 活 対  $\mathcal{O}$ に 以 そ 当該 他 す は 従 下 乳  $\mathcal{O}$ る 11 児 他 事 乳 利 必 等 業 児 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 要 乳 通 等 条 日 所 な 園支 幼 常 外 通 措置 生 袁 児 で お 援事 活 支  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 11 を 援 安 に 活 7 講 業 全 お 事 動 U 所 け 業  $\mathcal{O}$ 安全 な る 所 確 取 安全 け 保 お 組  $\mathcal{O}$ 計 れ け 等 設 を 画 ば る 12 を 備 义 安 な 関 含 る  $\mathcal{O}$ と 全 5 す  $\otimes$ 安 た 全 11 る  $\Diamond$ 

2 t 乳 児 等 通 前 項 袁 支  $\mathcal{O}$ 援 研 修 事 業 及 者 75 訓 は 練 を 職 定 員 期 に 的 対 12 L 実 施 安 全 L 計 な け 画 に n ば 0 な 11 7 5 な 周 知 い す

11

3 に  $\mathcal{O}$ 0 連 乳 携 11 児 が 等 7 周 义 通 知 袁 6 支 L れ 援 な る け ょ 事 う、 業 れ 者 ば 保 な は 護 5 な 者 利 12 用 い 対 乳 幼 し 児 安全計  $\mathcal{O}$ 安 全 画  $\mathcal{O}$ に 確 基 保 づ に 関 < 取 L 組 7 保  $\mathcal{O}$ 護 内 容 者

4 応 じ 乳 7 児 安全 等 通 計 袁 支 画 援  $\mathcal{O}$ 変 事 更 業 を 者 行 は う 定 t 期  $\mathcal{O}$ 的 す に 安全 る 計 画  $\mathcal{O}$ 見 直 L を 行 11 必 要

自 動 車 を 運 行 す る 場 合  $\mathcal{O}$ 所 在  $\mathcal{O}$ 確 認

第 百  $\mathcal{O}$ る 取 確 認 所 組 + 在 は 条 な を  $\mathcal{O}$ 確 た け 実 n 利  $\otimes$ 乳 用 児 ば に  $\mathcal{O}$ 等 把 移 な 乳 5 握 幼 動 通 な す 児 そ 遠 る 支  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 乗 援 他 車 事  $\mathcal{O}$ 利 業 が 及 者 用 で び き 降 乳 は る 車 幼 方 児 利  $\mathcal{O}$ 法 用 際  $\mathcal{O}$ に 乳 に 移 ょ 動 幼 点 児 n  $\mathcal{O}$ 呼 た  $\mathcal{O}$ そ 事 利  $\Diamond$ 業所 用 に  $\mathcal{O}$ 乳 他 自 外 幼  $\mathcal{O}$ 動 児 利 車 で 用 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 所 乳 運 活 在 幼 行 動 児 を す

乳 児 等 通 袁 支 援 事 業者 は 利 用 幼 児  $\mathcal{O}$ 送迎 を 目 的 た 自 車 運

2

な  $\otimes$ 除 لح 向 転  $\mathcal{O}$ VI る 利 同 き 者 用 程 席 所  $\mathcal{O}$ 度 乳 座 及 在 を に 席 幼 てバ  $\mathcal{O}$ 日 児 利 以 確 常 用 認  $\mathcal{O}$ 外 n 的 لح 見 乳  $\mathcal{O}$ に 落 幼 座 並 利 運 行 席 児 列 用 し を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 乳 す を防 有 見 座 幼 る 落 席 児 とき 止 لح な 並  $\mathcal{O}$ す し CK 11 降 は る 4 に  $\mathcal{O}$ 車 装 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 置 そ そ れ 際 該 を れ  $\mathcal{O}$ 5 に 自 備 が 他 ょ 限 動 え 少 利 ŋ る。 車 な 用 に  $\mathcal{O}$ い 9 を ブ れ 態 後 لح 行 ザ を 認 様 方 わ 用 に 8 を な そ 勘 備 5 VI け 7  $\mathcal{O}$ れ 案 え れ 前 他 る 5 ば 項  $\mathcal{O}$ ŧ) 7 れ な に 車 た  $\mathcal{O}$ 定 内 な n 前

、職員の一般的条件

百 な る 人 5 限 間 + 二条 な 性 ŋ 児 及 11 童 てバ 福 倫 乳 児 祉 理 等 事 観 業 通 を 遠 備  $\mathcal{O}$ え 支援 理 論 事 及 児 業 童 び 実 者 福 際 祉  $\mathcal{O}$ 事 職 に 業 員 0 11 に は 熱 7 訓 意 健 練 全  $\mathcal{O}$ な を あ 受 る 心 け 者 身を た で 者 有 あ で 0 な 7 け 豊 れ で カン な き

職員の知識及び技能の向上等)

第 百 定 び 8 向 +三条 上 る に 事 努 業 8 乳  $\mathcal{O}$ な 目 児 等 け 的 れ を 通 達 ば 遠 な 成 支 す 援 5 な 事 る 業者 た 11  $\emptyset$ に  $\mathcal{O}$ 職 必 要 員 な は 知 識 常 及 に 75 自 技 己 能 研 鑽ん  $\mathcal{O}$ 修 得 励 4 維 持 法 及

2  $\mathcal{O}$ 機 乳 会 児 を 等 確 通 保 遠 支 L 援 な け 事 業 n ば 者 な は 5 な 職 員 11 に 対 そ  $\mathcal{O}$ 資 質  $\mathcal{O}$ 向 上  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 研 修

百 U 六 が V + 場 で 部 + 他 - 二条第 き 兀 を 合  $\mathcal{O}$ 等を る。 併 社 12 限 会 せ 併 福 7 乳 り せ 設置 児 項 祉 て 等 に 施 必 設 す 要 規定 通 設 置す 遠 等 す 他 応 支 を る場合 援 る社  $\mathcal{O}$ じ 併 社 当 事 せ . 会 該 会 業 7 は 福 福 乳 所 設 祉 児 祉 は 置 そ 等 施 施 す  $\mathcal{O}$ 設 通 設 る 他 行 等 場 袁 を  $\mathcal{O}$ 支 う 社 合  $\mathcal{O}$ 11 乳 う。 設 援 会  $\mathcal{O}$ 児 事 福 設 等 業 及 以 祉 備 通 所 下 施 及 び 袁 設 職 び  $\mathcal{O}$ 支 員 設 職  $\mathcal{O}$ 援 条 備 社 員 に 会 兼 及 に 12  $\mathcal{O}$ 支 福 ね お 基 てバ る 職 障 祉 準 11 員 が 7 法 な 第 司  $\mathcal{O}$ 

第

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 百 身 分 +て は 五. 又 な は 条 5 利 用 乳 な 児 い に 要 等 す 诵 遠 る 費 支 用 援 事 を 業者 負 担 す は る 利 カン 用 否 乳 カン に 幼 児 ょ  $\mathcal{O}$ 0 玉 7 籍 差 信 別 条、 的 取 扱 社 会 的

(虐待等の禁止)

第 を 与 百 十三 条 え 六 る  $\mathcal{O}$ 行 + 各号に 為 乳 を 児 等 掲 7 通 は げ 遠 な る 支 行為 援 5 事 な · 業 者 そ 11  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 職 該 員 利 は 用 乳 利 幼 用 児 乳 幼  $\mathcal{O}$ 児 心 身 に 対 有 害 な 法 第

(衛生管理等)

第 百 等 な 措 又 + 置 は 七 を 飲 条 講 用 に じ 乳 児 供 な け す 等 れ る 通 ば 水 遠 な に 支 援 5 0 事 な 11 業者 11 7 衛 は 生 的 利 な 用 管 乳 理 幼 12 児 努  $\mathcal{O}$ 使  $\Diamond$ 用 す 又 は る 衛 設 生 備 上 必 食 要

2 延 中 食 毒  $\mathcal{O}$ 中 乳 防 児  $\mathcal{O}$ 等 予 が 止 防 通 発  $\mathcal{O}$ 生 亰 た 及 支援 8 び L ま  $\mathcal{O}$ 訓 事 W 又 業 練 延 は 者 を ま  $\mathcal{O}$ 定 防 は  $\lambda$ 期 延 止 的 乳  $\mathcal{O}$ L 児 に た な 実 等  $\otimes$ V 施 ょ 通  $\mathcal{O}$ す 研 う 遠 支援 る 修 に ょ 並 事業所 う 職 てバ 努 に 員 8 感 12 な 染 対 に 症 お け L 11 ħ  $\mathcal{O}$ 予 ば 感 7 染 な 防 感 症 染 5 及 な び 及 症 ま てバ 又 食 は

3 と ŧ 乳 児 等 通 そ n 亰 支 5 援  $\mathcal{O}$ 管 事 業所 理 を に 適 正 は に 行 必 わ 要 な な け 医 薬品 れ ば な そ 5  $\mathcal{O}$ な 他 い  $\mathcal{O}$ 医 療 品 を 備 え

食事の提供)

第 百 設 お 調 備 1 理 + を 八 7 備 行 条 運 え 搬 な す 乳 児 け کے る 等 が n 方 ば 必 通 法 な 要 遠 に 5 な 支 ょ 調 援 な り 事 理 11 行 · 業 者  $\mathcal{O}$ う 場合 た 8 は  $\mathcal{O}$ を含 加 食 熱 事 む  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 保 提 に 存 供 お 等 を 行 11  $\mathcal{O}$ 調 て う 場 理 は 機 合 能 当 該 施 を 有 施 設 設 す 外 で

(運営規程)

第 百 + 九 乳 児 等 通 遠 支 援 事業者は 次 に 掲 げ る 乳 児 等 通 遠 支援事  $\mathcal{O}$ 

運 営 に 0 11 7  $\mathcal{O}$ 重 要 事 項 に 関 す る 規 程 を 定 8 7 お カコ な け n ば な 5 な 11

- 乳 児 等 通 遠 支 援 事 業  $\mathcal{O}$ 目 的 及 び 運 営  $\mathcal{O}$ 方
- そ  $\mathcal{O}$ 提 供 す る 乳 児 等 通 遠 支 援  $\mathcal{O}$ 内 容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 兀 乳 児 等 通 遠 支 援  $\mathcal{O}$ 提 供 を 行 う 日 及  $\mathcal{U}$ 時 間 並 び に 行 わ な VI 日
- 五. 保 護者 カュ 5 受 領 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 種 類 支 払 を 求  $\Diamond$ る 理 由 及 び そ  $\mathcal{O}$ 額
- 六 乳 児 及 てバ 幼 児  $\mathcal{O}$ 区 分ご لح  $\mathcal{O}$ 利 用 定 員
- 七 乳 児 等 通 袁 支 援 事 業  $\mathcal{O}$ 利 用  $\mathcal{O}$ 開 始 及 び 終 了 に 関 す る 項 並 てド に 利 用

に当たっての留意事項

- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- + 虐 待  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 に 関 す る 事 項
- 十 前 各 号 掲 げ t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カュ 乳 児 等 通 遠 支援 事 業  $\mathcal{O}$ 運 営 関 す

重要事項

乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 百二十 乳 児 等 通 遠 支 援 事 業 所 に は 職 員、 財 産 収 支 及 75 利 用 乳 幼

児  $\mathcal{O}$ 処 遇  $\mathcal{O}$ 状 況 を 明 5 カュ に す る 帳 簿 を整 備 7 お カゝ な け れ ば な 5 な

秘密保持等)

第 百 + 条 乳 児 等 通 遠 支 援 事 業 者  $\mathcal{O}$ 職 員 は 正 当 な 理 由 が な そ  $\mathcal{O}$ 

業務 知 り 得 た 利 用 乳 幼 児 又 は そ  $\mathcal{O}$ 家 族  $\mathcal{O}$ 秘 密 を 漏 5 L 7 は な 6 な 11

- 2  $\mathcal{O}$ 業 乳 務 児 上 等 通 知 ŋ 袁 得 支 た 援 利 事 業 用 者 乳 幼 は 児 又 職 員 は そ で  $\mathcal{O}$ あ 家 0 族 た 者  $\mathcal{O}$ が 秘 密 を 正 漏 当 な 5 す 理 由 が が な な 11 そ
- う 必 要 な 措 置 を 講 U な け れ ば な 5 な 11

(苦情への対応)

第

百二十二条 乳 児 等 通 遠 支援事 業者 は そ  $\mathcal{O}$ 行 0 た 乳 児 等 通 遠 支援 に

た す な け  $\Diamond$ る n 利 ば 用 苦 乳 な 情 幼 6 を 児 な 受 又 い け は 付 そ  $\mathcal{O}$ け 保 る た 護 者  $\Diamond$ 等  $\mathcal{O}$ 窓 カュ 5  $\Box$ を  $\mathcal{O}$ 設 苦 置 情 す に る 迅 速 等  $\mathcal{O}$ カュ 必 9 要 適 な 切 措置 に 対 応 を す る

2 を  $\mathcal{O}$ 行 指 乳 わ 導 児 な 等 又 け は 通 袁 れ 助 言 支援 ば を受 な 事 5 業 な け 者 た 11 場 は 合 は そ  $\mathcal{O}$ 当 行 該 0 指 た 乳 導 児 又 等 は 通 助 袁 言 支 に 援 従 に 0 関 7 必 な 市 改 カン 善 5

第二節 乳児等通園支援事業

第一款 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 百 裕 三 十 活 用 三条 型 乳 児 等 乳 通 児 遠 等 支 通 援 遠 事業と 支 援事 す 業 は 般 型 乳 児 等 通 遠 支 援 事 業 及 てバ 余

2 定  $\Diamond$ 般 る t 型 乳  $\mathcal{O}$ 児 等 該 当 通 袁 支 な 援 11 事 t 業と  $\mathcal{O}$ を 11 は 乳 児 等 通 袁 支援 事 業 で あ 0 7 次 項

3

F, 以 な 用 11 問  $\mathcal{O}$ 下 児 型 VI 7 を t 余 場 保 除 遠 裕 童  $\mathcal{O}$ 数 合 数 育 法 活 該 第 で 事 用  $\mathcal{O}$ 乳 業を 型 あ 施 لح 以 設 条 乳 幼 下 0 11 児 第 7 う 。 ) 又 除 児 を は 六 等 <  $\mathcal{O}$ 当 事 対 節 項 通 が 該 業を利用 象 に 袁 第百二十 に そ 利用 規定 支 لح お  $\mathcal{O}$ 援 V 施 定 す 事 7 7 設 業とは する 員 行 る 八 同 又 う  $\mathcal{O}$ 認定こども 条に  $\overset{\complement}{\overset{\circ}{\circ}}$ は 児 乳 総 事 児 数 童 お 業 又 保 等 カン  $\mathcal{O}$ 11 に は 5 育 数 通 て 家庭 係 当該 袁 遠 所 同じ (以下 支援 る を 的 利 利 11 認  $^{\circ}$ 用 保 定 事 用 VI を 育 業 児 定  $\mathcal{O}$ 行 員 事 を 童 項 تلح 保 業 数 に う 育 ŧ  $\mathcal{O}$ い う。 事 等 総 を な 所 袁 業 数 除 11 で 所 に 7 居 あ 認 11 宅 満 に 定 利 お 訪

第二款 一般型乳児等通園支援事業

設備の基準

第

百二 11 7 + 兀 条 般 型 乳 般 児 等 型 乳 通 児 遠 等 支 通 援 事 袁 業所 支援 事 業 と を V 行 う。 事 業  $\mathcal{O}$ 設 所 備 以  $\mathcal{O}$ 基 下 準 は  $\mathcal{O}$ 款 次 な  $\mathcal{O}$ 

とおりとする。

- 事 業所 乳 児 に 又 は は 満二歳に 乳 児室 満 又 は た な ほ S 11 く室及 幼児 を び 利 用させ 便所 を 設 る け \_ る 般 こと。 型乳児 等通 遠 支援
- 平方 乳児室 メ 又 は  $\vdash$ ほ ル 以 Š 上 < 室 で あ  $\mathcal{O}$ ること。 面 積 は 乳児 又 は 前 号  $\mathcal{O}$ 幼 児 一人に 9 き 三
- 三 えること。 乳児室 又 は ほ Ş く室に は、 乳児 等 通 亰 支援  $\mathcal{O}$ 提 供 に 必 要 な 用 具 を
- 兀 保 育室 満二歳 又 は 以上 遊戯  $\mathcal{O}$ 室及 幼児を  $\mathcal{U}$ 便所を設 利用させ る けること。 般型乳児等通園 [支援事 業所 12 は
- 五. メ 保 育室 ル 以 又 上 は で 遊 あること。 戱 室  $\mathcal{O}$ 面 積 は 前 号  $\mathcal{O}$ 幼 児 人 に 0 き 九 八 平 方
- 六 る 保 育 室 又 は 遊 戯室に は、 乳児等通 園支援  $\mathcal{O}$ 提供 に 必 要な 用 具 を え
- 七 室等 あ 保 ること。 育室等を三階 乳 児室、 と 1 う <u>。</u> ほ S 以上に く 室、 を二階 設け 保育室 に 設 る建物は け 又 る は 建 遊 物 次に 戱 は 室 掲げ 次 以  $\mathcal{O}$ る要件 イ、 下こ  $\mathcal{O}$ 口 及 に 条 該 び に 当す お  $\mathcal{O}$ 11 要 る 7 件 t に 保  $\mathcal{O}$ で 育
- 1 号  $\mathcal{O}$ 建  $\equiv$ 築基準 規定 法 す 第二条第 る 準 耐 九 火 建 号 築物 の二に で あ 規 定する る こと。 耐 火 建 築物 又 は 同 条 第 九
- 口 設  $\mathcal{O}$ 備 中 保育 が 室 に 撂 等 以 上 げ が 設 る 設 け 区 け 分 5 5 に n れ 応 7 7 じ 1 11 る次 る こと。 そ れ  $\mathcal{O}$ ぞ 表 れ  $\mathcal{O}$ 上欄 同 表  $\mathcal{O}$ に 掲 下 げ に る 階ごと 掲げ る 施 設 又 同 は 表

		二階	階
避難用		常用	区分
_			
建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又	外階段	屋内階段	施設又は設備

三   屋外避難階段   二   耐火構造の屋外傾斜路		
号、第四号及び第十号を満たすものとする。 じて追給することとし カー 同身第三項第三		
各一のはない、この、引定する構造を有するものに		
第二号に規定する構造を有する場合を除き、同		
は、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項		
れている階までの部分に限り、屋内と階段室と		
の構造は、建築物の一階から保育室等が設けら		
百二十三条第一項の場合においては、当該階段		
用   一 屋内避難階段。ただし、建築基準法施行令第	避難	
「屋外避難階段」という。)		
規定する構造の屋外階段(以下この表において		の 階
二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に		以 上
一 屋内避難階段	常用	四 階
三 屋外階段		
の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		
(以下この条において「耐火構造」という。)		
二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造		
用 一 屋内避難階段	避難	
二 屋外階段		
一屋内避難階段	常用	三階
四 屋外階段		
火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		
三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐		
二 待避上有効なバルコニー		
う。`		
(以下この表において「屋内避難階段」とい		
は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段		

ハ 保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メ なるように設けられ 口 に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けら てい 、ること。 れ、 ル以下と か つ、

= れかに該当するものを除く。 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備 以下このニにおいて同じ。)を設ける (次に掲げる要件の 1 ず

第  $\mathcal{L}$  $\mathcal{O}$ ン L 百 パ <  $\mathcal{O}$ 調 合 場 + 理 12 は が 壁 合に 設 は を 条 備 設 貫 お 第 当 け  $\mathcal{O}$ 通 11 部 該 ら \_\_ す て、 れ 項 分 調 12 る が 理 7 部分又 換気、 規 設 耐 11 ること。 定 備 火 す 構 以 は 暖房 る 造 外 特  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 床 れ 又 定 部 に は 防 若 分 近 冷 火 と 接 房 設 す 備 般  $\mathcal{O}$ は 設 壁 型 る で 乳 備 部 区 又 画 分 は 児  $\mathcal{O}$ さ 建 等 に 風 防 道 n 築 通 基 が 遠 火 7 支援 上 11 準 当 有 るこ 法 該 施 事 効 床 業 に 行 若 ダ 所

- (1)が 設 ス け プ 5 IJ れ て ク 11 ラ る こと。 設備 そ  $\mathcal{O}$ 他こ れ に 類す る £  $\mathcal{O}$ で 自 動 式  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$
- (2)が カコ 講 9 じ 理 5 当 用器具 該 n 7 調 理 11  $\mathcal{O}$ る 設 種 こと 備 類に  $\mathcal{O}$ 外 応 部 じ 7  $\mathcal{O}$ 有 延 効 焼 な を 自 防 動 止 消 す 火 る 装 た 置  $\Diamond$ に が 設 必 け 要 な 5 措 れ
- ホ 仕 上げ 般 を 不 型 乳 燃 児 等 材 料 通 で 遠 支援事 L 7 11 業 る 所  $\mathcal{O}$ 壁 及 び 天 井  $\mathcal{O}$ 室 内 に 面 す る 部 分  $\mathcal{O}$
- $\sim$ 転 落 保育 事 故 室 等 を 防 そ 止  $\mathcal{O}$ す 他 る 乳 設 幼 備 児 が が 設 出 け 入 5 n 7 又 は VI る 通 行 す る 場 所 に 乳 幼 児  $\mathcal{O}$
- チ 備 が 設 般 型 け 乳 5 児 れ 等 7 通 11 ること。 遠 支援事 業所  $\mathcal{O}$ 力 テ ン 敷 物 建 具 等 で 可 性

 $\vdash$ 

非

常常

警

報

器

具

又

は

非

常

警

報

設

備

及

び

消

防

機

関

に

火災

を

通

報

す

る

設

#### (職員)

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

12

0

11

7

防

炎

処

理

が

施

さ

n

て

11

ること

第 事 百 袁 7 二十五 支援 そ 乳  $\mathcal{O}$ 12 児 他 等 従 条  $\mathcal{O}$ 事 通 機 遠 す 関 支 る 般 が 援従 職 型 行 員 乳 う 事 と 児 研 者」 等 L 修 通 7 を 市 と 亰 含 支援 長 11 む う。 ) が 行う研 事 を修 業 を置 所 了 修 に カ は 市 なけ た 者 長 保 れ 育 が ば 以 指定 士 な そ 下 5 す  $\mathcal{O}$ な る  $\mathcal{O}$ 他 条 大 乳 に 阪 児 等 お 府 知 通 11

2

乳

児

等

通

遠

支援

従

事

者

 $\mathcal{O}$ 

数

は

乳

児

お

お

む

ね三人に

つき

人

以

上

満

き 二 半 数 歳 人 以 以 を 上 上 下 満 は 三歳 ること 保 育士 未 は لح 満 で す  $\mathcal{O}$ る。 き 幼 児 な お た 11 だ な む ね 六 般 人 型 12 乳 0 児 き 等 通 人 以 遠 支援 上 事 業 所 そ  $\mathcal{O}$ に う 0

- 3 場 す ることが 合 る 乳 児 は ŧ 等  $\mathcal{O}$ 専 通 で で き 5 袁 な る。 当 支 け 該 援 n ば 従 般 な 事 者 型 5 乳 な は 児 11 等 専 通 ただ ら当 袁 支援 L 該 \_\_ 事 般 次 業 型  $\mathcal{O}$ に 乳 各 児 等 号 従 事  $\mathcal{O}$ 通 す 11 る ず 袁 支 職 れ 援 員 カン を 事 に 業 該 <del>---</del> 人 に す 従 す る
- لح 援 般 に 以 12 事 が 6  $\mathcal{O}$ 業 型 が 事 行 下 従 該 で 業 乳 わ で 該 事 を 体 該  $\mathcal{O}$ き を 児 あ 行 施 n 的 等 行 般 る 7 る 般 う 12 設 般 る لح 場 型 型 通 型 に う い 職 運 又 き 乳 当 営 乳 に 遠 合 る 乳 員 は 当 た 児等 支 乳 で 児 児 さ に 事 援 児 た 等 等 れ 業 あ 0 限 室 事 通 て 通 0 通 る。) 7 0 園支援 '当該保 7 業 て 亰 京 11 以 当 が 支 支援 ほ る 下 に 援 該 実 保 場 S ょ 事業に 事業を 施 育 育 事業 保 合 <  $\mathcal{O}$ る支援を受 室 所 育 さ 所 で 項 れ 等 等 所 あ لح 12 等 保 を 利 従 保  $\mathcal{O}$ 0 お 育 事 利 用 職 て 育  $\mathcal{O}$ カン 11 員 保 室 用 す 所、 0 L 7 け 育 又 7 る 当 (保 「保育 るこ 職員 該 幼稚 士 当 は 7 11 育 該 遊 に 11 る が لح 戱 そ ょ る 乳 般 袁 所 が 室 保 型 る 般 乳 幼  $\mathcal{O}$ 等 育 支 型 で に 児 乳 幼 他 認 援 き 士 定こど 乳 お 児 児  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とい を 児 で 子 等 11  $\mathcal{O}$ 人 育て支 通 等 数 7 保 あ カュ う。 通 育 け が ると 9 袁 ŧ 該 支 袁 が 遠 لح 支 現 そ

乳児等通園支援の内容)

第

竜 百 乳 大 臣 幼 + が 祉 定 施 六 及 設 条 てバ 8 そ る  $\mathcal{O}$ 設  $\mathcal{O}$ 指 保 針 備 般 護 及 型 に 者 準 乳 び ľ 運 児  $\mathcal{O}$ 営 等 1) 通 に 身 乳 児 関 袁  $\mathcal{O}$ 等 支援 状 す 況 通 る 基 事 等 袁 に 支 準 業 第 応 援 三十 事 じ お 業 け 7 提 五 る  $\mathcal{O}$ 供 条 乳 特 さ 性 に 児 規 n に 留 定 通 な 意 す け 遠 支 n 援 ば 内 7 な 閣 は 5 総 利 児 理

11

## (保護者との連絡)

第百二十七 者 理 解 密 及 接 び 協 な 条 力を得 連 絡 をと 般 るよう 型 り、 乳 児 等通 努 乳児  $\Diamond$ な 等 遠 [支援事 通 け れ 亰 支 ば 業 援 な を行 5  $\mathcal{O}$ な 内 う者 容 11 等 は 0 き 利 用 乳 そ  $\mathcal{O}$ 幼 児 護  $\mathcal{O}$ 保 護  $\mathcal{O}$ 

第三款 余裕活用型乳児等通園支援事業

設備及び職員の基準)

百二十 に 員 定  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ 基 準 八 るところ 条 は 次 余 に 裕  $\mathcal{O}$ ょ 各号 活 用 る 12 型 乳児 掲 げ 等 る 通 施 設 遠 又 支 援 は 事 事 業所 業 を 行  $\mathcal{O}$ 区 う 事 分 12 業所 応 U  $\mathcal{O}$ 設 当 備 該 及 各 び

- る。) 条 例 保 育 所 平 成 二十 大 阪 府 兀 児 年 童 大阪 福 祉 府 施 条 設 例  $\mathcal{O}$ 第百三号) 設 備 及 び 運 (保育 営 に 関 所 す に る 係る 基 準 t を 定  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 限 る
- ど 八  $\mathcal{O}$ Ł 年 認 幼 保 袁 大 定 阪 連 12  $\mathcal{O}$ 携型認 係 要件 府 る 条 ŧ 並 例 び 定こども  $\mathcal{O}$ 第 に に 八 限 設 +る。 備 八 園以 号) 及 U 運営 幼幼 外  $\mathcal{O}$ 保連 に 認 関 定 携型 こど す る 認定こども 基 ŧ 準 遠 を 定 大  $\Diamond$ 阪 京 る 府 以 条 認 定 外 例 こど  $\mathcal{O}$ 平 認 定 成 £ + 袁
- $\equiv$ 係 設 備 る 幼 t 及 保 連 び  $\mathcal{O}$ 運営 携 型認 限 に る 定こど 関 す る も園 基準 を 定 大阪  $\Diamond$ 府 る 条 認 定こど 例 幼 保 ŧ 連 袁 携  $\mathcal{O}$ 型認 認 定 定  $\mathcal{O}$ こど 要件 t 並 袁 び に

几 ŧ 家庭  $\mathcal{O}$ を 的 除 く 。 ) 保 育 事業等 を 行う 事 業 所 前 章 (居 宅 訪 問 型保 育 事業 に 係 る

準用)

第

百 等 通 十九 般 遠 支援 型 乳 条 児 事 業に 等 第 通 百 袁 9 支 V + 援 六 7 事業」 準 条 用 及 す び る。 とあ 第 百二 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 場 七 は 合 条 余 に  $\mathcal{O}$ 裕 お 規 定 活 11 用 は 7 型 乳 第 余 百 児 裕 三 十 等 活 通 用 六 亰 型 支援 乳 中 児

事業」と、 第百二十七条中  $\overline{\phantom{a}}$ 般型乳児等通園支援事業を行う者」とあ

るのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

る。

附則第十一項中

「第百十三条第二項」

を「第百四十一条第二項」

に

改め

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

準を定めるため、 乳児等通園支援事業の実施に伴 本条例を改正するも V ; 当該事業の設備及び運営に関する基 のである。

## 第百一号議案

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例改正の件

に 定め 箕 面 市 印 鑑 登 録 及 び 証 明 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改正 す る条例を次  $\mathcal{O}$ よう

令和七年十二月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市 印鑑登録及  $\mathcal{U}$ 証 明に関する条例  $\mathcal{O}$ 部を改 正す Ź 条

箕 面 市 印 鑑 登 録 及び 証 明に 関する条例 昭昭 和 五. + 几 年箕 面 市 条 例 第 五.

号)の一部を次のように改正する。

第 四 条第三項及 び第六条第 \_ 項第八号 中  $\neg$  $\mathcal{O}$ 備考 を削 る。

第十 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中  $\neg$ 消 除」 を 抹 消 に 改 め、 同 条 中 消 除 する」 を

抹消 す に 改  $\otimes$ 同 条第 八号中 消 除 す べ き」 を 「抹 消 すべ 改

める。

第十二条第 뭉 中 消 除 さ れ たし を 「抹 消 さ れ た に 改  $\Diamond$ る。

附則

この条例は、令和八年一月五日から施行する。

#### (提案理由)

るた 号) 地 8 に基 方 公共団 づ 本条 、基幹業 例 体 を改 情 報 正 務 シ す ス シ テ る ス ŧ テ  $\Delta$  $\Delta$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 標  $\mathcal{O}$ あ 統 準 る。 化 に 標 関 準 す 化 る 法 伴 律 11 令 和三 関係規定を整備 年 法 律 第 兀 す 十

### 第百二号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕 面 市 建築基準 法 施 行 条 例  $\bigcirc$ 部を改 正 する条例を次のように定め る。

令和七年十二月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕 面 市建築基準 法施行条例 (平成十二年箕面市 条例第六十三号)  $\mathcal{O}$ 部

を次のように改正する。

第六 条 の + $\mathcal{O}$ 表六十三の 項 中  $\neg$ 第百三十七 条  $\mathcal{O}$ 十二第六項 又 は 第七 項

を 「第百三十七 条の十二第十一 項又は第十二項」 に 改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

係規定を整理するため、 建築基準法施行 令 昭昭 和 二十五 本条例を改正するも 年政令第三百三十八号)  $\mathcal{O}$ であ る。  $\mathcal{O}$ 改 正 伴 11

関

第百三号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕 面 市 火 災 予 防 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条例 を次  $\mathcal{O}$ よう に定 8 る。

令和七年十二月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面 市 火災 予防 条 例 昭昭 和 兀 +八 年箕面 市 条 例 第十二号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ 

ように改正する。

目 次 中「第三章の <u>-</u> 住宅 用 防 災 機器  $\mathcal{O}$ 設置 及  $\mathcal{U}$ 維 持 に 関 す る 基 潍 等 第

二十九条の二―第二十九条の七)」を 「第三章

第三章の三 林野火災の予防 (第

*の* 二

住宅用

防災機器

 $\mathcal{O}$ 

設

置 及 75 維 持 12 関 す る 基 潍 等 第二十九 条  $\mathcal{O}$ 二—第二十 九 条  $\mathcal{O}$ 七

九条の八・第二十九条の九)

<del>-</del>+

に改め

る。

第二十 九 条 中 警報  $\mathcal{O}$ 下 に 「(法第二十二条第三項 12 規定す る 火 災 12

る警報 を 11 う。 以 下 同 じ。)」 を 加 え、 同 条第七号を削 る。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 林野火災の予防

林野火災に関する注意報

第二十 九 条  $\mathcal{O}$ 八 市 長は 気象  $\mathcal{O}$ 状 況 が Щ 林 原 野 等 に お け る 火 災 以 下

林 野 火災 کے 1 う <u>。</u>  $\mathcal{O}$ 予防 上 注 意を要す ると 認  $\Diamond$ るときは 林 野 火 災

に関する注意報を発することができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 12 ょ る注 意 報 が 発 せ られ たと き は 注 意 報 が 解 除 さ れ る ま

 $\mathcal{O}$ 間 市  $\mathcal{O}$ 区 域 内 12 在 る者は 第二十九 条各号に定  $\emptyset$ る 火  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 制

で

限に従うよう努めなければならない。

3 使 用 市 長  $\mathcal{O}$ 制 は 限 林  $\mathcal{O}$ 野 努 力 火 義 災 務  $\mathcal{O}$ 発  $\mathcal{O}$ 生 対 象  $\mathcal{O}$ غ 危 な 険 性を る 区 域 勘 案し を 指 て、 定 す る 前 ک 項 と  $\mathcal{O}$ が 規 定 で き に ょ る 火  $\mathcal{O}$ 

使 用 林 野  $\mathcal{O}$ 火 制 限 災  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 予 X 域 防  $\mathcal{O}$ を 指 目 定 的 と た 火 災 に 関 す る警報  $\mathcal{O}$ 発 令 中 に お け る 火  $\mathcal{O}$ 

第二十 に 改 第 を発 に 定 兀  $\Diamond$ + し 九  $\Diamond$ ·二 条 たと る 条 火  $\mathcal{O}$ き  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九 三第 は 使 用 市 林 長  $\mathcal{O}$ 野 制 は 項 第三号 限 火 災 林  $\mathcal{O}$ 対 野  $\mathcal{O}$ 中 象 発 火 と 生 災 第 な  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 る 危 予 + X 険 防 五. 域 性 を 条」 を指 を勘 目 的 定す を 案 کے L  $\neg$ 第 る 7 て 兀  $\overset{\succ}{\smile}$ 火 第二十 لح 災 + 五 が に 条第 で 関 き 九 す 条各号 る 項 警

次  $\mathcal{O}$ 第 几 十 五 項 を 条 加 え 第 る。 \_\_ 号 中 行 為  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ (たき火を含 む を 加 え 同 条 に

2 な る 消 期 防 間 長 は 及 CK X 前 域 項 各号に を指 定 す 撂 るこ げ る لح そ が n ぞ で き れ る。  $\mathcal{O}$ 行 為 に 9 11 て 届 出  $\mathcal{O}$ 対 象と

附則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

#### (提案理由)

域 す を 定 る 林  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ 指 野 る 定 火  $\mathcal{O}$ で 並 災 あ لح 注 CK る。 意 12 報 ょ 林 野 り  $\mathcal{O}$ 火 発 令、 林 災 野 警 当該 火 報 災 発 予 令 発 防 令 中 中  $\mathcal{O}$ 12 実効 に お け お 性 け る を高 る 火  $\mathcal{O}$ 火  $\otimes$ 使  $\mathcal{O}$ る 用 使 た 用  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 制  $\mathcal{O}$ 限 制 本 限 区 条 域 及 例 てバ  $\mathcal{O}$ を改正 指 制 定 限 区

#### 第104号議案

令和7年度箕面市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度箕面市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,713,640 千円を追加し、歳入 歳出それぞれ 80,028,842 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

#### 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

蔵		人											_
		款					IJ	頁			補正前の額	補 正 額	計
13	分扌	<b>担金及</b>	び負	担金							千円 1, 200, 503	千円 1,650	千円 1,202,153
					2	分		担		金	4, 900	1,650	6, 550
15	玉	庫	支出	金							15, 266, 478	49, 923	15, 316, 401
					1	国	庫	負	担	金	10, 871, 822	76, 171	10, 947, 993
					2	玉	庫	補	助	金	728, 854	2, 662	731, 516
					3	玉	庫	委	託	金	64, 244	△6, 238	58, 006
					4	玉	庫	交	付	金	3, 601, 558	△22, 672	3, 578, 886
16	府	支	出	金							5, 461, 642	41, 502	5, 503, 144
					1	府	負		担	金	3, 784, 675	36, 561	3, 821, 236
					2	府	補	İ	助	金	770, 494	3, 350	773, 844
					4	府	交		付	金	714, 190	1, 591	715, 781
18	寄		附	金							28, 158	60	28, 218
					1	寄		附		金	28, 158	60	28, 218
19	繰		入	金							7, 431, 867	1, 297, 511	8, 729, 378
					1	基	金	繰	入	金	7, 335, 203	1, 297, 511	8, 632, 714
20	繰	j	越	金							85, 033	259, 083	344, 116
					1	繰		越		金	85, 033	259, 083	344, 116
21	諸	J	収	入							7, 729, 983	12, 011	7, 741, 994
					5	雑				入	1, 549, 538	12, 011	1, 561, 549
22	市			債							5, 271, 300	51, 900	5, 323, 200
					1	市				債	5, 271, 300	51, 900	5, 323, 200
歳	Ž	入	合	計							78, 315, 202	1, 713, 640	80, 028, 842
					<u> </u>							l	1

歳出

////		 款				項	Ę			補正前の額	補	正額	計
										千円		千円	千円
1	議	会	費							451, 168		4, 673	455, 841
				1	議		会		費	451, 168		4, 673	455, 841
2	総	務	費							8, 987, 290		△4, 879	8, 982, 411
				1	総	務	管	理	費	7, 639, 442		△8, 086	7, 631, 356
				2	徴		税		費	478, 881		△6, 288	472, 593
				3	戸籍	籍住民	基	本台帧	長費	576, 291		7, 518	583, 809
				4	選		挙		費	156, 512		21	156, 533
				5	統	計	調	査	費	113, 020		955	113, 975
				6	監	査	委	員	費	23, 144		1,001	24, 145
3	民	生	費							31, 885, 367		184, 502	32, 069, 869
				1	社	会	福	祉	費	8, 787, 305		158, 544	8, 945, 849
				2	児	童	福	祉	費	14, 853, 328		12,879	14, 866, 207
				3	生	活	保	護	費	2, 799, 194		5, 451	2, 804, 645
				4	玉	民 健	康	保険	費	1, 406, 456		7, 628	1, 414, 084
4	衛	生	費							7, 108, 401		7, 311	7, 115, 712
				1	保	健	衛	生	費	1, 858, 973		△2, 913	1, 856, 060
				2	清		掃		費	2, 053, 135		10, 224	2, 063, 359
5	労	働	費							73, 253		595	73, 848
				1	労	働		諸	費	73, 253		595	73, 848
6	農	林水産業	き 費							163, 835		△5, 535	158, 300
				1	農		業		費	137, 074		△5, 535	131, 539
7	商	工	費							351, 768		15, 198	366, 966
				1	商		工		費	279, 443		15, 198	294, 641
8	土	木	費							6, 434, 677		45, 171	6, 479, 848
				1	土	木	管	理	費	1, 093, 006		45, 171	1, 138, 177
9	消	防	費							3, 052, 649		71, 973	3, 124, 622
				1	消		防		費	3, 052, 649		71, 973	3, 124, 622
10	教	育	費							9, 412, 026		108, 117	9, 520, 143
				1	教	育	総	務	費	1, 876, 616		54, 482	1, 931, 098
				2	小	学		校	費	1, 238, 256		9, 224	1, 247, 480
				3	中	学		校	費	2, 232, 239		23, 744	2, 255, 983
				4	幼	稚		園	費	92, 614		6, 249	98, 863
				5	社	会	教	育	費	1, 320, 161		5, 323	1, 325, 484

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	6 保 健 体 育 費	2, 652, 140	9, 095	2, 661, 235
12 公 債 費		3, 732, 436	1, 005, 303	4, 737, 739
	1 公 債 費	3, 732, 436	1, 005, 303	4, 737, 739
13 諸 支 出 金		6, 592, 332	281, 211	6, 873, 543
	1 諸 費	40, 038	281, 211	321, 249
歳出合計		78, 315, 202	1, 713, 640	80, 028, 842

第 2 表 繰越明許費補正

款項	巧	補 正 前		補 正 後	
	事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
			千円		千円
2 総務費	1 総務管理費			機構改革及び庁舎環境改善事業	79, 552
3 民生費	1 社会福祉費			老人デイサービスセンター 管 理 事 業 (臨 時 )	57, 693

第 3 表 債務負担行為補正

事項	補正	前	補 正	後
尹	期間	限度額	期間	限度額
部活動地域移行事業			令和7年度から令和8年度	120, 240 千円

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正	限度額	起債の	利率			償還の力	方法	
起頂の日町	区分	似 及 領	方 法	利等	資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
		千円		%以内		年以内	年以内		
			<b>並、玄代出</b>					半年賦又は	必要に応じ
	補正前	5, 200	普通貸借 又 は	4	政 府	25	5	年賦、元利	て繰上償還
V 111 0 (1017	佣业别	5, 200	証券発行	(注)	その他	20	υ	均等又は元	することが
光明の郷			血分元1					金均等	できる。
ケアセンター         改修事業									
以修ず未	補正後	57, 100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	加止仮	57, 100	IH] 土	l hi T	IHJ⊥.	l hi T	IH) 土	四上	IH) IL

<sup>(</sup>注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率

# 令和7年度 (2025年度)

箕面市一般会計補正予算(第4号)説明書

### 歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	千円 27, 388, 000	千円 0	千円 27, 388, 000
2 地 方 譲 与 税	272, 000	0	272, 000
3 利 子 割 交 付 金	57, 000	0	57,000
4配当割交付金	268, 000	0	268, 000
5 株式等譲渡所得割交付金	257, 000	0	257, 000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	331,000	0	331,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3, 300, 000	0	3, 300, 000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	0	88,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	150,000	0	150,000
11 地 方 交 付 税	2, 700, 000	0	2, 700, 000
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0	16, 000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1, 200, 503	1,650	1, 202, 153
14 使 用 料 及 び 手 数 料	722, 684	0	722, 684
15 国 庫 支 出 金	15, 266, 478	49, 923	15, 316, 401
16 府 支 出 金	5, 461, 642	41, 502	5, 503, 144
17 財 産 収 入	288, 854	0	288, 854
18 寄 附 金	28, 158	60	28, 218
19 繰 入 金	7, 431, 867	1, 297, 511	8, 729, 378
20 繰 越 金	85, 033	259, 083	344, 116
21 諸 収 入	7, 729, 983	12, 011	7, 741, 994
22 市 債	5, 271, 300	51, 900	5, 323, 200
歳入合計	78, 315, 202	1, 713, 640	80, 028, 842

歳出

	款	補正前の額	補正額	計
1 議	<b>養</b> 会 5	手円 451, 168	千円 4,673	千円 455, 841
2 総			△4, 879	8, 982, 411
3 民	民 生 5	31, 885, 367	184, 502	32, 069, 869
4 徫	新 生 5	7, 108, 401	7, 311	7, 115, 712
5 労		73, 253	595	73, 848
6 農	農 林 水 産 業 🦠	163, 835	△5, 535	158, 300
7 商	<b>新</b> 工 5	351, 768	15, 198	366, 966
8 ±	上木	6, 434, 677	45, 171	6, 479, 848
9 消	肖 防	3, 052, 649	71, 973	3, 124, 622
10 教	数 育 5	9, 412, 026	108, 117	9, 520, 143
11 災	災 害 復 旧 §	20,000	0	20,000
12 公	点 債	3, 732, 436	1, 005, 303	4, 737, 739
13 諸	者 支 出	6, 592, 332	281, 211	6, 873, 543
14 子	予 備	50,000	0	50,000
	歳出合計	78, 315, 202	1, 713, 640	80, 028, 842

	補 正 額	の 財 源 内	訳
特	定財	源	一般財源
国府支出金	地 方 債	その他	/1/2 X-1 1//IN
千円	千円	千円	千円
0	0	0	4, 673
0	0	0	△4, 879
86, 621	51, 900	0	45, 981
4, 774	0	0	2, 537
0	0	0	595
0	0	1,650	△7, 185
0	0	0	15, 198
0	0	0	45, 171
0	0	0	71, 973
0	0	9, 155	98, 962
0	0	0	0
0	0	0	1, 005, 303
0	0	1	281, 210
0	0	0	0
91, 395	51, 900	10, 806	1, 559, 539

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 2 分担金

款 項	<del>5</del>	—科		目	目				補正前の額	補正額	計
13 分	担	金	及	び	 負	Į.	—— 担	金	千円 1,200,503	千円 1,650	千円 1, 202, 153
2	2 分			担				金	4, 900	1,650	6, 550
	1	農林	木水	産 弟	美 費	分	担	金	4, 900	1,650	6, 550
15 国		庫		ž	ļ	出		金	15, 266, 478	49, 923	15, 316, 401
1	1 国	<u>Jī</u>	į.	負		担		金	10, 871, 822	76, 171	10, 947, 993
	1	民	生 費	玉	庫	負	担	金	10, 865, 166	76, 171	10, 941, 337
2	2 国	Ī	Ē	補		助		金	728, 854	2, 662	731, 516
	2	民	生費	国	庫	補	助	金	191, 918	2, 662	194, 580
3	3 国	<u> </u>	į.	委		託		金	64, 244	△6, 238	58, 006
	2	民	生費	国	庫	委	託	金	62, 217	△6, 238	55, 979
4	1 国	<u>Jī</u>	į.	交		付		金	3, 601, 558	△22, 672	3, 578, 886
	1	総	务 費	玉	庫	交	付	金	1, 070, 418	△25, 855	1, 044, 563
	2	民	生費	国	庫	交	付	金	661, 085	3, 183	664, 268
16 府		<del>J</del>	Ž.		出			金	5, 461, 642	41, 502	5, 503, 144
1	1 府		負		担			金	3, 784, 675	36, 561	3, 821, 236
	1	民	生	F A	·····································	<u></u> 負	担	金	3, 784, 675	36, 561	3, 821, 236
2	2 府		補		助	ı		金	770, 494	3, 350	773, 844
	2	民	生	<b>是</b> 不	· 有	補	助	金	434, 152	3, 350	437, 502

		-w	пп
区 分	金額	説	明
	千円		千円
1 # * # 1/ 1/1 /	1 250	1	1 050
1農業費分担金	1,650	1 農地施設改修事業費分担金	1, 650
		補正後 6,550,000円-補正前 4,900,000円	
1 社会福祉費	74, 680	└────────────────────────────────────	71, 630
負 担 金	:	補正後 1,912,576,000円-補正前 1,840,946,000円	
		   9 特別障害者手当等給付費負担金	3, 050
		   補正後 70,029,000円-補正前 66,979,000円	
2 児 童 福 祉 費	1, 491	9 未熟児養育医療費負担金	1, 491
負 担 金		補正後 3,642,000円 - 補正前 2,151,000円	•
1 社会福祉費	2, 662	5 地域生活支援事業費等補助金	2, 662
補 助 金	:	補正後 75,634,000円-補正前 72,972,000円	
2 児童福祉費	△6, 238	2 いじめ解消モデル事業委託金	△6, 238
委 託 金	:	補正後 16,818,000円-補正前 23,056,000円	
1 W 3/7 KK TH #B	A 95 955	1 地大剑火吃吃去从众	△25, 855
1 総務管理費     交付金		<b>1 地方創生臨時交付金</b>   補正後 1,001,938,000円-補正前 1,027,793,000円	△20, 800
交     付     金       2     児 童 福 祉 費		5 子ども・子育て支援交付金	3, 183
交 付 金		補正後 227,624,000円ー補正前 224,441,000円	0, 100
人 17 並		而正区 221, 021, 000 j im正向 221, 111, 000 j	
1 社会福祉費	35, 815	7 障害者自立支援給付費等負担金	35, 815
負 担 金	:	補正後 956, 288, 000円-補正前 920, 473, 000円	
2 児童福祉費	746	6 未熟児養育医療費負担金	746
負 担 金		補正後 1,821,000円-補正前 1,075,000円	
1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			4 ^^*
1 社会福祉費		4 地域生活支援事業費等補助金	1, 331
補助金	_	補正後 37,816,000円-補正前 36,485,000円	22
2 児童福祉費		1 医療機関等物価高騰対策補助金	30
補 助 金		30×10/10=30	
		7 ひとり親家庭医療費補助金	1, 989
		補正後 38,473,000円-補正前 36,484,000円	

(款) 16 府支出金

(項) 2 府補助金

#### (款) 16 府支出金

### (項) 4 府交付金

(垻)		科 目	対 エ 並 の 類	<b>油 正 嫍</b>	計
款	項	目	補正前の額	補正額	
16	4	府 交 付 金	千円 714, 190	千円 1,591	千円 715, 781
		2 民 生 費 府 交 付 金	451, 733	1, 591	453, 324
18	寄	附金	28, 158	60	28, 218
	1	寄 附 金	28, 158	60	28, 218
		1 ふ る さ と 寄 附 金	28, 158	60	28, 218
19	繰	入金	7, 431, 867	1, 297, 511	8, 729, 378
	1	基 金 繰 入 金	7, 335, 203	1, 297, 511	8, 632, 714
		1 財政調整基金繰入金	1, 762, 290	292, 208	2, 054, 498
		6 公債管理基金繰入金	780, 000	1, 005, 303	1, 785, 303
20	繰	越 金	85, 033	259, 083	344, 116
	1	繰    越    金	85, 033	259, 083	344, 116
		1 前 年 度 繰 越 金	85, 033	259, 083	344, 116
21	諸	収入	7, 729, 983	12, 011	7, 741, 994
	5	雑	1, 549, 538	12, 011	1, 561, 549
		3 雑 入	457, 600	9, 684	467, 284
		5過年度収入	0	2, 327	2, 327
22	市	債	5, 271, 300	51, 900	5, 323, 200
	1	市 債	5, 271, 300	51, 900	5, 323, 200
		2 民 生 債	770, 900	51, 900	822, 800

節		≅X	п
区分	金額	説	明
	千円		千円
2 児童福祉費	1, 591	3 子ども・子育て支援交付金	1, 591
交 付 金		補正後 222,749,000円-補正前 221,158,000円	
1 ふ る さ と	60	1 ふるさと寄附金	60
寄 附 金		補正後 28,018,000円 一補正前 27,958,000円	
1 財政調整基金	292, 208	1 財政調整基金繰入金	292, 208
操 入 金	202, 200	補正後 2,054,498,000円-補正前 1,762,290,000円	202, 200
1 公債管理基金	1, 005, 303	1 公債管理基金繰入金	1, 005, 303
繰 入 金		補正後 1,785,303,000円-補正前 780,000,000円	
   1 前年度繰越金	259, 083	1 前年度繰越金	259, 083
		補正後 344,116,000円-補正前 85,033,000円	
2 雑 入	9, 684	12 日本スポーツ振興センター災害共済補償金	9, 095
		補正後 20,661,000円-補正前 11,566,000円	
		60 民間保育所等大規模修繕等事業補助金返還金	588
		61 経営所得安定対策推進事業費補助金返還金	1
1 過年度収入	2, 327	1 過年度収入 令和5年度子育てのための施設等利用給付[	2, 327
		市和3年度工員とのための心故寺利用和刊	当准义的 並他
	51, 900	4 光明の郷ケアセンター改修事業債	51, 900
事業債		補正後 57,100,000円-補正前 5,200,000円	
			(卦) 99 古唐

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款	項	科 		目目		補正前の額	補正額	計	補正	額の財源内訳
	議	<u> </u>		<del></del>	費	千円 451, 168	千円 4,673	千円 455, 841	一般財源	千円 4,673
	1	議		会	費	451, 168	4, 673	455, 841	一般財源	4, 673
		1	議	会	費	451, 168	4, 673	455, 841	一般財源	4, 673
2	総			努	費	8, 987, 290	△4, 879	8, 982, 411	一般財源	△4, 879
	1	総	務	管	理費	7, 639, 442	△8, 086	7, 631, 356	一般財源	△8, 086
				般 管	費	3, 950, 776	83, 359	4, 034, 135	一般財源	83, 359

í	節	説	
区 分	金 額	元	971
	7	円	千円
2 給	料 2,66	5 1 人件費 (議会費) 【人事室】	3,822
△ 邢□	2,00	2 給 料	2, 666
3 職員手当	等 1,29		2, 666
		一般職給	2, 666
4 共 済	費 71		440
		2 扶養手当	220
		4 地域手当	200
		5 通勤手当	130
		9 時間外及び休日勤務手当	△187
		11 期末勤勉手当	17
		14 児童手当	60
		4 共 済 費	716
		3 職員共済組合負担金	716
		2 議員報酬等関係事業【議会事務局総務室】	851
		3 職員手当等	851
		1 議員期末手当	851
2 給	料 56,77		174
a with D - 11	taka	3 職員手当等	174
3 職員手当	等 △61,16	9 11 期末勤勉手当	174
 4 共 済	費 8,19	 3 2 人件費(一般管理費)【人事室】	3, 633
1 ) ( ) (		2 給 料	56, 778
0 需 用	費 1,31		56, 778
		一般職給	56, 778
2 委 託	料 21,13	3 職員手当等	△61, 343
		2 扶養手当	$\triangle 5,247$
4 工事請負	費 48,29	4 地域手当	791
		5 通勤手当	$\triangle 1,395$
7 備品購入	費 8,80		1, 961
		10 住居手当	△5, 517
		11 期末勤勉手当	△49, 961
		14 児童手当	$\triangle 1,975$
		4 共 済 費	8, 198
		3 職員共済組合負担金 7 社会保険料	8, 195 3
		工工工体操作	ა
		   59 機構改革及び庁舎環境改善事業【総務部総務室】	79, 552
	I	L	款) 2 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

### (款) 2 総務費

### (項) 1 総務管理費

	科目	15-17	14	1.	18	_ = = ! ==
項		補正前の額 	補 正 額	計	補止額	の財源内訳
1 1	_	費]	千円	千円		千円
	12 安全都市推進	205, 463	△6, 322	199, 141	一般財源	△6, 322
	15 防 災 対 策	費 436, 317	△55, 123	381, 194	一般財源	△55, 123
	21 行 政 情 報 推 進	網 573, 772	△30,000	543, 772	一般財源	△30,000
2	<u> </u> 徴 税	費 478,881	△6, 288	472, 593	一般財源	△6, 288
	1 徴 税 総 務	費 355, 482	△6, 288	349, 194	一般財源	△6, 288

節			
区 分	金額	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	
	千円	10 需 用 費	千四 1, 312
		1 消耗品費	186
		4 印刷製本費	1, 126
		封筒他 1,126	-,
		12 委 託 料	21, 138
		1 委 託 料	21, 138
			<b>=</b> 1, 100
		サイン設置委託他 15,389	
		14 工事請負費	48, 299
			48, 299
		广舎改装工事 48,299	10, 200
		17 備品購入費	8, 803
		1 庁用器具費	8, 803
		管理用 8,803	0,000
18 負 担 金 補 助	△6, 322	55 市内公共交通整備事業【交通政策室】	△6, 322
及び交付金	△0, 322	18 負担金補助及び交付金	△6, 322
及0.文刊並		2 補 助 金	△6, 322
		→ 社会実験事業費補助金 △10,529	△0, 322
		社会実験フォローアップ運行補助金 4,207	
12 委 託 料	△46, 000	51 地域防災力集中強化事業【市民安全政策室】	△16, 000
12 安 託 村	△40,000	12 委 託 料	Δ9, 000
14 工 事 請 負 費	A 7, 000		
14 上 争 萌 貝 賃	△7, 000	1 委 託 料	△9, 000
17 / 井 口 叶 1 井	A 0, 100	防災マップ情報修正委託他 △9,000	۸ 7 000
17 備品購入費	△2, 123	14 工事請負費	Δ7, 000
		<ol> <li>工事請負費</li> <li>避難所機能強化工事 △7,000</li> </ol>	△7, 000
		避難所機能強化工事 △7,000	
		52 防災システム等管理運用事業 (臨時) 【市民安全政策室】	△39, 123
		12 委 託 料	△37, 000
		1 委 託 料	△37, 000
		MCA無線システム更新委託 △37,000	△01,000
		17 備品購入費	△2, 123
		1 庁用器具費	$\triangle 2, 123$ $\triangle 2, 123$
		1 月 用語兵員 災害対策本部用 △2,123	△∠, 1∠3
17 備品購入費	△30, 000	<ul><li>次音対 東本部 用</li><li>50 行政情報ネットワーク管理運営事業(臨時)【DX推進室】</li></ul>	△30, 000
11 7用 四	∠>0,000	17 備品購入費	△30, 000 △30, 000
		<ol> <li>1 庁用器具費</li> <li>管理用</li> <li>△30,000</li> </ol>	△30, 000
		管理用 △30,000	
2 給 料	336	1 人件費(徴税総務費)【人事室】	△698
		2 給 料	336
3職員手当等	△1, 594	2 一般職給	336
		一般職給 336	
4 共 済 費	560	一般職給 336 3 職員手当等	△1, 594

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

#### (款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

	科 T	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	の財源内訳
項	目	千円	千円	千円		千円
2	1[徴税総務費]	TH	TH	TH		TH
3	戸籍住民基本台帳費	576, 291	7, 518	583, 809	一般財源	7, 518
			,	,		
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	576, 291	7, 518	583, 809	一般財源	7, 518
4	選       費	156, 512	21	156, 533	一般財源	21
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	68, 233	21	68, 254	一般財源	21
5	統計調査費	113, 020	955	113, 975	一般財源	955
	1 統計調査総務費	25, 389	955	26, 344	一般財源	955

		節			
区	分		 金 額	— 説	
					千円
12 委	託	料	$\triangle 5,590$		8
				9 時間外及び休日勤務手当	316
				11 期末勤勉手当	$\triangle 1,765$
				14 児童手当	50
				4 共 済 費	560
				3 職員共済組合負担金	560
				5 税務証明発行等業務委託事業【税務室】	△5, 590
				12 委 託 料	△5, 590
				1 委 託 料	△5, 590
				税務証明発行等業務委託 △5,590	
- //		dol			
2 給		料	4, 234	-	7, 518
- weld P		In tota		2 給 料	4, 234
3 職 🛭	員 手	当 等	1,848		4, 234
4 共	済	費	1, 436		1, 848
				2 扶養手当	164
				4 地域手当	389
				5 通勤手当	236
				9 時間外及び休日勤務手当	222
				11 期末勤勉手当	837
				4 共 済 費	1, 436
				3 職員共済組合負担金	1, 436
2 給		料	201	1 人件費(選挙管理委員会費)【人事室】	21
- 46		' '		2 給 料	201
3 職 🛭		当 築	△264	_	201
- 17.		_		一般職給 201	
4 共	 済	費	84	-	△264
				3 管理職手当	△270
				4 地域手当	121
				5 通勤手当	5
				9 時間外及び休日勤務手当	49
				11 期末勤勉手当	△169
				4 共 済 費	84
				3 職員共済組合負担金	84
2 給		料	1, 515	-	955
				2 給 料	1, 515
2 給 3 職 [	員 手 :		1, 518 △621	2 給 料	

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

#### (款) 2 総務費

### (項) 5 統計調査費

款	項	目目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の	財源内訳
			千円	千円	千円		千円
2	5	1[統計調査総務費]					
	6	監査委員費	23, 144	1,001	24, 145	一般財源	1,001
		1 監 査 委 員 費	23, 144	1,001	24, 145	一般財源	1,001
3 [	 民	生費	31, 885, 367	184, 502	32, 069, 869	国庫支出金	46, 740
						府支出金	39, 881
						市債	51, 900
_ ا						一般財源	45, 981
	1	社 会 福 祉 費	8, 787, 305	158, 544	8, 945, 849	l	51, 487
						府支出金	37, 146
						市債 一般財源	51, 900
	ſ	1 社会福祉総務費	1, 494, 199	35, 434	1, 529, 633	一般財源	18, 011 35, 434
			1, 10 1, 100	30, 101	1,020,000	PAXA WA	30, 101
		6 老 人 福 祉 費	429, 499	57, 693	487, 192	市債	51, 900
						一般財源	5, 793

区	節			
IA.	分	金額	—— 説 明	
			· <del> </del>	千円
4 共	済 費	6	1 3 職員手当等	△621
			2 扶養手当	△138
			3 管理職手当	△135
			4 地域手当	162
			5 通勤手当	17
			9 時間外及び休日勤務手当	△796
			11 期末勤勉手当	269
			4 共 済 費	61
			3 職員共済組合負担金	61
2 給	料	48		1, 001
△ 邢□	121	40		484
3 職 昌	手 当 等	19	— ·	484
0 概 兵	1 = 4		一般職給 484	101
4 共	済 費	32		194
1 /	и д		4 地域手当	29
			5 通勤手当	3
			11 期末勤勉手当	162
			4 共 済 費	323
			3 職員共済組合負担金	323
2 給	料	28, 46	8 1 人件費(社会福祉総務費) 【人事室】	35, 434
2 給	料	28, 46	8 <u>1 人件費(社会福祉総務費)</u> 【人事室】 2 給 料	35, 434 28, 468
	料手当等		2 給 料	<u> </u>
			2 給 料	28, 468
		4, 33	2 給     料       4     2 一般職給       -般職給     28,468	28, 468
3 職 員	手当等	4, 33	2 給     料       4     2 一般職給       一般職給     28,468	28, 468 28, 468
3 職 員	手当等	4, 33	2 給 料       4 2 一般職給     28,468       2 3 職員手当等	28, 468 28, 468 4, 334
3 職 員	手当等	4, 33	2 給     料       4     2 一般職給       -般職給     28,468       2     3 職員手当等       4 地域手当	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072
3 職 員	手当等	4, 33	2 給 料       4 2 一般職給     28,468       2 3 職員手当等     4 地域手当       5 通勤手当	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30
3 職 員	手当等	4, 33	2 給     料       2 一般職給     28,468       2      3 職員手当等       4 地域手当     5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30 1, 453
3 職 員	手当等	4, 33	2 給 料       4 2 一般職給       2 一般職給       2 3 職員手当等       4 地域手当       5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30 1, 453 500
3 職 員	手当等	4, 33	2 給 料       2 一般職給       2 一般職給       2 3 職員手当等       4 地域手当       5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当       11 期末勤勉手当	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30 1, 453 500 △761
3 職 員	手当等	4, 33	2 給 料       2 一般職給     28,468       2	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30 1, 453 500 △761 35
3 職 員	手当等	4, 33	2 給     料       2 一般職給     28,468       2      3 職員手当等       4 地域手当     5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当       11 期末勤勉手当       14 児童手当       17 初任給調整手当	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30 1, 453 500 △761 35 5
3 職 員	手当等	4, 33	2 給 料       2 一般職給     28,468       2	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30 1, 453 500 △761 35 5 2, 632
3 職員	手当等	2, 63	2 給     料       2 一般職給     28,468       2      3 職員手当等       4 地域手当     5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当     10 住居手当       11 期末勤勉手当     14 児童手当       17 初任給調整手当     4 共済費       3 職員共済組合負担金     7 社会保険料	28, 468 28, 468 4, 334 3, 072 30 1, 453 500 △761 35 5 2, 632 2, 600

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

### (項) 1 社会福祉費

(垻)		社会福祉費 目 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 (	の財源内訳
款	項	目				III 11 II,	
3	1	6[老 人 福 祉 費]	千円	千円	千円		千円
		7 総合保健福祉 センター費	453, 724	△61, 382	392, 342	一般財源	△61, 382
		8 障 害 福 祉 費	4, 290, 614	152, 654	4, 443, 268	国庫支出金 府支出金 一般財源	77, 342 37, 146 38, 166
		12 定額減税にかかる 不足額給付金 交付費	708, 284	△25, 855	682, 429	国庫支出金	△25, 855
	2	児 童 福 祉 費	14, 853, 328	12, 879	14, 866, 207	国庫支出金	△4, 747
						府支出金	2, 735
		1 児童福祉総務費	6, 629, 982	△6, 238	6, 623, 744	一般財源 国庫支出金	14, 891 △6, 238
		3 保育所費	506, 341	△667	505, 674	一般財源	△667

	<del></del>	—————————————————————————————————————			節				
	-91	ιν <b>ι</b>		金 額		分	5	区	
57,		<b>章</b> 費		千円					
0.,	57, 693	ベーター更新工事							
∆61,	01,000		10	△61, 382	料		託	 委	12
		312300000000000000000000000000000000000			'		,,,	_	
 △61,									
	△61, 382	各種管理委託							
4,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事業(扶助費)【障害福祉室】	14	152, 654	費		助	 扶	19
4,									
4,		費							
	4, 068	章害者手当等給付費							
5,		寸事業(扶助費)【障害福祉室】	16						
5,									
5,									
	5, 326	生活用具給付費							
143,		(扶助費) 【障害福祉室】	19						
143,			l						
143,		費							
	143, 260	<b>者施設費</b>							
△25,		る不足額給付金交付事業【税務室】	50	△25, 235	料	i	託	委	12
△25,									
$\triangle 25$ ,		料		△620				使 用	
	$\triangle 25, 235$	事務委託他			料	:	借	賃	
ΔΔ		責借料 ······							
		料							
Δ6,		事業【いじめ相談・解決室】	50	△4, 752	酬			報	1
								104	
 △1,		 叢員報酬	"	$\triangle 1,215$	4 等		手	職員	3
_ /	△1, 088	め相談支援専門員							
$\triangle 3$ ,	,	度任用職員報酬	-	△271	費			<u></u> 旅	8
	$\triangle 3,664$	め相談支援員							
Δ1,									
∆1,									
Δ									
		· 償							
		· 費							
Δ		費) 【人事室】	1	3, 089	料			給	2
3,			_						
3,		· k 給	1 "	△310	等	当	手	職員	3
υ,				,	I				
ο,	3, 089	<b></b>							
s, △	3, 089	<b></b>		△3, 446	費	:	済	<u>共</u>	4

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(項) 2 児童福祉費

	禾		補正前の額	補正額	計	補 正 額	の財源内訳
款	項	目					
3	2	3[保育所費]	千円	千円	千円		千円
		4 ひとり親家庭 医療助成費	72, 140	3, 978	76, 118	府支出金 一般財源	1, 989 1, 989
		6 未熟児養育医療 助 成 費	6, 330	2, 931	9, 261	国庫支出金 府支出金 一般財源	1, 491 746 694
		7 認定こども園費	370, 251	12, 875	383, 126	一般財源	12, 875
	3	生活保護費	2, 799, 194	5, 451	2, 804, 645	一般財源	5, 451
		1 生活保護総務費	224, 993	5, 451	230, 444	一般財源	5, 451

			節			
	区	分	LI)	金額	— 説 明	
		<i>)</i> ,		五	<u> </u>	千円
					4 地域手当	882
					5 通勤手当	36
					9 時間外及び休日勤務手当	260
					10 住居手当	△953
					11 期末勤勉手当	△1, 135
					14 児童手当	300
					4 共 済 費	△3, 446
					3 職員共済組合負担金	△3, 452
					7 社会保険料	6
19	 扶	助	費	3, 978	5 ひとり親家庭医療費助成事業(扶助費)【介護・医療・年金室】	3, 978
					19 扶 助 費	3, 978
					1 扶 助 費	3, 978
					ひとり親家庭医療扶助費 3,978	
19	 扶	助	費	2, 931	5 未熟児養育医療費助成事業(扶助費)【介護・医療・年金室】	2, 931
					19 扶 助 費	2, 931
					1 扶 助 費	2, 931
					未熟児養育医療扶助費 2,931	
2 7	—— 給		料	5, 683	1 人件費(認定こども園費)【人事室】	12, 875
					2 給 料	5, 683
3 1	職員	手 当	等	3, 549	2 一般職給	5, 683
		•			一般職給 5,683	·
4	<del></del>	 済	費	3, 643		3, 549
				,	4 地域手当	2, 122
					5 通勤手当	10
					9 時間外及び休日勤務手当	199
					10 住居手当	545
					11 期末勤勉手当	673
					4 共 済 費	3, 643
					3 職員共済組合負担金	3, 640
					7 社会保険料	3
2 ;	<u></u> 給		料	4, 477	1 人件費(生活保護総務費)【人事室】	5, 451
					2 給 料	4, 477
3 J	職員	1 手 当	4 等	△194		4, 477
	1.7.	` ' -	•		一般職給 4,477	_,
4	<u></u>	 済	費	1, 168		△194
	•	71	~	1, 100	2 扶養手当	338
					3 管理職手当	68
					4 地域手当	465
					5 通勤手当	276
					9 時間外及び休日勤務手当	△1, 010
					10 住居手当	628
					11 期末勤勉手当	△1, 039
					14 児童手当	80
					4 共 済 費	1, 168
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1, 100

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

### (項) 3 生活保護費

		<b>計</b> 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の	り財源内訳
款	項	目	千円	千円	千円		千円
3	3	1[生活保護総務費]	1 17	1 17	113		1 17
	4	国民健康保険費	1, 406, 456	7, 628	1, 414, 084	一般財源	7, 628
		1 国民健康保険費	1, 406, 456	7, 628	1, 414, 084	一般財源	7, 628
4	衛	生費	7, 108, 401	7, 311	7, 115, 712	国庫支出金	3, 183
						府支出金 一般財源	1, 591 2, 537
	1	保健衛生費	1, 858, 973	△2, 913	1, 856, 060	国庫支出金 府支出金	3, 183 1, 591
		1 保健衛生総務費	442, 710	△9, 280	433, 430	一般財源	△7, 687 △9, 280
	-						
		4 母子保健推進費	292, 565	6, 367	298, 932	国庫支出金	3, 183
						府支出金 一般財源	1, 591 1, 593
	2	清 掃 費	2, 053, 135	10, 224	2, 063, 359	一般財源	10, 224
		1 清 掃 総 務 費	385, 800	10, 224	396, 024	一般財源	10, 224

	ĺ	節		-7V	
区	<del></del>		金 額	説明	
			千円		千円
				3 職員共済組合負担金 	1, 168
 27 繰	出	金	7, 628	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国民健康保険室】	7, 628
2. ///	щ	312	1, 020	27 繰 出 金	7, 628
				3 特別会計国民健康保険事業費繰出金	7, 628
				職員給与費等繰出 7,628	1, 020
				1900 TO 1900 T	
2 給		料	\ 2	1 人件費(保健衛生総務費)【人事室】	Δ9, 280
△ 不口		イナ	$\triangle 3$	2 給 料	Δ9, 280 Δ3
3 聯 昌	手 当:	<b>垒</b>	△4, 555	2 一般職給	∆3 
3 棋 戶	<b>7</b> 7 3	4	△4, 000	一般職給 △3	$\triangle 3$
4 共	済	費	△4, 722	3 職員手当等	△4, 555
1 /	i/I		<u></u>	3 管理職手当	<u></u>
				4 地域手当	, △441
				5 通勤手当	12
				9 時間外及び休日勤務手当	△500
				10 住居手当	384
				11 期末勤勉手当	$\triangle 3,455$
				14 児童手当	570
				4 共 済 費	△4, 722
				3 職員共済組合負担金	△4, 728
				7 社会保険料	6
12 委	託	料	6, 367	4 産後ケア事業【子どもすこやか室】	6, 367
				12 委 託 料	6, 367
				1 委 託 料	6, 367
				産後ケア事業委託 6,367	
2 給	:	料	6, 163	1 人件費(清掃総務費) 【人事室】	10, 224
				2 給 料	6, 163
3 職員	手当	等	2, 022	2 一般職給	6, 163
				一般職給 6,163	
4 共	済	費	2, 039	3 職員手当等	2, 022
				2 扶養手当	300
				4 地域手当	676
				5 通勤手当	51
				9 時間外及び休日勤務手当	△960
				10 住居手当	74
		_		11 期末勤勉手当	1,881

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

### (款) 4 衛生費

### (項) 2 清掃費

款	;	科目目	補正前の額	補正額	計	補正額の身	切源内訳
4	2	1[清 掃 総 務 費]	千円	千円	千円		千円
5	労	働費	73, 253	595	73, 848	一般財源	595
	1	労 働 諸 費	73, 253	595	73, 848	一般財源	595
		1 労働対策費	35, 325	595	35, 920	一般財源	595
6	農	林水産業費	163, 835	△5, 535	158, 300	分担金及び負担金 一般財源	1, 650 △7, 185
	1	農業費	137, 074	△5, 535	131, 539	分担金及び負担金 一般財源	1, 650 △7, 185
		1農業委員会費	41, 949	1, 136	43, 085	一般財源	1, 136
		2 農 業 総 務 費	35, 898	△8, 321	27, 577	一般財源	△8, 321

区 分	金額	説	明
	千円		千円
		4 共 済 費	2, 039
		3 職員共済組合負担金	2, 039
2 給 料	200	1 人件費(労働対策費)【人事室】	595
		2 給 料	200
3職員手当等	270	2 一般職給	200
		一般職給	200
4 共 済 費	125	3 職員手当等	270
		4 地域手当	124
		9 時間外及び休日勤務手当	24
		11 期末勤勉手当	122
		4 共 済 費	125
		3 職員共済組合負担金	125
2 給 料	710	1 人件費(農業委員会費)【人事室】	1, 136
2 給 料	712	2 給 料	712
3 職員手当等	267	2 一般職給	712
3 概 負 丁 ヨ サ	201	一般職給	712
4 共 済 費	157	3 職員手当等	267
		4 地域手当	62
		5 通勤手当	8
		9 時間外及び休日勤務手当	△88
		11 期末勤勉手当	285
		4 共 済 費	157
		3 職員共済組合負担金	154
		7 社会保険料	3
2 給 料	△3, 802	1 人件費(農業総務費)【人事室】	△8, 321
		2 給 料	△3, 802
3職員手当等	△2, 952	2 一般職給	△3, 802
		一般職給	$\triangle 3,802$
4 共 済 費	△1, 567	3 職員手当等	△2, 952
		3 管理職手当	△935
		4 地域手当	△566
		5 通勤手当	△211
		9 時間外及び休日勤務手当	△51
		11 期末勤勉手当	△1, 119
		14 児童手当	△70
		4 共 済 費	△1, 567
		3 職員共済組合負担金	△1, 567

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

#### (款) 6 農林水産業費

### (項) 1 農業費

	頛	A 目		<b>地子せっ#</b>	₩ <b></b> ₩=	<b>⇒</b> 1	<b>生</b> 一 # ~ #!	海 中 ==
款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財	
6	1	4 農 地	費	千円 33, 498	千円 1,650	千円 35, 148	分担金及び負担金	千円 1,650
7	商	I	費	351, 768	15, 198	366, 966	一般財源	15, 198
	1	商工	費	279, 443	15, 198	294, 641	一般財源	15, 198
		1 商 工 総 務	費	118, 058	15, 198	133, 256	一般財源	15, 198
8	土	木	費	6, 434, 677	45, 171	6, 479, 848	一般財源	45, 171
!	1	土木管理	費	1, 093, 006	45, 171	1, 138, 177	一般財源	45, 171
		1 土 木 総 務	費	1, 081, 224	45, 171	1, 126, 395	一般財源	45, 171
9	消 1	   防   消 防	費	3, 052, 649 3, 052, 649	71, 973 71, 973	3, 124, 622 3, 124, 622	一般財源	71, 973 71, 973
		1 常 備 消 防	費	2, 270, 845	71, 973	2, 342, 818	一般財源	71, 973

節			
区分	金額	説	明
	千円		<u></u>
18 負担金補助	1,650	51 ため池耐震対策事業【水防・土砂災害対策	推進室】 1,650
及び交付金		18 負担金補助及び交付金	1, 650
		1 負 担 金	1, 650
		ため池耐震事業費	1, 650
2 給 料	9, 553	1 人件費(商工総務費)【人事室】	15, 198
		2 給 料	9, 553
3 職員手当等	3, 628	2 一般職給	9, 553
		一般職給	9, 553
4 共 済 費	2,017	3 職員手当等	3, 628
		2 扶養手当	300
		3 管理職手当	900
		4 地域手当	1, 053
		5 通勤手当	300
		9 時間外及び休日勤務手当	△368
		10 住居手当	300
		11 期末勤勉手当	1, 143
		4 共 済 費	2, 017
			2, 017
2 給 料	27, 926	1 人件費(土木総務費)【人事室】	45, 171
		2 給 料	27, 926
3職員手当等	14, 305	2 一般職給	27, 926
> 、		一般職給	27, 926
4 共 済 費	2, 940	3 職員手当等	14, 305
~		2 扶養手当	781
		4 地域手当	3, 557
		5 通勤手当	526
		9 時間外及び休日勤務手当	858
		10 住居手当	788
		11 期末勤勉手当	6, 625
		14 児童手当	1, 170
		4 共 済 費	2, 940
		3 職員共済組合負担金	2, 940
2 給 料	45, 129	1 人件費(常備消防費)【人事室】	71, 973
	1	1	

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

#### (款) 9 消防費

(項) 1 消防費

		<u></u>		目		補正前の額	補正額	計	補正額	の財源内訳
款	項			1		千円				
9	1	1[常	備	消防	費	TH	TH	TH		千円
10	教		育		費	9, 412, 026	108, 117	9, 520, 143	寄附金諸収入	60 9, 095
									一般財源	98, 962
	1	教育	総	務	費	1, 876, 616	54, 482	1, 931, 098	一般財源	54, 482
		2 事	務	局	費	1, 015, 641	50, 662	1, 066, 303	一般財源	50, 662
		3 教	育	指導	費	695, 301	3, 820	699, 121	一般財源	3, 820
	2	<u> </u> 小 <sup>:</sup>	 学	 校	費	1, 238, 256	9, 224	1, 247, 480	一般財源	9, 224
		1 学	校	管 理	費	1, 004, 522	9, 224	1, 013, 746	一般財源	9, 224

4 共 済 費     6,409       4 共 済 費     4 地 坂 手 当       5 通 勤 手 当     8 夜間勤務手当       9 時間外及び休日勤務手当       11 期末勤勉手当       4 共 済 費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       3 職員 手 当 等     14,754       1 人件費 (事務局費) 【人事室】       2 給 料       2 一般職給       32,187	
3 職員手当等       20,435       2 一般職給 人物職給 人物職給 人物職務 人物職務手当等       4 地域手当等       4 地域手当等       4 地域手当等 の助務手当 の助手当 の助手当 の助手当 の助手当 の助手当 の助手当 の助手当 の助	
一般職給 45,129   3 職員手当等	千円
4 共 済 費       6,409       3 職員手当等         4 地域手当       5 通助等手当         9 時間外及び休日勤務手当       11 期末勤勉手当         4 共 済 費       3 職員 手当等         1 大件費(事務局費) 【大事室】         2 給 料       32,187         2 給 料       14,754         2 始 料       2 一般 職給         2 收 接手当       4 地 城 手当         4 共 済 費       2 快 美 手当         4 地 城 手当       4 地 城 手当         9 時間外及び休日勤務手当       10 住 居 手当         1 期末勤勉手当       14 児 産 手当         4 共 済 費       3 職員手当等         3 職員手当等       1 期末勤勉手当         4 大 済 費       3 職員手当等         1 期末勤勉手当       1 期末勤勉手当         2 大件費(教育長給与)【人事室】         3 職員手当等       1 期末勤勉于当         1 期末勤勉于当       1 期末勤勉于当         2 人件費(教育長給与)【人事室】         3 職員手出等       1 期末勤勉于当         4 供 資子日報       2 補 助 企	45, 129
4 地域手当   5 通勤手当   8 夜間勤終手当   9 時間外及び休日勤務手当   11 期末勤勉手当   4 共 済 費   3 職員共済組合負担金   7 社会保険料   2 一般職	20, 435
2 給 料   32,187	5, 231
8 夜間勤務手当   9 時間外及び休日勤務手当   11 期末勤勉手当   4 共 済 費   3 職員共済組合負担金   7 社会保験料   2 种数	340
2 給     料     32,187     1 人件費 (事務局費) 【人事室】       2 給     料     32,187     2 給 料       3 職員手当等     14,754     2 一般嚴給     32,187       4 共 済 費     3,721     3 職員手当等     2 扶養手当       4 地域手当     2 扶養手当     4 地域手当       10 住居手当     11 期末動勉手当     9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当     11 期末動勉手当       4 共 済 費     3 職員共済組合負担金       7 社会保険料     2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等     11 期末動勉手当       14 児童子当等     11 期末動勉手当       15 負担金補助及び交付金     2 補 助 全	70
2 給     料     32,187       3 職員手当等     14,754       4 共 済 費     14,754       4 共 済 費     3,721       2 一般職給     32,187       3 職員手当等     2 一般職給       2 扶養手当     4 地域手当       4 地域手当     9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当     11 期末勤勉手当       4 共 済 費     3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       1 期末勤勉手当       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       R 費担金補助及び交付金       2 補 助 金	5, 261
2 給     料     32,187     1 人件費 (事務局費) 【人事室】       3 職員手当等     14,754     2 一般職給 32,187       4 共 済 費     3,721     3 職員手当等     2 大表手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 2 人件費 (教育長給与) 【人事室】 3 職員手当等 11 期末勤勉手当 11 期末勤勉士等 11 期末勤勉士等 11 期末勤勉工等 11 財 11 財 11 財 11 財 11 財 11 財 11 財 11	9, 533
3 職員共済組合負担金   7 社会保険料   32,187   1 人件費 (事務局費) 【人事室】   2 絵 料   2 一般職給   32,187   3 職員手当等   14,754   2 一般職給   32,187   3 職員手当等   2 扶養手当   4 地域手当   5 通勤手当   9 時間外及び休日勤務手当   10 住居手当   11 期末勤勉手当   14 児居手当   14 児康手当   15 最長手当等   17 期末勤勉手当   18 最長手当等   17 期末勤勉手当   18 負担金補助及び交付金   2 補 助 金   18 負担金補助及び交付金   2 補 助 金	6, 409
2 給     料     32,187       3 職員手当等     14,754       4 共 済 費     3,721       2 検養手当       4 地域手当等       2 快養手当       4 地域手当       5 通動手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当       11 期末勤勉手当       14 児童手当       4 共 済 費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 別未勤勉手当       12 人件費(教育長給与)【人事室】       13 費担金補助及び交付金       2 補 助 金	6, 365
2 給     料     32,187       3 職員手当等     14,754       4 共 済 費     3,721       3 職員手当等     2 一般職給       3 職員手当等     2 扶養手当       4 地域手当     5 通動手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当       11 期末動墊手当       4 共 済 費       3 職員手消組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末動墊手当       12 人件費(教育長給与)【人事室】       13 職員手当等       11 期末動墊手当       12 人件費(教育長給与)【人事室】       13 職員手当等       11 期末動型手当       12 付 投 報告       13 自担金補助及び交付金       2 補 助 金	44
3 職員手当等       14,754         4 共済費       3,721         3 職員手当等       2 扶養手当         4 地域手当       5 通動手当         9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当         11 期末勤勉手当       14 児童手当         4 共済費       3 職員共済組合負担金         7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】         3 職員手当等       11 期末勤勉手当         18 負担金補助及び交付金       2 補助金	
3 職員手当等       14,754         4 共 済 費       3,721         3 職員手当等       2 扶養手当         4 地域手当       5 通勤手当         9 時間外及び休日勤務手当         10 住居手当         11 期末勤勉手当         4 共 済 費         3 職員手当等         11 期末勤勉手当         4 大 済 費         3 職員手当等         11 期末勤勉手当         2 人件費(教育長給与)【人事室】         3 職員手当等         11 期末勤勉手当         12 人件費(教育長給与)【人事室】         18 負担金補助及び交付金         2 補 助 金	50, 613
4 共 済 費     3,721       2 扶養手当       4 地域手当       5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当       11 期末勤勉手当       4 共 済 費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       11 期末勤勉手当       12 人件費(教育長給与)【人事室】       13 職員手当等       14 負担金補助及び交付金       2 補 助 金	32, 187
4 共 済 費       3,721         2 扶養手当         4 地域手当         5 通勤手当         9 時間外及び休日勤務手当         10 住居手当         11 期末勤勉手当         14 児童手当         4 共 済 費         3 職員共済組合負担金         7 社会保険料         2 人件費(教育長給与)【人事室】         3 職員手当等         11 期末勤勉手当         18 負担金補助及び交付金         2 補 助 金	32, 187
2 扶養手当       4 地域手当       5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当       11 期末勤勉手当       4 共済費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助及び交付金       2 補助金	
4     地域手当       5     通勤手当       9     時間外及び休日勤務手当       10     住居手当       11     期末勤勉手当       4     共済費       3     職員共済組合負担金       7     社会保険料       2     人件費(教育長給与)【人事室】       3     職員手当等       11     期末勤勉手当       及び交付金     73     部活動地域移行事業【児童生徒指導室】       18     負担金補助及び交付金       2     補助金	14, 705
5 通勤手当       9 時間外及び休日勤務手当       10 住居手当       11 期末勤勉手当       14 児童手当       4 共済費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助及び交付金       2 補助金	1, 639
9 時間外及び休日勤務手当         10 住居手当         11 期末勤勉手当         14 児童手当         4 共済費         3 職員共済組合負担金         7 社会保険料         2 人件費(教育長給与)【人事室】         3 職員手当等         11 期末勤勉手当         18 負担金補助及び交付金         2 補助金	3,621
10 住居手当       11 期末勤勉手当       14 児童手当       4 共済費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助及び交付金       2 補助金	648
11 期末勤勉手当       14 児童手当       4 共済費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助及び交付金       2 補助金	1,076
14 児童手当       4 共済費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助及び交付金       2 補助金	586
4 共 済 費       3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負 担 金 補 助及び交付金       2 び 交 付 金       18 負担金補助及び交付金       2 補 助 金	6, 350
3 職員共済組合負担金       7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負 担 金 補 助及び交付金       2 水 交 付 金       18 負担金補助及び交付金       2 補 助 金	785
7 社会保険料       2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助       及び交付金       2 補助金	3, 721
2 人件費(教育長給与)【人事室】       3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助及び交付金       2 イ件費(教育長給与)【人事室】       11 期末勤勉手当       13 部活動地域移行事業【児童生徒指導室】       18 負担金補助及び交付金       2 補 助 金	3, 454
3 職員手当等       11 期末勤勉手当       18 負担金補助       3,820       73 部活動地域移行事業【児童生徒指導室】       18 負担金補助及び交付金       2 補 助 金	267
11 期末勤勉手当       18 負担金補助     3,820       及び交付金       2 補助金	49
18 負担金補助     3,820       及び交付金     18 負担金補助及び交付金       2 補助金	49
及び交付金     18 負担金補助及び交付金       2 補助金	49
2 補 助 金	3, 820
	3, 820
《	3, 820
2 給       料       6,564       1 人件費(小学校・学校管理費) 【人事室】	9, 224
2 給 料	6, 564
3 職員手当等   2,293     2 一般職給     6,564	6, 564
(款) 10 教育費	

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

#### (款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(項)		小子仪真 斗		目		補正前の額	補正額	計	補 正 類	の財源内訳
款	項		F							
10	2	1[学	校	管 理	費]	千円	千円	千円		千円
	3	中	 学	校	費	2, 232, 239	23, 744	2, 255, 983	寄附金	60
		1 🛎	<del>t</del> 六	<b>姓</b> ェ	弗	652,060	99. 744	676 719	一般財源	23, 684
			tx	管理	<b>有</b>	652, 969	23, 744	676, 713	寄附金 一般財源	60 23, 684
	4	幼	隹	園	費	92, 614	6, 249	98, 863	一般財源	6, 249
		1 幼	稚	園	費	92, 614	6, 249	98, 863	一般財源	6, 249
	5	社 会	教	育	費	1, 320, 161	5, 323	1, 325, 484	一般財源	5, 323

明	
	千回 2, 293
	794
	26
	448
	1,025
	367
	200
	167
	23, 684
	16, 175
	16, 175
16, 175	
	5, 742
	1, 684
	638
	1, 347
	468
	1,605
	1, 767
	1, 390
	377
生活支援室】	60
	60
	26
	34
34	
	6, 249
	3, 912
	3, 912
3, 912	5, 512
0, 012	1, 403
	200
	146
	203
	140
	714
	934

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

#### (款) 10 教育費

### (項) 5 社会教育費

	禾	社会教育 <b>有</b>	補正前の額	補正額	計	補正多	額の財源内訳
款	項	目					
10	5	1 社会教育総務費	千円 490, 894	千円 5, 323	千円 496, 217	一般財源	千円 5, 323
	6	保健体育総務費		9, 095 9, 095	2, 661, 235 156, 959	諸収入	9, 095 9, 095
12	公	債 費	3, 732, 436	1, 005, 303	4, 737, 739	一般財源	1, 005, 303
	1	公 債 費	3, 732, 436	1, 005, 303	4, 737, 739	一般財源	1, 005, 303
		1 元 金	3, 427, 739	995, 402	4, 423, 141	一般財源	995, 402
		2 利 子	304, 697	32	304, 729	一般財源	32
		3公債諸費	0	9, 869	9, 869	一般財源	9, 869
13	諸	支 出 金	6, 592, 332	281, 211	6, 873, 543	諸収入	1 281, 210
	1	諸    費	40, 038	281, 211	321, 249	諸収入	1 281, 210
		2 諸 費	39, 538	281, 211	320, 749	諸収入一般財源	1 281, 210

節			
区 分	金額	説明	
tel.	千円		千円
2 給 料	6, 692	1 人件費(社会教育総務費) 【人事室】	5, 323
o 呦 只 禾 V 炊	A 1 104	2 給 料	6, 692
3 職員手当等	△1, 134	2 一般職給	6, 692
4 共 済 費	A 025	一般職給 6,692	A 1 104
4 共 / 資	△235	3 職員手当等 	Δ1, <b>134</b> 382
		4 地域手当	
		5 通勤手当	1, 202 △210
		9 時間外及び休日勤務手当	263
		10 住居手当	190
		10 圧 冶 チョ   11 期末勤勉手当	$\triangle 2,961$
			△235
			 ∆251
		7 社会保険料	16
		· PROPERTY I	
21 補 償 補 填	9, 095	50 学校災害補償事業【児童生徒指導室】	9, 095
及び賠償金		21 補償補填及び賠償金	9, 095
		1 補 償 金	9, 095
		災害補償金 9,095	
22 償還金利子 及び割引料	995, 402	50 公債費繰上償還事業【財政経営改革室】 22 償還金利子及び割引料	995, 402 995, 402
及 O Bi Ji 44		1 償 還 金	995, 402
		地方公共団体金融機構 995, 402	330, 402
22 償 還 金 利 子	32	2 公債費利子償還事務事業【財政経営改革室】	32
及び割引料		22 償還金利子及び割引料	32
20 Et 31 11		2 利子及び割引料	32
		地方公共団体金融機構 32	
21 補 償 補 填	9, 869	50 公債費繰上償還補償事業【財政経営改革室】	9, 869
及び賠償金			9, 869
		1 補 償 金	9, 869
		繰上償還補償金 9,869	
22 償 還 金 利 子	281, 211	50 国庫補助金等返還事業【保育幼稚園利用室】	176, 024
及び割引料		22 償還金利子及び割引料	176, 024
		1 償 還 金 令和6年度こども政策推進事業費国庫補助 176,024 金返還金他	176, 024
		(款) 13 該支出金	

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

#### (款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

款		目 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
			千円	千円	1 千円	千円
13	1	2[諸 費	]			

節	↑ stere	説明	
区分	金 額		千円
		55 国庫負担金等返還事業【生活援護室】	78, 217
		22 償還金利子及び割引料	78, 217
		1 償 還 金	78, 217
		令和6年度生活保護費国庫負担金返還金他 78,217	
		56 国庫負担金等返還事業【児童発達支援センター】	7, 251
		22 償還金利子及び割引料	7, 251
		1 償 還 金	7, 251
		令和6年度障害児入所給付費等国庫負担金 7,251	
		返還金他	
		57 国庫補助金等返還事業【子育て支援室】	3, 412
		22 償還金利子及び割引料	3, 412
		1 償 還 金	3, 412
		令和6年度母子家庭等対策総合支援事業費 3,412	
		国庫補助金返還金他	
		58 府補助金返還事業【みどりまちづくり部農業振興室】	1
		22 償還金利子及び割引料	1
		1 償 還 金	1
		令和6年度経営所得安定対策推進事業費府 1	
		補助金返還金	
		59 国庫交付金返還事業【教育政策室】	16, 306
		22 償還金利子及び割引料	16, 306
		1 償 還 金	16, 306
		令和6年度子ども・子育て支援国庫交付金 16,306 返還金	
	1		

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

#### 

# 1 特別職

				給	与		費					
区	分	職員数	報酬	給 料	期末手当	地域手当	その他の	計	共 済 費	合 計	備	考
					(千円)		手 当					
					年間支給率							
	1	(人)	(千円)	(千円)	(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	長 等	4		39, 600	20, 404 4. 60	4, 753	129	64, 886	11, 320	76, 206		
補正後	議員	23	170, 286		78, 329 4. 60			248, 615	45, 588	294, 203		
	その他の 特 別 職	1, 274	173, 730					173, 730	11, 726	185, 456		
	計	1, 301	344, 016	39, 600	98, 733	4, 753	129	487, 231	68, 634	555, 865		
	長 等	4		39, 600	20, 181 4. 55	4, 753	129	64, 663	11, 306	75, 969		
補正前	議員	23	170, 286		77, 478 4. 55			247, 764	45, 588	293, 352		
	その他の 特別職	1, 274	174, 818					174, 818	11, 726	186, 544		
	計	1, 301	345, 104	39, 600	97, 659	4, 753	129	487, 245	68, 620	555, 865		
	長等				223			223	14	237		
比較	議員				851			851		851		
	その他の 特別職		△ 1,088					△ 1,088		△ 1,088		
	計		△ 1,088		1, 074			△ 14	14			

# 2 一般職

# (1) 総括

			給	与	費				
区分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備	考
補正後	(944) 1, 075	1, 341, 806	4, 690, 892	4, 195, 663	10, 228, 361	1, 906, 087	12, 134, 448		
補正前	(940) 1, 077	1, 345, 470	4, 431, 553	4, 195, 415	9, 972, 438	1, 876, 788	11, 849, 226		
比較	(4) △2	△ 3,664	259, 339	248	255, 923	29, 299	285, 222		
		区分	扶 養 手 当	管理職手当	地 域 手 当	通勤手当	夜間勤務手当	時間外及び休日	
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	勤務手当(千円)	
		補 正 後	97, 047	327, 167	605, 945	99, 307	994	326, 408	
職員手当		補 正 前	97, 808	328, 664	580, 772	97, 620	924	316, 491	
の内訳		比較	△ 761	△ 1,497	25, 173	1, 687	70	9, 917	
									_
		区分	住 居 手 当	期末勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	在宅勤務等手当	初任給調整手当	
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	65, 214	2, 261, 959	408, 000	552	36	3, 034	
		補 正 前	67, 221	2, 294, 298	408, 000	552	36	3, 029	
		比 較 △ 2,007		△ 32, 339				5	

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増	減 額		増	減	事 由	j 5	引 内	Ī	沢		説	明		ſi	Ħ			考
			(千円)				(千)	円)												
給	料		259, 339	1	制度改	正に伴	半う増加タ	分			155, 912	給与改定に				給与改定の				
														155, 912	千円	-l-		若年層に	工重点を	置きつつ3.3%
																本年度		加入和7年	: (2025 <i>‡</i>	F) 4 F
				2	その他	の増減	<b>↓</b>	+			103 427	新陳代謝に	体ス性	加分		職員数の異	ដ្ឋាភិបាយ ដែលមាន ដែលម			<u> </u>
					C 42 IE	147 FEI 1/9	<b>4</b> /J				100, 121	101 10K   C 1001 (C	NV 277	1, 698	千円	柳风外	現に在職する	(7	の他)	(計)
												所属会計変	更笑に				職員数	)	V (E)	(11)
												///周五日文		155, 422		補正後	1,075(127)人	<i>)</i> (	)人	1,075(127)人
												育児休業等			113	補正前	1,077(123)人		)人	1,077(123)人
												H ) L P I V I		53, 693	千円	比較	△ 2(4)人		)人	△ 2(4)人
													_		113	70 1	_ = ( 1 / / )	`	,,,	_ = ( 1 // 1
職員	手当		248	1	制度改	正に伴	半う増加タ	· 分			115, 733	給与改定に	係る増	加分		期末勤勉手	 当			
														115, 733	千円	給与改定	定に係る増加分		86, 179	9 千円
																	<b>効手当の支給率</b>			
																支給期	6月	1 2	月	合計
																補正後	2. 30 (1. 20)	2. 35 (1	. 25)	4. 65 (2. 45)
																補正前	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1	. 20)	4.60(2.40)
																時間外及び	休日勤務手当		9, 917	7 千円
																地域手当			18, 858	8 千円
																通勤手当			774	4 千円
																初任給調整	手当		į	5 千円
				2	その他	の増減	战分				△ 115, 485					扶養手当			△ 763	1 千円
																管理職手当			△ 1,497	7 千円
																地域手当			6, 315	5 千円
																通勤手当			913	3 千円
																夜間勤務手	当		70	) 千円
																住居手当			△ 2,007	7 千円
																期末勤勉手	当 	Δ	118, 518	3 千円

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。 注) 支給率欄の( )内は、再任用職員の支給率である。

# 繰 越 明 許 費 説 明 書

### (款) 2 総務費

### (項) 1 総務管理費

# (目) 1 一般管理費

(事業名) 機構改革及び庁舎環境改善事業

節	細節	予 算 額	左 の その性質上繰り ならないと予想 補 正 前		繰 越 事 由
		千円	千円	千円	
10 豪 田 弗	消耗品費	186		186	機構改革及び庁舎環境改 善事業において、事業の完 了が翌年度となることに伴
10 需 用 費	印刷製本費	1, 126		1, 126	い、必要経費を翌年度にお いて使用するため。
12 委 託 料	委 託 料	21, 138		21, 138	
14 工事請負費	工事請負費	48, 299		48, 299	
17 備品購入費	庁 用 器 具 費	8, 803		8, 803	
	計	79, 552		79, 552	

# (項) 1 社会福祉費

# (目) 6 老人福祉費

(事業名) 老人デイサービスセンター管理事業 (臨時)

節	細 節	予 算 額	左 の その性質上繰り ならないと予想 補 正 前		繰 越 事 由
		千円	千円	千円	
10 需 用 費	修 繕 料	4, 533			老人デイサービスセンタ 一管理事業(臨時)におい て、エレベーター更新工事
12 委 託 料	委 託 料	3, 785			の完了が翌年度となること に伴い、必要経費を翌年度 において使用するため。
13 使用料及び 賃 借 料	賃 借 料	176			
14 工事請負費	工事請負費	57, 693		57, 693	
	計	66, 187		57, 693	

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

		補正		前年度是	末までの	当該年	度以降		左 の 財	定財源						
事	項		限度額	限度額		の支出	予定額	į.	<b>詩</b> 定 財 源	Ī						
		区分		期間	金額	期間	金 額	国府支出金	地方債	その他	川又 户门 (/)尔					
		補正前	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円					
部活動地域移行事業		補正	120, 240			令和7年度 (2025年度) から 令和8年度 (2026年度)	120, 240				120, 240					
		補正後	120, 240			令和7年度 (2025年度) から 令和8年度 (2026年度)	120, 240				120, 240					

### 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

						(単位 千円)
	補正	前前年度末	前年度末		中増減見込	当該年度末
区 分	区分	現在高	現在高	当該年度中	当該年度中	現在高見込額
		死 压 间	2011年间	起債見込額	元金償還見込額	96年间262000
				(2, 898, 600)		
	補正前	31, 070, 246	34, 478, 619	5, 271, 300	2, 053, 627	40, 594, 892
1 普 通 債	補正			51, 900	982, 351	△ 930, 451
	11日 工工			(2, 898, 600)	902, 331	△ 930, 431
	補正後	31, 070, 246	34, 478, 619	5, 323, 200	3, 035, 978	39, 664, 441
	111111111111111111111111111111111111111	01, 010, 210	01, 110, 010	0, 020, 200	0, 000, 010	00, 001, 111
				(209, 500)		
	補正前	774, 937	2, 154, 922	770, 900	87, 807	3, 047, 515
	44			54 000	110 100	A 00 500
(2) 社会福祉・厚生文化	補正			51, 900	112, 422	△ 60, 522
	補正後	774, 937	9 154 099	(209, 500) 822, 800	200, 229	2, 986, 993
		114, 931	2, 154, 922	022, 000	200, 229	4, 700, 773
	補正前	2, 157, 930	2, 014, 032	2, 170	178, 002	1, 838, 200
(3) ご み 処 理	補正				17 991	A 17 991
	佣 止				17, 221	△ 17, 221
	補正後	2, 157, 930	2, 014, 032	2, 170	195, 223	1,820,979
	14	0 001 005	0. 550. 450	(141, 300)	004.450	4 404 005
	補正前	3, 381, 287	3, 750, 678	526, 400	294, 153	4, 124, 225
(4) 道 路 · 街 路	補正				413, 849	△ 413, 849
	1113			(141, 300)		
	補正後	3, 381, 287	3, 750, 678	526, 400	708, 002	3, 710, 376
	±± ±÷	700 004	0 107 045	(1, 560, 000)	116 001	4 601 044
	補正前	782, 324	2, 137, 945	1, 109, 700	116, 301	4, 691, 344
(8) 消 防 施 設	補正				125, 161	△ 125, 161
(-) 114 D4 NE BA	1113			(1, 560, 000)	,	
	補正後	782, 324	2, 137, 945	1, 109, 700	241, 462	4, 566, 183
	法子头	4 996 176	4 070 750	(10, 500)	204 752	9 007 000
	補正前	4, 326, 178	4, 072, 752	108, 700	304, 750	3, 887, 202
(9) 小 学 校	補正				3, 853	△ 3,853
				(10, 500)		
	補正後	4, 326, 178	4, 072, 752	108, 700	308, 603	3, 883, 349
				(70, 700)		
	補正前	3, 892, 713	3, 638, 863	962, 800	281, 385	4, 390, 978
			•			
(10) 中 学 校	補正			(50.500)	2,602	△ 2,602
	補正後	3, 892, 713	3, 638, 863	(70, 700) 962, 800	283, 987	4, 388, 376
	11出土1友	5, 094, 113	5, 050, 603	902, 800	400, 901	4, 300, 310

### 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

						(単位 十円)
	補正	前前年度末	前年度末	当該年度口	中増減見込	<b>业</b> 数
区 分				当該年度中	当該年度中	
	区 分	現在高	現 在 高	起債見込額	元金償還見込額	現 任 向 兄 込 領
				(8, 600)		
	補正前	507, 574	1, 150, 280	800, 100	26, 263	1, 932, 717
(40) H A # = 10	44				<b>5</b> 00	3 $1,932,717$ 0 $\triangle$ 700         1 $1,932,017$ 15,538,433         15,538,433         15,231,890         11,069,911 $\triangle$ 13,051         11,056,860         10,988,561 $\triangle$ 13,051         10,975,510         51,815,204 $\triangle$ 943,502
(12) 社会教育・スポーツ	補正			(0, 000)	700	△ 700
	補正後	507, 574	1, 150, 280	(8, 600) 800, 100	26, 963	1 022 017
	тн 11.1发	507, 574	1, 150, 260	800, 100	20, 903	1, 932, 017
				(872, 300)		
	補正前	14, 383, 464	14, 557, 084	819, 000	709, 951	15, 538, 433
( ) 7	15 -					
(13) そ の 他	補 正			(050,000)	306, 543	△ 306, 543
	補正後	14, 383, 464	14, 557, 084	(872, 300) 819, 000	1, 016, 494	15 921 900
	тп 11.1发	14, 505, 404	14, 557, 004	819, 000	1,010,494	15, 251, 690
	補正前	13, 726, 732	12, 402, 692		1, 332, 781	11, 069, 911
11	15 -					15, 538, 433  △ 306, 543  15, 231, 890  11, 069, 911  △ 13, 051  11, 056, 860  10, 988, 561
3 そ の 他	補正				13, 051	
	補正後	13, 726, 732	12, 402, 692		1, 345, 832	11 056 860
	11日11日1日	15, 720, 752	12, 402, 092		1, 545, 652	11, 050, 800
	補正前	13, 546, 740	12, 281, 826		1, 293, 265	10, 988, 561
	14 →				10.0=1	A 10 0=1
(3) 臨時財政対策債	補正				13, 051	△ 13, 051
	補正後	13, 546, 740	12, 281, 826		1, 306, 316	10 075 510
	11日11日1日	15, 540, 740	12, 201, 020		1, 500, 510	10, 975, 510
				(2, 898, 600)		
	補正前	45, 039, 374	47, 073, 043	5, 271, 300	3, 427, 739	51, 815, 204
^ -1	14				0.5	
合 計	補正			51, 900	995, 402	△ 943, 502
	<b>建</b> 工公	45, 039, 374	47, 073, 043	(2, 898, 600)	4 499 141	50 871 709
	補正後	45, 059, 574	41,013,043	5, 323, 200	4, 423, 141	50, 871, 702

注)当該年度中起債見込額欄の( )は前年度からの繰越分(外書き)である。 当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

#### 第105号議案

令和7年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)

令和7年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,956 千円を追加し、歳入歳出 それぞれ 13,481,586 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

# 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款		項	補正前の額	補 正 額	計						
			千円	千円	千円						
5 繰 入	金		1, 406, 456	7, 628	1, 414, 084						
		1 他会計繰入金	1, 406, 456	7, 628	1, 414, 084						
6 繰 越	金		1	15, 328	15, 329						
		1 繰 越 金	1	15, 328	15, 329						
歳 入 合	計		13, 458, 630	22, 956	13, 481, 586						
/// [	ΗI		10, 400, 000	22, 900	10, 401, 500						

歳 出

成	出									
	款			]	項			補正前の額	補 正 額	計
								千円	千円	千円
1 総	務	費						252, 275	7, 628	259, 903
			1 総	務	管	理	費	211,710	7, 628	219, 338
5 基	金積	立 金						1	3, 061	3, 062
			1 基	金	積	<u> </u>	金	1	3, 061	3, 062
6 諸	支 出	金						40, 097	12, 267	52, 364
			1 償	還金及	なび還	付加算	算金	40, 097	12, 267	52, 364
歳	出合	計						13, 458, 630	22, 956	13, 481, 586

令和7年度 (2025年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)説明書

### 歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

## 歳 入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1国民健康保険料	2, 955, 875	0	2, 955, 875
2 使 用 料 及 び 手 数 料	2, 175	0	2, 175
3 府 支 出 金	9, 051, 200	0	9, 051, 200
4 財 産 収 入	1	0	1
5 繰 入 金	1, 406, 456	7, 628	1, 414, 084
6 繰 越 金	1	15, 328	15, 329
7 諸 収 入	42, 707	0	42, 707
8国庫支出金	215	0	215
歳 入 合 計	13, 458, 630	22, 956	13, 481, 586

## 歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	252, 275	7, 628	259, 903
2 保 険 給 付 費	8, 887, 960	0	8, 887, 960
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	4, 121, 000	0	4, 121, 000
4 保 健 事 業 費	152, 297	0	152, 297
5基金積立金	1	3, 061	3, 062
6諸 支 出 金	40, 097	12, 267	52, 364
7 予 備 費	5,000	0	5, 000
歳 出 合 計	13, 458, 630	22, 956	13, 481, 586

	補	正	額	Ø	財	源	内	訳					
特	定		財			源			_	般	財	源	
国府支出金	地	方	債		そ	の	他			/12	//4	1/11	
千円			千円				千円						千円
0			0				0						7,628
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0						3, 061
0			0				0					]	12, 267
0			0				0						0
0			0				0					2	22, 956

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(項	<i>)</i> 1	他会計繰入金				
		科目		補正前の額	補正額	計
款	項	目				
5	繰	入	金	千円 1,406,456	千円 7,628	千円 1,414,084
	1	他会計繰入会	金	1, 406, 456	7, 628	1, 414, 084
		1一般会計繰入会	金	1, 406, 456	7, 628	1, 414, 084
6	繰	越	金	1	15, 328	15, 329
	1	繰越	金	1	15, 328	15, 329
		1 前 年 度 繰 越 全	<b>金</b>		15, 328	15, 329

節				
区分	金額	. 説	明	
	千円			千円
4 職員給与費等	7, 628	1 職員給与費等繰入金		7, 628
繰 入 金		補正後 216,525,000円-補正前	208, 897, 000円	
1 前年度繰越金	15, 328	1 前年度繰越金		15, 328
		補正後 15,329,000円-補正前	1,000円	

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款	項	科 目 目 目 目 III III III III III III III II	補正前の額	補 正 額	計	補正額	の財源内訳
1		務 費	千円 252, 275	千円 7,628	千円 259, 903	一般財源	千[ 7, 628
	1	総務管理費	211, 710	7, 628	219, 338	一般財源	7, 628
		1 一般管理費	209, 304	7, 628	216, 932	一般財源	7, 628
5	基	金 積 立 金	1	3, 061	3, 062	一般財源	3, 061
	1	基金積立金	1	3, 061	3, 062	一般財源	3, 061
		1 国民健康保険事業 財 政 調 整 基 金 積 立 金	1	3, 061	3, 062	一般財源	3, 061
6	諸	支 出 金	40, 097	12, 267	52, 364	一般財源	12, 267
	1	償還金及び還付加算 金	40, 097	12, 267	52, 364	一般財源	12, 267
		3 保険給付費等 交付金償還金	1	5, 248	5, 249	一般財源	5, 248
		4 特定健康診査等 負 担 金 償 還 金	1	7,019	7,020	一般財源	7,019

	節		説	明	
区	分	金 額	я/u	-91	
		千円			千円
2 給	 料	5, 141	1 一般事務経費(一般管理費)【国民健康保険室		7, 628
2 市口	14	5, 141	2 給 料	<u> </u>	5, 141
3 職 昌		1,933	2 一般職給		5, 141
	, 7 = 7	1, 500	一般職給	5, 141	0, 111
4 共		554	3 職員手当等	0,111	1, 933
- / (	01 >		2 扶養手当		83
			4 地域手当		796
			5 通勤手当		5
			11 期末勤勉手当		994
			14 児童手当		55
			4 共 済 費		554
			7 社会保険料		554
4 積	立金	3, 061	50 国民健康保険事業財政調整基金積立事業【国民	·····································	3, 061
			24 積 立 金		3, 061
			17 国民健康保険事業財政調整基金積立金	``````````````````````````````````````	3, 061
	金利子	5, 248	1 諸支出金事業(保険給付金等交付金償還金)	【国民健康保険室】	5, 248
及び	割引料		22 償還金利子及び割引料		5, 248
			1 償 還 金		5, 248
			保険給付金等交付金返還金	5, 248	
2 償 還	金利子	7, 019	1 諸支出金事業(特定健康診査等負担金償還金)	【国民健康保険室】	7, 019
及び	割引料		22 償還金利子及び割引料		7, 019
			1 償 還 金		7,019
			特定健康診査等負担金返還金	7, 019	

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

# 

# 1 一般職

# (1) 総括

		給		与	費				
区 分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備	考
補正後	(5) 15	958	51, 687	36, 039	88, 684	17, 144	105, 828		
補正前	(5) 12	958	46, 546	34, 161	81, 665	16, 590	98, 255		
比較	( )		5, 141	1,878	7, 019	554	7, 573		
		区分	扶 養 手 当	管理職手当	地域手当	通勤手当	時間外及び休日		
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	勤務手当(千円)		
		補 正 後	713	1,800	6, 362	1,741	5, 677		
職員手当		補 正 前	630	1,800	5, 566	1, 736	5, 677		
の内訳		比 較	83		796	5			
				,	1				
		区分	住 居 手 当	期末勤勉手当					
			(千円)	(千円)					
		補 正 後	216	19, 530					
		補 正 前	216	18, 536					
		比較		994					
					•				

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

# (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増	減	額		増	減	事	由	別	内	訳		説	明		債	月		考	
			(千円	])					(千円	3)											
給	料			5, 141	1	制度改	文正に	伴う	増加分	ř			1,867	給与改定に係る	5増加分		給与改定の	状況			
															1, 8	67 千円		「給料の改定率	若年層に重	点を置きつつ	3. 3%
																	本年度	-			
																		L 給与改定実施時	<del>持期令和7年(</del>	2025年)4月	
					2	その他	1の増	加分					3, 274	新陳代謝に係る	5増加分		職員数の異	動状況			
															3, 2	74 千円		「現に在職する、	(その他)	(計)	
																		職員数			
																	補正後	15(2)人	( )人	15(2)	人
																	補正前	12(2)人	( )人	12(2)	人
																	比 較	3( )人	( )人	3( )	人
職員	手当			1,878	1	制度改	文正に	伴う	増加欠	ì			1, 223	給与改定に係る	5増加分		期末勤勉手	当			
																	給与改定	どに係る増加分		994 千円	
																	期末勤勉	<b>力手当の支給率</b>			
																	支給期	6月	12月	合計	
																	補正後	2. 30 (1. 20)	2. 35 (1. 25)	4.65(2.4	45)
																	補正前	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4.60(2.4	40)
																	地域手当			224 千円	
																	通勤手当			5 千円	
					2	その他	位の増	加分					655				扶養手当			83 千円	
(注)																	地域手当			572 千円	

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。 注) 支給率欄の( )内は、再任用職員の支給率である。

#### 第106号議案

令和7年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号) 令和7年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算(第2号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 116,634 千円を追加し、歳入歳 出それぞれ 3,317,783 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

# 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰 越 金		1	116, 634	116, 635
表 越 金	1 繰 越 金			
歳 入 合 計		3, 201, 149	116, 634	3, 317, 783

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
谷 邯 卓 龄 老 匠 妘		千円	千円	千円
2 広域連合納付金	W #H = M + F +	3, 147, 373	116, 634	3, 264, 007
2 後	1 後 域	3, 147, 373	116, 634	3, 264, 007
歳出合計		3, 201, 149	116, 634	3, 317, 783

令和7年度 (2025年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)説明書

## 歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	2, 757, 578	0	2, 757, 578
2 使 用 料 及 び 手 数 料	188	0	188
3 繰 入 金	439, 279	0	439, 279
4 繰 越 金	1	116, 634	116, 635
5 諸 収 入	4, 103	0	4, 103
歳 入 合 計	3, 201, 149	116, 634	3, 317, 783

## 歳出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	49, 176	0	49, 176
2 後 期 高 齢 者 医 療 2 広 域 連 合 納 付 金	3, 147, 373	116, 634	3, 264, 007
3 諸 支 出 金	4, 100	0	4, 100
4 予 備 費	500	0	500
歳 出 合 計	3, 201, 149	116, 634	3, 317, 783

	補	正	額	の	財	源	内	訳					
特	定		財			源			_	般	財	源	
国府支出金	地	方	債		そ	0	他			/42	7.1	1//17	
千円			千円				千円						千円
0			0				0						0
0			0				0					116	6, 634
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0					116	6, 634

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

項	科 	E	<u> </u>			補正前の額	補正	額	計
•			-			千円		千円	FF
繰		越			金	1		116, 634	116, 63
1	繰	越			金	1		116, 634	116, 63
	1 前	年 度	繰	越	金	1		116, 634	116, 63

節		±×	nu	
区分	金 額	説	明	
	千円			千円
		4 <del>4</del>		110.001
1 前年度繰越金	116, 634	1 前年度繰越金	1 000 11	116, 634
		補正後 116,635,000円-補正前	1,000円	
			/ <del>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / </del>	

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

#### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款	科 項	目目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の	財源内訳
ı			千円	千円		த்ர, ந. <b>ட</b> ்சுச	千110.00
2 後 斜		者医療広域連合 付 金	3, 147, 373	116, 634	3, 264, 007	一般財源	116, 634
_	1 後期	高齢者医療広域	3, 147, 373	116, 634	3, 264, 007	一般財源	116, 63
	1 仓	合納付金 数期高齢者医療 故域連合納付金	3, 147, 373	116, 634	3, 264, 007	一般財源	116, 63

	節			<b>⇒</b> ₩	нП	
区	分	金	額	説	明	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			千円			千円
18 負担金			116, 634	1 後期高齢者医療広域連合納付事業【介護・医	療・年金室】	116, 634
及びダ	だ付金			18 負担金補助及び交付金		116, 634
				4 納 付 金		116, 634
				保険料等納付金	116, 634	

(款) 2 後期高齢者医療広域連合

(項) 1 後期高齢者医療広域連合

#### 第107号議案

令和7年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)

- 第1条 令和7年度箕面市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和7年度箕面市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた 業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

ア 改 良 事 業 872,499 千円 957 千円 873,456 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) ( 計 )

支 出

第1款 水道事業費用 2,899,759千円 4,133千円 2,903,892千円

第1項 営 業 費 用 2,830,192千円 4,133千円 2,834,325千円

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) ( 計 )

支出

第1款 資本的支出 1,245,292千円 957千円 1,246,249千円

第1項 建設改良費 967, 263 千円 957 千円 968, 220 千円

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費296,300千円」を「職員給与費301,390千円」に改める。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

## 令和7年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

### 収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業 費用			2,899,759	4,133	2,903,892	
	1 営業費用		2,830,192	4,133	, ,	
		2 配水及び給水 費	559,434	2,708	•	配水・給水設備の維持に要 する費用
		4 業務費	160,589	91	160,680	料金の調定、徴収及び計量 に要する費用
		5 総係費	163,243	1,334	164,577	事業活動全般に関連する費 用

### 資本的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支 出			1,245,292	957	1,246,249	
	1 建設改良 費		967,263	957	968,220	
		2 改良費	872,499	957	873,456	改良事業に要する経費

## 令和7年度箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

既決予定額	補 正 予 定 額	計
61,145	△ 4,133	57,012
32,187	680	32,867
657,911	△ 3,453	654,458
627,226	△ 3,453	623,773
△ 1,176,748	△ 957	△ 1,177,705
△ 1,102,964	△ 957	△ 1,103,921
99,971		99,971
△ 375,767	△ 4,410	△ 380,177
2,787,666		2,787,666
2,411,899	△ 4,410	2,407,489
	$\begin{array}{c} 61,145\\ 32,187\\ 657,911\\ 627,226\\ \\ \triangle 1,176,748\\ \\ \triangle 1,102,964\\ \\ \\ \end{array}$ $\begin{array}{c} 99,971\\ \\ \triangle 375,767\\ \\ 2,787,666\\ \end{array}$	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

# 給与費明細書

### 1 総括

		職員数			給上	チ費		法定福利費	合計
区分	特別耶	哉(人)	一般職	報酬	給料	手当	計	<b>伝</b> 足惟利負	
	管理者	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	1	11	( 4)	5,644	121,401	126,576	253,621	46,189	299,810
補正前	1	11	26	5,644	118,761	124,178	248,583	46,137	294,720
比較			( )		2,640	2,398	5,038	52	5,090

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

	ы Л	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	時間外及び休日
	区 分	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,994	11,880	16,536	1,520	4,431
手	補 正 前	2,994	11,880	16,390	1,513	3,800
当の	比 較			146	7	631
内	区分	住居手当	期末勤勉手当	退職給付費	在宅勤務等手当	
訳		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	1,092	58,114	30,000	9	
	補 正 前	1,092	56,500	30,000	9	
	比 較		1,614			

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	增減事由短	別内訳 (千円)	説明	備 考
給料	2,640	1 制度改正に 伴う増加分	2,640	給与改定に係 る増加分 2,640千円	給料の改定率 若年層に重点を置きつつ 2.9%
手当	2,398	1 制度改正に 伴う増加分	1,767	給与改定に係 る増加分 1,767千円	
		2 その他の増加分	631		時間外及び休日勤務手当 631千円

注) 支給率欄の()内は再任用職員の支給率である。

# 予算参考資料

#### 実施計画内訳書

### 収益的収入及び支出

支 出

款	・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	説	明	
	/	(千円)	(千円)	(千円)			(千円)
	<b>鱼事業費用</b>	2, 899, 759		2, 903, 892			
1 '	営業費用	2, 830, 192	4, 133	2, 834, 325			
	2 配水及び給水 費	559, 434	2, 708	562, 142			
	給料	52, 450	1, 387	53, 837	一般職員	53, 837	1,387 増
	手当等	31, 211	1, 055	32, 266	地域手当	7, 121	71 増
					通勤手当	476	2 増
					時間外及び休日勤務手当	2, 931	631 増
					期末勤勉手当	15, 744	351 増
	賞与引当金繰	9, 208	266	9, 474	期末勤勉手当分	7, 868	221 増
	入額				法定福利費分	1,606	45 増
	4 業務費	160, 589	91	160, 680			
	手当等	2, 343	72	2, 415	期末勤勉手当	1, 314	72 増
	賞与引当金繰	742	19	761	期末勤勉手当分	636	15 増
	入額				法定福利費分	125	4 増
	5 総係費	163, 243	1, 334	164, 577			
	給料	33, 745	720	34, 465	一般職員	25, 897	720 増
	手当等	23, 481	219	23, 700	地域手当	4,675	75 増
					通勤手当	600	3 増
					期末勤勉手当	12, 468	141 増
	賞与引当金繰	7, 098	395	7, 493	期末勤勉手当分	6, 305	392 増
	入額				法定福利費分	1, 188	3 増

## 資本的収入及び支出

## 支 出

	款・項・目・節		既決予定額	補正予定額	計	Ē	説明	
	491	יום בן אַי	(千円)	(千円)	(千円)			(千円)
1	資	本的支出	1, 245, 292	957	1, 246, 249			
	1	建設改良費	967, 263	957	968, 220			
		2 改良費	872, 499	957	873, 456			
		給料	25, 963	533	26, 496	一般職員	26, 496	533 増
		手当等	23, 423	424	23, 847	通勤手当	393	2 増
						期末勤勉手当	13, 146	422 増

#### 第108号議案

令和7年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

- 第1条 令和7年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和7年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

第1項 営 業 費 用

ア 汚水建設改良事業 390,331 千円 294 千円 390,625 千円

イ 雨水建設改良事業 113,080 千円 353 千円 113,433 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 計 )

2,574,356 千円 1,301 千円 2,575,657 千円

支 出

第1款 下水道事業費用 2,655,741 千円 1,301 千円 2,657,042 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 583,248 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 583,895 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 147,523 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 148,170 千円」に改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 )

支出

第1款 資本的支出 993, 162 千円 647 千円 993, 809 千円 第1項 建設改良費 650, 403 千円 647 千円 651, 050 千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員 給与費128,362千円」を「職員給与費130,310千円」に改める。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

### 令和7年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

### 収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道 事業費用			2,655,741	1,301	2,657,042	
	1 営業費用		2,574,356	1,301	2,575,657	
		1 汚水管渠費	120,114	247	,	汚水管渠の維持管理に要す る費用
		2 雨水管渠費	55,949	344	56,293	雨水管渠の維持管理に要す る費用
		4 ポンプ場費	91,125	34	91,159	ポンプ場設備の維持管理に 要する費用
		8 汚水総係費	45,921	346	46,267	汚水事業全般に関連する費 用
		9 雨水総係費	26,367	330	26,697	雨水事業全般に関連する費 用

## 資本的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支出			993,162	647	993,809	
	1 建設改良 費		650,403	647	651,050	
		1 汚水建設改良 費	390,331	294		汚水建設改良事業に要する 経費
		2 雨水建設改良 費	113,080	353	113,433	雨水建設改良事業に要する 経費

## 令和7年度箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	31,765	△ 1,301	30,464
引当金の増減	5,335	217	5,552
小計	750,605	△ 1,084	749,521
業務活動によるキャッシュ・フロー①	723,651	△ 1,084	722,567
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 745,441	△ 647	△ 746,088
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 555,916	△ 647	△ 556 <b>,</b> 563
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 94,471		△ 94,471
4 資金の増加額④=①+②+③	73,264	△ 1,731	71,533
5 資金期首残高	5,979,350		5,979,350
6 資金期末残高	6,052,614	△ 1,731	6,050,883

## 給与費明細書

### 1 総括

	職員数				給上	チ費		法定福利費	合計
区 分	特別和	哉(人)	一般職	報酬	給料	手当	計	<b></b>	`□`=
	管理者	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		11	( 2)	3,869	54,324	49,450	107,643	21,467	129,110
補正前		11	( 2)	3,869	53,574	48,284	105,727	21,435	127,162
比 較			( )		750	1,166	1,916	32	1,948

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

	Ε. Λ.	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	時間外及び休日
	区 分	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,368	5,100	7,303	804	2,350
手	補正前	1,368	5,100	7,130	794	2,350
当の	比 較			173	10	
内	区 分	住居手当	期末勤勉手当	退職給付費	在宅勤務等手当	
訳		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	759	26,757	5,000	9	
	補 正 前	759	25,774	5,000	9	
	比 較		983			

### 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	增減事由別	別内訳 (千円)	説明	備考
給料	750	1 制度改正に 伴う増加分	750	給与改定に係 る増加分 750千円	── 給料の改定率 若年層に重点を置きつつ 3.1%
手当	1,166	1 制度改正に 伴う増加分	1,166	給与改定に係 る増加分 1,166千円	給与改定に係る増加分 983千円
					支給期 6月 12月 合計
					補正後 2.30 (1.20) 2.35 (1.25) 4.65 (2.45) 補正前 2.30 (1.20) 2.30 (1.20) 4.60 (2.40)
					(1.20 / 2.30 (1.20 / 4.00 (2.40 )
					地域手当 173千円
					通勤手当 10千円

注) 支給率欄の()内は再任用職員の支給率である。

# 予算参考資料

### 実施計画内訳書

# 収益的収入及び支出

支 出

100	項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	説	明	
		(千円)	(千円)	(千円)			(千円)
	<b>直事業費用</b>	2, 655, 741	1, 301	2, 657, 042			
1 営業費用		2, 574, 356	1, 301	2, 575, 657			
1 1	汚水管渠費	120, 114	247	120, 361			
,	給料	8, 587	142	8, 729	一般職員	8, 729	142 増
	手当等	5, 502	85	5, 587	地域手当	1, 139	24 増
					期末勤勉手当	3, 202	61 増
	賞与引当金繰 入額	1,821	20	1,841	期末勤勉手当分	1, 544	20 増
2 i	雨水管渠費	55, 949	344	56, 293			
j	給料	8, 286	141	8, 427	一般職員	8, 427	141 増
	手当等	5, 170	160	5, 330	地域手当	1, 103	30 増
					通勤手当	125	5 増
					期末勤勉手当	2,710	125 増
	賞与引当金繰	1, 497	43	1, 540	期末勤勉手当分	1, 279	36 増
	入額				法定福利費分	261	7 増
4	ポンプ場費	91, 125	34	91, 159			
j	給料	3, 064	11	3, 075	一般職員	3, 075	11 増
	手当等	1,048	14	1,062	地域手当	370	14 増
	賞与引当金繰	268	9	277	期末勤勉手当分	230	8 増
	入額				法定福利費分	47	1 増
8	汚水総係費	45, 921	346	46, 267			
3	給料	10, 819	43	10,862	一般職員	10, 862	43 増
	手当等	7, 514	208	7,722	地域手当	1, 305	18 増
					期末勤勉手当	3, 358	190 増
	賞与引当金繰	1,840	95	1, 935	期末勤勉手当分	1, 613	79 増
	入額				法定福利費分	322	16 増
9	雨水総係費	26, 367	330	26, 697			
7	給料	8, 223	177	8, 400	一般職員	8, 400	177 増
	手当等	5, 407	103	5, 510	地域手当	1, 193	34 増
					期末勤勉手当	2, 739	69 増
	賞与引当金繰	1, 548	50	1, 598	期末勤勉手当分	1, 327	42 増
	入額				法定福利費分	271	8 増

## 資本的収入及び支出

## 支 出

款・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計		説	明	
	(千円)	(千円)	(千円)				(千円)
1 資本的支出	993, 162	647	993, 809				
1 建設改良費	650, 403	647	651, 050				
1 汚水建設改良費	390, 331	294	390, 625				
給料	8, 917	180	9, 097	一般職員		9, 097	180 増
手当等	7, 731	114	7, 845	地域手当		1, 298	34 増
				通勤手当		88	2 増
				期末勤勉手当		4, 441	78 増
2 雨水建設改良費	113, 080	353	113, 433				
給料	5, 678	56	5, 734	一般職員		5, 734	56 増
手当等	6, 304	297	6, 601	地域手当		895	19 増
				通勤手当		219	3 増
				期末勤勉手当		3,771	275 増

#### 第109号議案

令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算(第2号)

- 第1条 令和7年度箕面市ボートレース事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和7年度箕面市ボートレース事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

 (科 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 ( 計 )

 支
 出

第1款 ボートレース事業費用 108,598,373 千円 1,915 千円 108,600,288 千円 第1項 営 業 費 用 103,047,373 千円 1,915 千円 103,049,288 千円

第3条 予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員 給与費230,550千円」を「職員給与費232,465千円」に改める。

令和7年12月1日提出

箕面市長 原 田 亮

# 予算に関する説明書

## 令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算(第2号)実施計画

### 収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	I	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 ボート			108,598,373	1,915	108,600,288	
事業費用	1 営業費用		103,047,373	1,915	103,049,288	
		7 管理費	783,746	1,915	785,661	事業全般に関連する費用

## 令和7年度箕面市ボートレース事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区分	既 決 予 定 額	補正予定額	計
1業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,188,154	△ 1,915	1,186,239
業務活動によるキャッシュ・フロー①	1,144,450	△ 1,915	1,142,535
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	1,315,458		1,315,458
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 1,366,878		△ 1,366,878
4 資金の増加額④=①+②+③	1,093,030	△ 1,915	1,091,115
5 資金期首残高	9,817,866		9,817,866
6 資金期末残高	10,910,896	△ 1,915	10,908,981

# 給与費明細書

## 1 総括

		職員数()	()		給与費(千円)				
区 分	特別	刂職	一般職	報酬	給料	手当	計	法定 福利費	合計
	管理者	その他						(千円)	(千円)
補正後	1	23	( )	8,273	92,011	98,201	198,485	33,170	231,655
補正前	1	23	21	8,273	90,311	97,986	196,570	33,170	229,740
比較			( )		1,700	215	1,915		1,915

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

			$\wedge$	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	時間外及び休日	住居手当
	区		分	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	勤務手当 (千円)	(千円)
	補	正	後	1,314	8,268	12,198	1,681	10,723	1,556
手	補	正	前	1,314	8,268	11,983	1,681	10,723	1,556
当の	比		較			215			
内	区		$\wedge$	期末勤勉手当	退職給付費	在宅勤務等手当			
訳			分	(千円)	(千円)	(千円)			
	補	正	後	52,946	9,506	9			
	補	正	前	52,946	9,506	9			
	比		較		·	·			

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備考
給料	1,700	1 制度改正に 伴う増加分	1,700	給与改定に係る増加分 1,700千円	給与改定の状況  本年度  - 給料の改定率 若年層に重点を置きつつ 3.3%  本年度  - 給与改定実施時期 令和7年(2025年)4月
手当	215	1 制度改正に 伴う増加分	215	給与改定に係る増 加分	
				215千円	地域手当 215千円

# 予算参考資料

### 実施計画内訳書 収益的収入及び支出

### 支 出

说 明	
	(千円)
83, 443	1,700 増
12, 198	215 増
j	83, 443